

第三條 埋没若クハ焼却ヲ以テ營業セントスルモノハ住所氏名身分年齢ヲ記シ左ノ各號ヲ具シ  
市區町村長ノ奥印ヲ受ケ所轄警察署ヲ經テ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ其事項ヲ變更セントス  
ルトキ亦同シ

一營業所又ハ事務所ノ位置

二埋没若クハ焼却ニ關スル取扱方法及取扱料

三埋没地焼却場又ハ墓地火葬場所有者ノ承諾書

第四條 埋没地若クハ焼却場ヲ設置シ埋没若クハ焼却ヲ以テ營業セントスルモノハ第三條ノ手  
續ニ依リ左ノ各號ヲ具シ願出許可ヲ受クヘシ許可ヲ受ケタル後改造變更セントスルトキ亦同  
シ但埋没又ハ焼却場ノミヲ設置セントスルモノハ第四號第五號ヲ具スルヲ要ス

一埋没地若クハ焼却場ノ位置(市郡區町村番地反別坪數等ヲ詳記スルヲ要ス)

二工事設計書及落成期日

三埋没地若クハ焼却場周圍三町以内ノ地形ヲ詳記シタル平面圖

四營業所又ハ事務所ノ位置

五埋没若クハ焼却ニ關スル取扱方法及取扱料

第五條 埋没地若クハ焼却場ハ左ノ構造ニ依ルヘシ

一周圍ニ高サ六尺以上ノ牆塼ヲ設クルコト

二燒却室及火爐烟突等ヲ備ヘ完全ナル防臭裝置ヲ爲スコト

第六條 工事落成シタルトキハ所轄警察署ヲ經テ當廳ニ届出テ検査ヲ受クヘシ検査以前ニ於テ

ハ使用スルコトヲ得ス

第七條 埋没地若クハ焼却場ハ

皇陵ヲ距ル直經百八十間國道縣道鐵道河川學校病院公園飲料水井ニ人家ヨリ同六十間以上ヲ

巨ル場所ニアラサレハ之ヲ許サス

第八條 營業者ハ臭氣及汚液ノ漏洩セサル様裝置シタル運搬容器ヲ備ヘ所轄警察官署ノ檢印ヲ

受クヘシ其檢印ナキ器具ハ營業用ニ供スルコトヲ得ス

第九條 運搬器具ハ使用後直チニ清潔ニ洗滌スヘシ

第十條 胞衣及汚物ノ埋没擴穴ハ深サ三尺以上タルヘシ

第十一條 正當ノ理由ナク工事落成期日ニ落成セス又ハ六ヶ月以上休業シタルトキハ認可ノ効

ヲ失フヘシ

第十二條 營業者ニシテ胞衣及汚物ノ取集人ヲ置キタルトキハ其住所氏名身分年齢ヲ記シ所轄

警察官署ニ届出ヘシ

第十三條 埋没地若クハ焼却場ヲ自ラ管理セス別ニ管理者ヲ置キタルトキハ其住所氏名ヲ所轄

警察官署ニ届出スヘシ

第十四條 營業者其氏名ヲ改メ又ハ住所營業所若クハ事務所ヲ轉シ或ハ廢業シ又ハ埋没地焼却

場ノ所有者其場所ヲ廢止シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ

第十五條 管理者及汚物取集人ノ異動ハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第十六條 警察官ニ於テ必要ト認メタルトキハ何時タリトモ營業所若クハ事務所又ハ埋没地焼

却場ニ臨檢シ且ツ埋没地焼却場ノ改修ヲ命スルコトアルヘシ

第十七條 第一條乃至第四條第六條第八條第九條第十條第十二條乃至第十五條ニ違背シ又ハ第十六條ノ臨檢ヲ拒ミ若クハ改修ノ命ニ従ハサルモノハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五拾錢以上壹圓以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十八條 本則施行前許可ヲ得タルモノト雖モ明治三十二年十月三十一日マテニ本則第二條ニ依リ更ニ願出許可ヲ受クヘシ但既設ノ理沒地若クハ燒却場ニシテ本則第五條ニ適合セサルモノハ將來修繕又ハ改造ノ際該條ニ依リ構造スヘシ

第十章 醫務

第一節 病院

本邦病院は文久元年陸軍軍醫總監松本順が幕府の命により長崎に赴き蘭人ドクトル、ボンベに就きて醫學を修習し幕府に請求して治療所を設置せしに始まり、維新以後に於いて漸その數を増すに至れり。本府に於ける病院中其の設立最早き者を府立大阪醫學學校病院とす。明治初年東大組内久寶寺町に文部省直轄醫學學校及び病院を設け、蘭醫を聘して其の教師とし、學術を教授し併はせて患者の診療に従事せり。然るに明治五年學制改革に際し該病院の廢せらるゝや、府下の有志者廣岡八右衛門、磯野小右衛門等其の廢絶せんことを痛惜し、依然繼續設置あらんことを府廳に請願し、競ひて金員を寄附する者殆三百名の多きに上りしが、ば東大組安土町東本願寺掛所を假病院と定めて修繕に着手し、翌

六年春竣工し診察局、手術局、藥局、病室及び講堂等、殆完備せしを以つて同年二月開院式を行へり。病室は四十八室を有して患者約百五十名を收容するに足り、其の職員には院長高橋正純、文部省舊病院雇教師和蘭ドクトル、エンメトンス、通譯一名、醫員五名、藥局係二名及び器械係一名を置き、其の他事務係二名は本府勸業課員に之れを兼ねしめ、而して本院は府民の奇特なる盡力により創立せられたるものなるを以つて管外人民にして治療を乞ふ者の診察往診及び入院料は管内人民より聊その額を増し、且管内赤貧者にして戸長の添書あるものは無料投藥治療し、又兼醫の参考となるべき患者あるに際しては其の參觀を許し、又同年七月市内四大區醫師中に就き各醫一名の醫務取締を撰定し、其の區内開業醫に關する一切の事務を擔當せしめ、本院をして之れを總理せしめ、明治七年四月教師、エンメレンス、滿期歸國するや、院長高橋正純代りて教授を擔當し、翌八年二月産婆傳習を開始し、又同月鍼灸醫を試験せしめ、其の九月始めて院内に癲狂病室を設け、翌九年二月二たび、エンメレンスを雇教師とし、翌十年五月其の滿期歸國するや更に其の八月同國人ドクトル、マンヌヘルトを雇教師とせり。ついで翌十一年八月北區常安町舊廣島藩邸跡に於いて本院の建築に着手し、翌十二年三月其の工を竣へ、同四月一日開院式を行ひ大阪公立病院と稱し、院内に教授局を置き、東京大學醫學部助教橋良佳を聘して其の局長となせり。而して此の年三月雇教師、マンヌヘルトは滿期歸國せり。越えて翌十三年三月本病院を府立大阪病院と改稱し、教授局を分離して府立大阪醫學學校とし、同時に橋良佳を學校長に任ぜり。翌十四年一月院長高橋正純及び校長橋良佳辭職せしを以つて海軍軍醫吉田顯三を病院長に任ぜり。同十六年九月其の兼務を辭するや、教師醫學士神田由巳に校長を命じ、翌十七年神田の其の職を辭するに及びて院長吉田顯三に二たび校長兼務を命ぜり。後、明治二十一年一月諸規則を改定し、施療患者五十名を限り入院を許すこととし、其の三月校長兼病院長吉田顯三辭職するや、教

諭神戸文哉校長代理を命ぜり翌二十二年本校及び病院を市郡聯帶の所屬と爲して特別經濟とし府廳に於いて管理することゝ爲し同年七月第三高等中學校教諭醫學士清野勇に學校長を囑託し次いで病院規則を改正し校長清野勇を病院長兼内科醫長に教諭醫學士井上平造を副院長兼外科醫長に同柳琢藏を産科婦人科醫長に今井眞吉を眼科醫長に同大西鍛を精神科醫長に各兼務を命じ爾來大いに諸規則を改正し職員を増加して益々業務を擴張し後明治二十六年病室の増築に着手し翌二十七年十月其の工を竣へ治療上一層の價を増せり同三十年一月教諭兼病院副院長外科醫長井上平造辭職せしを以つて同年四月醫學士澤邊保雄を教諭兼外科醫長に任用し翌五月に副院長兼務を命じ同九月病院職制中に小兒科を増設し教諭醫學士坪井速水に同科醫長を命ぜり翌三十一年七月校長兼病院長内科醫長清野勇辭職せしにより同月教諭兼副院長外科醫長澤邊保雄に校長兼病院長外科醫長を教諭兼産科婦人科醫長柳琢藏に副院長を教諭兼小兒科醫長坪井速水に内科醫長兼務を命じ同年九月醫學士眞下正太郎を教諭兼小兒科醫長に任用し同年十一月病院職制中に神経科を増設し教諭兼精神科醫長大西鍛に之れが醫長兼務を命じ同月教諭兼副院長産科婦人科醫長柳琢藏の辭職するや同三十二年一月教諭兼精神科神經科醫長大西鍛に副院長兼務を命じ醫學士木下正中を教諭兼産科婦人科醫長に任用せしが同人は其の六月辭職せしを以つて十月醫學士伊庭秀榮を教諭兼産科婦人科醫長に任用し三十三年四月校長兼病院長外科醫長澤邊保雄辭職せしを以つて教諭兼副院長精神科神經科醫長大西鍛に校長心得を命じ其の十一月蒸汽機關及び發電機を新設し學校病院自用の電燈を點じ又病院各診療所患者控所及び事務室等に暖房管を敷設し浴場消毒所賄所總べて蒸氣を使用するの設備を爲し同三十四年四月病院規則を改定し使用料規則を定めき同月大西鍛の校長心得及び副院長の職を辭せしを以つて本府書記官西澤正太郎に校長兼病院長事務取扱を命じ同

六月本校を大阪府立醫學學校病院を大阪府立醫學學校病院と改稱し同七月學校に在りては病理細菌教室解剖教室講堂生徒控所の改造増築病理解剖室動物室解剖標本室等の新築病院に在りては學用病館小兒科診療所及び研究室藥庫等の新築其の他本館及び各病館の大修繕に着手し同年九月醫學博士醫學士三宅連に教諭兼外科醫長を囑託し同十一月醫學士高洲謙一郎を教諭兼小兒科醫長に任用せり越えて翌三十五年校長兼病院長事務大阪府書記官西澤正太郎兵庫縣に轉任するに當り同月教諭醫學博士佐多愛彦に臨時校長兼院長事務取扱を命じ同五月に至り更に同人を校長兼教諭となし兼病院長を命ぜり此の月前年着手せし學校及び病院の工事竣成せしを以つて一層諸般の便を増し府立病院として開然するところなきに至れり而して同年十月に於ける職員及び雇人の數を擧ぐれば院長一名各科醫長六名醫員二十六名藥劑科長一名藥劑員九名同心得二名事務長事務取扱一名書記十五名機關師二名器械師一名看護長心得一名看護婦五十一名附添看護病人取締一名同看護病人四十四名電話交換手一名小使其の他諸雇人四十二名計二百名とす

府立難波病院に關する事實は既に徵毒檢査の部に述べたれば爰には之れを除く大阪市立桃山天王寺及び本庄の三病院も亦府立なりしが明治二十二年市制實施と共に大阪市の所屬とせり此の病院は共に傳染病院にして常設のものにあらざりしが衛生事業の發達に伴なひ大阪市に於いては其の規模を擴張して桃山病院を常設と爲し獨患者の治療を爲すのみならず血清製造と細菌の研究とを兼行し近時大いに發達進歩の好況を呈せり其の他私立病院取締に就きては明治十六年八月甲第五十五號を以つて私立病院規則を制定し翌十七年十月同則中に改正を加へ越えて十八年二月更に規則を改定し後數回規則の加除を行ひしが是れ現行法にして其の全文左の如し

甲第五號(明治十八年)

明治十六年八月常府甲第五十五號布達私立病院規則別冊ノ通改ム 但從前許可ノ私立病院或ハ其支院ニシテ本則ニ該當セサルモノハ來ル六月三十日迄ニ改正シ其旨届出ヘシ

私立病院規則

- 第一條 私立病院ヲ設置セントスルモノハ左ノ各項ヲ具備シ別紙書式(第一)ニ準シ構造ノ圖面ヲ添ヘ願出ツヘシ
- 一 病院ニ適スヘキ土地
- 二 患者ノ療養ニ適スヘキ構造病室ハ少クモ五室其疊敷ハ合計三十疊以上
- 三 院主(院長若クハ醫員)院長及二名以上ノ醫員
- 四 調劑生二名以上
- 五 看護病人三名以上
- 第二條 支院ヲ設ケントスルモノハ前條ニ準シ願出ツヘシ最本院ノ他府縣下ニアルモノハ其願書及指令書ヲ添付スヘシ 但院主院長ハ時宜ニ依リ本院ヨリ兼務スルヲ得
- 第三條 病院及支院ノ外患者ヲ宿泊セシムル目的ヲ以テ種々ノ名義ヲ附シ治療所ヲ設クルコトヲ得ス 但病院若クハ支院ノ四隣該院附屬ノ病室ヲ設クルハ本文ノ限リニアラス
- 第四條 私立病院及其病院ハ左ノ門標ヲ掲クヘシ

寸法  
適宜  
私 立 何 病 院 (支 院)

本院ノ他管ニアルモノ  
ハ何府縣ト肩書スヘシ

第五條 八種傳染病中ベスト虎列刺赤痢猩紅熱痘疹發疹室扶私ハ入院セシムヘカラス 但腸室扶斯實布埤利亞ハ傳染病室ノ設ケアルモノニ限リ入院セシムルヲ得ルト雖モ他ノ患者ト同室内ニ混同收容スヘカラス

- 第六條 傳染病室ヲ設ケントスルトキハ普通病室ト隔離シタル場所ヲ選ミ願出ツヘシ
- 第七條 削除
- 第八條 位置構造又ハ院則ヲ變更セントスルトキハ其事由ヲ詳記シ願出ツヘシ
- 第九條 院長醫員ノ異動及給額ノ増減又ハ開廢休院等ノ節ハ其旨速ニ届出ツヘシ
- 第十條 總テ願書ハ三通届書ハ二通ヲ作り其町村戸長衛生委員ノ與書ヲ得テ所轄郡區役所ヲ經テ差出スヘシ

- 第十一條 第一項第二項構造不適當ト認ムルトキハ改造ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十二條 本院並支院ニ關スル一切ノ事ハ院主其責ニ任スヘシト雖モ院長醫員及雇人等故意ニ出テタルモノハ各本人其責ニ任スヘシ
- 第十三條 此規則(第十條第十條)ニ違背シタルトキハ違警罪ヲ以テ罰セラル、ノ外廢院ヲ命スルコトアルヘシ
- 第一號書式 (用紙美濃紙)

私立病院設立願

一 病院位置 何國何區郡何村何番地或ハ何誰居室  
一 名稱 何病院  
一 院則

- 一 患者入院及診察ノ手續ヲ記ス
- 一 入院料藥價診察料ノ類其他本院ノ條規トスヘク一切ノ事項ヲ掲ケ其項目ハ適宜ニ記ス
- 一 院長履歷
 

住所	族籍	氏名	生年月
- 一 修學ノ順序ヲ詳記ス
- 一 官廳ニ奉職又ハ公私立病院ニ從事セシ等ノ事アレハ其始末ヲ詳記ス
- 一 醫術開業免狀寫ヲ記ス
- 一 醫員履歷
 

住所	族籍	氏名	生年月
- 一 書載ノ事項前同斷
- 一 院長醫員給料
 

院長	何	誰
一ヶ月	金若干	
同	金若干	
同	金若干	
同	金若干	
- 一 病院費用
 

醫師ノ共立等ニテ給料定メサルモノハ其事由ヲ記ス	
一 創立費 <small>(社株金又ハ附金又ハ私金等ノ別ヲ記ス)</small>	

一 營繕費并雜費一ヶ月金若干  
 一 雇給料 前同斷  
 右費用總計見積概畧金若干  
 右之通設立仕度此段奉願候也  
 年月日

何國區郡何町何番地或ハ寄留  
 何縣(寄留人ハ原籍國郡區) 族籍職業  
(院主タル) 願人 何 誰 印  
 同 上  
(社名ノ院長醫員)  
 同 上 何 誰 印  
 右何町衛生委員 何 誰 印  
 同戶長 何 誰 印

大阪府知事何誰殿

右出願ニ付奥書仕候也

而して私立病院は二三の者を除きては甚しく盛ならずと雖病院其の者としては能く健康回復の任務を盡せるの状況あり取締上の實施に就きては設立出願あるに際し組織上の完否通氣採光等を實

査し病室の改増築に就きても其の時々實地を檢査して之れを許否する等、一に衆庶の保健上に注意せざるはなし、今終に臨み明治三十四年末現在私立病院に係る概要を示せば左の如し。

名稱	位 置	創 立 年	院長及醫員	院 長 氏 名
自然堂病院	大阪市西區西長堀北通四丁目	明治十六年	二	大黒川 竜
高安病院	同區土佐堀通五丁目	同二十二年	一〇	高安 道成
吉益病院	同區松島町一丁目	同二十三年	五	吉益 東洞
白井眼病院	同區立賣堀北通四丁目	同 年	三	白井 俊造
緒方病院	同區立賣堀南堀四丁目	同二十六年	八	緒方 惟準
安治川病院	同區九條新道六丁目	同 年	四	森 伊十郎
宮本病院	同區南堀江上通一丁目	同二十七年	三	宮本 龜壽
第三病院生司院	同區松島町一丁目	同三十三年	五	加勝 兵松
井上病院	同區南堀江上通一丁目	同三十年	六	井上 平造
博愛病院	同區新町通二丁目	同三十一年	一	松本 需一郎
岡病院	同區江戶堀南通二丁目	同 年	四	岡 琢藏
柳病院	同區江戶堀北通四丁目	同 年	三	柳 琢藏
聖バルナバ病院	同區川口町	同三十二年	四	ヘルント、ラニング
長春病院	同市南區千早町	同十五年	二	藤 中 泰
濟生病院	同區北桃谷町	同十八年	四	三崎 厚齊
大阪精神病院	同區天王寺	同十九年	三	山本 宗一

明治病院	同區難波新地五番町	同 年	三	原田 壽一郎
高橋病院支院	同區天王寺北山町	同二十二年	四	高橋 謙三
岩崎眼病院	同區心齋橋通一丁目	同二十四年	三	岩崎 義人
増本病院	同區笠屋町	同二十六年	五	増本 有吉
傳染病研究附屬病院	同區天王寺	同三十年	六	石 神 享
宮内眼病院	同區大和町	同三十一年	三	宮内 重志
大阪慈恵病院	同區東區粉川町	同二十一年	三	緒方 惟準
小林眼科病院	同區横堀六丁目	同二十二年	三	中馬 興九
高橋眼病院	同區京橋二丁目	同二十三年	六	高橋 江春
小笠原本病院	同區今橋一丁目	同 年	四	小笠原 大藏
山縣眼科病院	同區北濱三丁目	同二十六年	五	山縣 正雄
司馬眼病院	同區南久太郎町二丁目	同 年	四	司馬 市太郎
城南病院	同區清堀町	同三十二年	五	佐々木 惟朝
玉造病院	同 町	同三十年	二	松本 格之助
桃山松本病院	同區東平野町	同三十一年	五	菅沼 貞吉
菅沼病院	同區道修町一丁目	同 年	三	河野 徹志
河野病院	同區北久太郎町二丁目	同三十二年	五	川村 恒夫
川村病院	同區北區吉川町	同三十一年	五	山田 俊卿
吉谷病院	同區安治川通上二丁目	同三十年	三	

各 稱	位 置	創 立 年	院長及醫員	院 長 氏 名
長谷川病院	大阪市西區下福島	明治三十年	八	長谷川清治
大野病院	同區安治川通南二丁目	同三十二年	三	大野義太郎
天滿療病院	同區西成川崎	同 年	三	久保勝
回生病院	同區船場	同 年	一〇	菊池篤忠
堺病院	堺市熊野町西一丁目	同三十一年	三	長宗竜哉
大阪癲狂院	西成郡豊崎村	同二十五年	三	松本元良
天真病院	真成郡西高津村	同二十四年	三	眞部忍
第二小笠病院	同郡生野村	同二十九年	三	小笠原大藏
山田病院	同郡天王寺村	同 年	三	山田理一
尾崎病院	三島郡高槻町	同三十年	四	尾崎衛吉
石丸癲狂院	豊能郡熊野田村	同十八年	四	本村謙太郎
箕面山療病院	同郡箕面村	同三十年	二	久富吉廣
七山病院	泉南郡熊取村	同二十二年	三	本多榮
河内病院	北河内郡四條村	同三十年	五	高安道純

### 第二節 醫師

醫師の習弊を去除し學術を奨励して真正の醫學を陶冶するは衛生普通の根基にして最緊急の要務

とす。而るに從來何等の施設なかりしが明治六年六月文部省は第十九號を以つて現時醫術開業者の明細書及び醫師の人員申報方を達せられ本府に於いては直ちに之れが調査を爲し、が當時の調査に依れば試験免許の者二名漢法四百七名洋法百名漢洋法百五名和法一名和洋法一名流派未詳の者二名計六百十八名とす。翌七年三月文部省達を以つて醫制を定め、先三府に之れを施行せらる。翌八年三月醫制に基き醫術開業試験の學科目を達し、同五月醫制を改正せられ、今其の要項を摘録すれば全篇七十六箇條に涉り其の第一條乃至第十一條には全國衛生事務の施政地方衛生局及び其の吏員等設置の事第十二條乃至第二十六條には醫術開業の事第二十七條乃至第五十三條には醫術開業免許試験の事第五十四條乃至第七十六條には藥舖開業免許試験及び毒劇藥取扱規則の事等を規定し而して此の制たるもと法を歐米國に取りたるものなるを以つて當時いまだ本邦の事情に適せざるもの往々之れありしは時世に照し已むを得ざる所とす。同年六月衛生事務は内務省に移され、同九年一月内務省第五號を以つて醫術開業試験科目を達せられ、同十年八月内務省乙第七十六號を以つて維新以來醫術にて諸官廳及び地方公立病院に就職し主として醫療若くは教授の任に當りたる者は志願に依り試験を須ひず直ちに免狀を交付すべき旨を達せられ、同十二年二月内務省甲第三號を以つて醫師試験規則を定められ、同三月内務省乙第十一號を以つて從來開業せる醫師の他管へ轉籍寄留の際は新規開業と見做し學術試験を施行し又は地方に依り適宜の處分を爲す等其の取扱區々に涉れるを以つて自今他管へ移住の節は元管廳の添書に依り開業許可の取扱方を達せられ、同十五年太政官布達第四號を以つて文部卿の認可を得某條件を具備する醫學校の卒業者は詮議の上試験を要せず開業免狀を下附することあるべき旨を達せられ、同年三月内務省乙第十四號を以つて從來開業醫の子弟にして其の助手と成り醫業を以つて家名相續せんとする者は其の年齢當十五年六月に於

いて満二十五歳以上の者に限り従来開業醫と見做し無試験開業許可證を與へて可なる旨を達せられ又其の四月同省乙第二十六號を以つて本年三月乙第十四號に依り開業醫子弟に開業許可の證を與ふるは當十五年八月限とし該期限經過後は一切許可すべからざる旨を達せられ同年八月布告第三十九號を以つて醫師にして開業に關し犯罪若くば不正の行爲あるときは中央衛生會の審議を經内務卿に於いて其の業を停止若くば禁止することを得る旨を公布せられしが翌十六年十月布告第三十五號を以つて醫師免許規則を制定明治十五年第四號布達文部卿の許可を得たる醫學學校卒業者無試験免許狀下附の件及び同年八月第三十九號布告不正行爲ある醫師處分の件は共に規則中に編入して前規定を廢止せらるして翌十七年一月一日より之れを實施せられ後數回の加除ありて以つ今に至れり。

斯くて同年十月第三十四號布達により醫術開業試験規則を定めて同十二年二月内務省甲第三號醫師試験規則を廢止せられ同十二月内務省告示甲第二十六號を以つて其の受験人心得を定められついで同十六年十一月内務省達乙第四十六號を以つて醫師免許規則第三條に據るべき醫學學校の稟議方の規定あり而して醫師免許規則第五條により假開業免許狀を授與せらるべきものは實際醫師缺乏の場所に限り區域を定めて免許せらるるものにして限地醫即是れなり。

醫師免許規則に依れば醫師は内務卿の免許を得たる者に限られしが従來地方廳に於いて免許したる醫師に就きて明治十七年一月内務省乙第四號を以つて更に内務省より免狀授與すべき旨を達せられ又同十八年七月内務省乙第二十四號を以つて従來同省より下附したる醫術開業免許者中明治十七年一月以前醫術開業試験に及第して免許授與の者官立學校及び外國に於いて醫學卒業により免狀授與の者及び奉職履歷に依り免狀授與の者は免狀書換交附に付き舊免狀返納すべき旨を達せ

られき蓋均しく内務省免許醫なれど其の各資格に差異あるを以つて免狀に其の區分配入の必要あるに由るものなるべし爾後醫術開業試験に關し發令せられしものを舉ぐれば明治二十一年八月内務省告示第九號醫師開業試験願書には自今許可の指令を附せざるに付き該出願者は試験舉行の期日四日前に受験地に到着し宿所氏名を其の地方廳に届出方の件同二十四年十一月内務省告示第五十七號醫師開業試験並藥劑師試験願書は本人之れを自書し且當年若くは其の前年に寫取りたる寫眞添付方の件同二十六年四月内務省令第六號醫術開業試験及び藥劑師試験手数料は其の金額に相當する登記三十二年勅令第四百十號を以つて收入印紙に改む印紙を願書に貼附納附方の件同二十六年七月醫術開業試験後期の學說試験及び齒科の學說試験に合格したる者は次回以後の試験に於いて實地試験のみを受くることを得る件及び同三十年四月内務省令第九號實地試験のみを受くる者に對する手数料改正の件等にして後明治三十一年二月内務省令第二號を以つて醫師及び藥劑師實地試験に關する件を規定せられき。

府下に於ける開業醫は従來病院の配下たらしめしが明治三年四月に至り府に於いて之れを取扱ふこととせり元來醫師は仁術を旨とし人命に關する至重の業體なるに係はらず兎角尊大の風を裝ひ三枚肩四枚肩と唱ふる駕を用ひ其の甚しきに至りては駕丁の謝金をも貪るの惡習あるを以つて之れが弊を矯んがため明治五年五月向後回診者は人力車又は乘馬を用ふべき旨を達しついで同年十一月各開業醫の履歷を徴して施政の端を開き翌六年四月醫師回診の際止を得ざる節は駕籠を用ふるを許し又同年七月醫師の惡弊を悉除せんが爲四六區に醫業取締を置き翌七年六月各部にも亦之れを置き同四月文部省より學術開業試験手續を達せられしを以つて従來開業醫と雖更に受験すべき旨を達し其の成績により標戸の證を下附し病者は該證札の有無を見て受療すべき旨を達せり同



十年四月醫術開業は病院の卒業者たりとも未丁年者には之れを許可せざる旨を達し、同十一年四月内務省開業免狀を有する者は明治九年に於いて定めたる本府の證札を要せざれども新規免狀受領及び開業する者は届出方を達し、同年五月折傷打撲等の者治療を乞ふ節は知己者の外警察官吏又は巡行の巡查に報告すべく、また、知己者と雖その住所氏名及び疵所等詳細記し置くべき旨を達し、同年三月彙に設けたる醫業取締を廢し、後同十四年三月醫師診察出張所を設けんとするときは願書認方及び其の心得方を示せり、而して從來本府に於いて行ひ來たりし醫術開業試験期は毎期之れを管内に廣告せしが、明治十五年一月甲第十一號を以て同年一月より廣告を廢し、同一月、四月、七月、十月の四度と定め、毎期受験者五十名を限り試験する旨を達し、翌十六年八月甲第五十四號を以て開業醫規則を定めて同年九月より施行し、従前の令達にして本則に抵觸する者は總べて之れを廢止し、爾來必要に應じ、屢本則に加除改正を加へしが、明治三十三年に至り、本則の全部を改正せり、左に掲ぐる現行法即是れなり。

大阪府令第五十二號(明治三十三年三月三十一日)

明治十六年八月甲第五十四號開業醫師規則左ノ通り改正ス

第一條 醫師開業セムンスルトキハ原籍住所開業地ヲ記シ履歷書及醫術開業免狀寫ヲ添ヘ當廳ニ届出ツヘシ但轉居改氏名ヲ爲シ廢業又ハ死亡セシトキハ本人又ハ遺族ヨリ十日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ

第二條 醫師出張診二所ヲ設ケムトスルトキハ其ノ診察所ノ郡市區町村名番地出張診察ヲナスヘキ日時ヲ記シ當廳ニ届出ツヘシ其診察所又ハ診察日時ヲ變更シ若ハ診察所ヲ廢止シタルト

キハ十日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ

出張診察所ニ業務代理者ヲ置クトキハ其醫術開業免狀寫ヲ添ヘ十日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ他府縣下在住ノ醫師ニシテ當府下へ出張診所ヲ設ケムトスルトキハ前項ノ外履歷書及開業免狀寫ヲ添付スヘシ

第三條 醫師種痘ヲ業トナサムトスルトキハ當廳ニ届出ツヘシ

第四條 開業醫師ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 處方錄ヲ備ヘ置キ患者ノ住所職業氏名年齢及其病名處方轉記等ヲ記載スルコト

二 處方書ヲ附與スルトキハ其處方書ニ患者ノ住所氏名年齢及附與ノ年月日ヲ記載シ且自己ノ住所氏名ヲ記シ捺印スルコト但氏名ヲ自書スルトキハ捺印ヲ要セス

三 中毒又ハ藥物ノ誤用等ニ原因スル患者死者ヲ診斷シタルトキハ其原因病症等ヲ記シ患者所

在地ノ警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ツルコト

四 死體檢案ヲ爲シタルトキ又ハ診察セル患者死亡シタルトキハ第一號様式ニ依リ死亡診斷書

死體檢案書ヲ死産ニ係ルトキハ第二號様式ニ依リ死胎檢案書ヲ作爲シ届出義務者ニ交附ス

ルモノトス但二通以上ヲ求ムルモノアルトキハ之ニ應スルコト

五 診察又ハ檢案ヲ行フニアラサレハ投藥又ハ處方書診斷書檢案書ヲ附與セサルコト

六 診察治療又ハ檢案ノ求メヲ受ケタルトキハ速ニ之レニ應スルコト但正常ノ事故アルトキハ

此限リニアラス

第五條 當廳ニ差出スヘキ届書ハ其所在地郡市區役所村役場ヲ經由スヘシ

第六條 本則第一條第二條第四條ニ違背シタル者ハ壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

(様式略ス。但第一章第二節参照ノ事)

是より先明治十六年五月甲第八拾六號を以つて開業醫に對し其の組合を設け規約を定め當廳の認可を受くべき旨を達せり而して此の規定は大坂市街及び接續町村並に堺市に施行するものとし其他の郡部に在りては適宜組織せしむる者として其の規約の標準左の如し。

- 一 學術の進歩を圖り醫師の風儀を矯正する事
- 一 會議を設け規約を定むる事
- 一 役員選舉法及び權限
- 一 組合醫師の事務所を定むる事
- 一 會議に關する規定並に費用徵收及び支出法
- 一 加入者及び退去者に關する規定
- 一 違約者處置法

大坂市内開業醫は右各規定により其の當時醫師組合を設置せしか明治二十三年一年府令第一號を以つて右組合設置規定廢止と共に該組合解散し或ひは各區有志者適宜の會を設け僅に其の氣脈を逆せるあり或ひは全く設けざるあり各自行動の儘なりしが世運の進歩に伴ない團體を組織するの必要を生じ明治二十五年の交各區に醫師組合と稱するものを設置し行動稍之れを基礎とするの趨勢となれり同二十九年に至り益々團結の必要を認め大阪全市開業醫の結合を圖り三十年十二月まづ西南東三區の團體を作り之れを大阪醫師組合と稱して同月一日發會式を舉行し之れが規約を決定し爾後三區共同一致して北區同業者を誘導し三十二年一月北區も亦之れに加入するに至りしかば爰に全市結合の目的を達し同年二月大阪醫會と改稱して事務所を東區淡路町一丁目に設置せ

り而して本會設置以來施行事業の梗概を擧ぐれば明治三十年二月藥價を一定し同三十二年ベスト病流行の兆あるに際し健康診斷其の他豫防上に付き一致の行動を取り又本府の依頼により檢疫醫の不足を會員より補充し時に豫防法に關して必要なる事項を當局者に建議するところあり同三十二年以降醫師に關する法令は時々印刷して之れを會員に頒ち以つて其の周知を圖り專醫風の改良進歩を企畫せり今明治三十二年三月同會に於いて設定せし現行規約を示せば左の如し。

大阪醫會規約

- 第一條 本會ハ大阪醫會ト稱ス
- 第二條 本會ハ大阪市内ノ開業醫ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ノ目的ハ同業者ノ權利ヲ伸張シ公益ヲ保護シ醫風ノ高尚ヲ期スルニ在リ
- 第四條 事務處理ノ都合ニ依リ本會區域ヲ分割シテ東區、西區、南區、北區ノ四部トス
- 第五條 本會事務所ヲ大阪市東區淡路町一丁目三十八番屋敷ニ置ク
- 第六條 各區ニ於テ其會員ノ投票ヲ以テ常議員十名ヲ選舉ス  
但シ百名以上ノ會員ヲ有スル區ハ會員十名毎ニ常議員一名ヲ選舉ス
- 第七條 各區ニ於テ常議員中ヨリ更ニ幹事二名ヲ互撰シ本會ノ事務ヲ分掌セシム
- 第八條 幹事中ヨリ主務幹事一名ヲ互撰シ本會一般ノ事務ヲ整理セシム  
但シ主務幹事故アルトキハ他ノ幹事ヲシテ代理セシムルコトヲ得
- 第九條 役員ノ任期ハ滿一ケ年トシ毎年二月一日ヨリ十五日マテノ間ニ改選ス當選者若シ就任ヲ肯セサルトキハ次點者ヲ舉ク  
但シ再選スルモ妨ナシ

- 第十條 役員ハ總テ名譽職トス
- 第十一條 役員疾病其他事故アリテ其任ヲ辭スルトキハ二週日以内ニ後任者ヲ選舉スヘシ後任者ハ前任者ノ任期ヲ以テ期限トス
- 第十二條 幹事ハ金錢ノ出納ヲ掌リ諸帳簿ヲ明瞭ニシ且ツ毎年二月前年度ノ決算表ヲ製シ常議員會ニ報告スヘシ
- 第十三條 會員ハ何時ニテモ本會ノ帳簿其他ノ書類ヲ檢閱スルコトヲ得
- 第十四條 主務幹事ハ必要ノ場合ニ於テ書記等ヲ傭入レ報酬ヲ與フルコトヲ得
- 第十五條 本會ノ事業ニシテ役員ノ審査或ハ處置シ難キ者ハ特ニ委員ヲ選定シテ審査或ハ處理セシムルコトアルヘシ
- 第十六條 會議ハ總會常議員會幹事會ノ三種トス
- 第十七條 常議員會ハ毎年二月開會シ臨時常議員會ハ常議員五名以上若クハ會員二十名以上ノ請求ニヨリ開會スルモノトス
- 第十八條 總會ハ常議員會ノ決議ニ據リ臨時之ヲ開クモノトス
- 第十九條 常議員會ハ各區常議員三名以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス
- 第二十條 常議員會ハ出席過半数ノ賛否ニ據テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス但シ假令過半数ノ賛成ヲ得タル事項ト雖モ會議ノ際一區ノ常議員六名以上反對シタルトキハ本會ノ議決トシテ實施スルコトヲ得ス
- 第二十一條 會員ハ常議員會ニ出席シテ意見ヲ陳フル事ヲ得ルト雖可否ノ數ニ加ハル事ヲ得ス
- 第二十二條 會員ハ會費トシテ每一ヶ月金拾錢ヲ納ムヘシ

但シ年度ノ末ニ到リ徵收金ニ過剩ヲ生スルトキハ翌年ニ繰越シ不足スルトキハ常議院會ノ議決ヲ經テ追徵スヘシ

- 第二十三條 會員ハ常議員會ニ於テ議決セル事項ニハ服從セルノ義務アルモノトス
- 第二十四條 會員ハ醫事衛生ニ關スル法令ニ違犯シ其他本會ノ目的ニ反スル所爲アル者ヲ認ムル時ハ直ニ其山ヲ本會ニ報告スベシ審査ヲ遂クテ相當ノ處分ヲ行ヒ若クハ其筋ニ告發スヘシ
- 第二十五條 本規約ニ基キ各區適宜細則ヲ定ムヘシ
- 第二十六條 本規約ヲ改正センニハ常議員會ニ於テ少クモ各區ノ出席員五名以上ニ同意ヲ以テ可決セラル、ヲ要ス

醫師及び藥劑師名簿調製方に就きては明治三十四年六月內務省令第十六號を以つて醫籍藥劑師名簿編制並に加除訂正規程を定められ先同年七月三十一日現在により醫師藥劑師現在調査票を以つて調査を行ひ道廳府縣廳郡市役所町村役場に備付すべき醫籍藥劑師名簿を調製し爾後の異動は市町村長に於いて醫師藥劑師動態調査票を製し該名簿加除訂正のうへ一定の期日に於いて之れを上級官廳に回送し順次名簿加除訂正のうへ道廳府縣廳に於いては第一期分(毎年一月乃至六月)を八月三十一日迄に第二期分(毎年七月乃至十二月)を翌年二月二十八日限內務省へ回送することゝなりしを以つて本府に於いては市町村長をして該動態票調製の便宜を得しめんがため同年八月府令第五號を以つて左の規則を定めき。

大阪府令第五號 (明治三十四年八月七日)  
 醫師藥劑師届出規則左ノ通定メ發布ノ即日ヨリ施行ス

- 第一條 醫師藥劑師ハ開業スルト否トニ拘ラス免狀受領ノ日ヨリ十日内ニ本籍住所族稱氏各生年月日ヲ記シタル書面ニ免狀寫ヲ添ヘ住所地ノ市町村(大阪市ハ區長ニ届出ヘシ)
- 第二條 醫師藥劑師ニシテ他廳府縣下ヨリ當府下ニ轉籍若ハ寄留シタルトキハ十日内ニ前條ノ例ニ依リ住所地ノ市町村長ニ届出ヘシ
- 第三條 醫師藥劑師ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル異動事項アルトキハ其ノ事實及月日ヲ記シ十日内ニ住所地ノ市町村長ニ届出ヘシ但第三號ノ轉居先他ノ市町村ニ係ルトキハ双方ノ市町村長ニ届出ヘシ
  - 一 開業休業復業廢業シタルトキ
  - 二 他廳府縣ニ轉籍若ハ寄留セムトスルトキ
  - 三 當府下ニ於テ轉籍若ハ轉寄留ヲ爲シタルトキ
  - 四 海外ニ旅行又ハ移住セムトスルトキ
  - 五 海外ヨリ歸朝シタルトキ
  - 六 改名改姓本籍及族稱變更ノトキ
  - 七 失踪決定失踪取消若ハ死亡シタルトキ
- 第四條 前條第二號及第四號ハ其出發前ニ第七號ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ届出ル者トス
- 第五條 藥品營業並藥品取扱規則及當府開業醫規則ニ依ル醫師藥劑師ハ其ノ法律規則ニ届出ノ規定ナキ場合ノミ本則ニ依ルモノトス
- 第六條 本則第一條乃至第三條ニ違背シタル者若ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

病死體解剖は醫術の進歩發達を圖る上に於いて最緊要なるものなるを以つて明治九年八月當事者熟議のうへ區戸長或ひは醫務取締の承認を経て患部の解剖を爲すは不可なき旨を達し爾來明治十四年及び同十六年に於いて之れが取締法を規定せしが明治二十九年に至り更に死體解剖並に保存取締規則を左の如く定め以つて従前の規程を廢せり。

大阪府令第三一號(明治二十九年三月三十一日)

- 死體解剖並ニ保存取締規則左ノ通之ヲ定ム但明治十四年(十一月三十一日)當府號外達病體解剖規則及明治十六年(八月)當府甲第五十四號布達開業醫規則第四條中六項七項ハ本規則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
- 第一條 死體ノ解剖及保存ハ本則ニ依リ當廳ノ許可ヲ受クルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ズ
  - 第二條 死體全部若クハ局部ノ解剖ハ公私立醫學校病院又ハ醫師ニ限リ且ツ左ノ事項ノ一以上ニ該當スル場合ノ外ハ之ヲ許可セス但變死ニ因リ檢視スルモノ及引取人ナキ刑死者在監人死亡者ハ此限リニアラス
    - 一 本人生前ニ於テ委託セシ場合
    - 二 本人ノ遺言ヲ二名以上保證セシ場合
    - 三 遺族若クハ親族二名以上ノ承諾セシ場合
  - 第三條 解剖ヲ爲サントスルトキハ公私立醫學校長病院長又ハ醫師ヨリ左ノ事項ヲ具シ書類ヲ添附シ當廳ノ許可ヲ受クヘシ
    - 一 死者ノ住所姓名年齢及病名
    - 二 解剖ノ場所及執行ノ年月日

三委託書保證書又ハ承諾書ノ本書

- 第四條 解剖ハ死後二十四時間ヲ經タルニアラサレハ着手スルコトヲ得ス
- 第五條 傳染病ニ罹リタル死體ノ解剖ハ消毒ニ充分ナル装置ヲ爲スニアラサレハ之レヲ許サス
- 第六條 解剖ハ醫師醫學生徒產婆等若クハ親族ノ外ハ傍觀セシムルコトヲ得ス
- 第七條 解剖後死體ハ凡テ縫合ノ上原體ニ復シ葬儀ヲ行フヘシ
- 第八條 解剖後局部ヲ公私立醫學學校病院又ハ醫師ニ於テ保存セントスルモノハ本人生前又ハ遺族若クハ親族二名以上ノ承諾書ヲ添附當廳へ出願許可ヲ受クヘシ
- 第九條 死産兒ヲ公私立醫學學校病院又ハ醫師ニ於テ保存セントスルモノハ父又ハ母運署ノ上當府へ出願許可ヲ受クヘシ
- 第十條 本則第三條第四條第五條第六條第七條第八條第九條ニ違背シタルモノハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ壹圓以上壹圓九拾錢以下ノ科料ニ處ス

第三節 產婆

產婆は従前其の學術を修め伎倆に習熟せしものなく只孕婦の臨産に當り之れを補助し生兒を沐浴せしむるに止まり僻陋村落に在りては分娩に際し隣保或ひは故舊の媼婦互に相補助るすを以つて地方の習慣と爲し曾て產婆を業とするものなく特に賤業に屬し寡婦賤女の營む所となり無稽の風習舊慣に侵染し産障の所置其の宜しきを得ざるのみならず母子をして非命の死に至らしむるもの亦尠しとせず是に於いて明治八年二月府立病院内に産科傳習所を設けて產婆を養成することゝなし従來營業の業を講習し又同九年產婆にして産婦に對し投藥する等の所業を禁じ翌十年三月從來

の營業者及び新規開業の者には鑑札を下附することゝなし同年五月産科教授規則を定め新規開業者は府立病院に於いて試験済の上從來營業の產婆に隨ひ十人以上助手したる證書あるものにあらずば營業を許さず試験期は毎年六月及び十二月の二期とし同十一年八月產婆教導規則を定め同規則を正則變則の二とし府立病院に於て受業せしめ正則は卒業證書變則は試験證書により營業を許可することゝなし變則免許者は其の効力を五箇年とし爾來之れが取締をなしが明治十六年六月に至り產婆規則を定めて従前の諸達を廢止し同二十一年二月府令第十五號を以つて本則を改正し同時に產婆組合規約設定方を達し同二十五年八月二たび本則を改正せしが明治三十二年七月に至り勅令第三百四十五號を以つて產婆規則同年九月内務省令第四十七號を以つて產婆試験規則同第四十八號を以つて產婆名稱登錄規則を發布せられ本府に於いては同日之れに附隨の法令を規定せり而して其の全文左の如し

大阪府令第八十八號(明治三十二年九月二十二日)

產婆規則施行細則

- 第一條 產婆名稱登錄ニ關スル願書ハ別記第一號乃至第三號様式ニ依リ市區町村長ノ奥印ヲ受ケ所轄郡市役所ヲ經由シ當廳ニ差出スヘシ
- 第二條 產婆名稱登錄事項ノ謄本ヲ受ケントスルモノハ第四號様式ニ依リ當廳ニ願出ツヘシ
- 第三條 產婆ハ郡市毎ニ組合ヲ設ケ規約ヲ定メ當廳ノ認可ヲ受クヘシ規約ヲ變更セントスルトキ亦同シ
- 第四條 產婆規則第十八條ニ依リ產婆名稱ニ登錄ヲ受ケントスルモノハ市區町村長ノ奥印ヲ受

ケ所轄郡市區役所ヲ經由シテ當廳ニ願出ツヘシ  
(第一號様式)

産婆登録願

何郡市何町村番地(寄留ナレハ原籍地ヲ併記ス)  
一 士族(平民)外國人ナルトキハ國籍)

氏

名

何年何月生

右今般肩書ノ地(住所以外ノ地ニ於テ開業スルモ)ニ於テ産婆開業致又ハ郡市町村番地  
出張所ヲ設ケ度ニ付産婆名簿ニ登録相成度別紙産婆試験合格證書寫相添此段相願  
候也

年 月 日

氏

名 印

(外國人ナレハ捺印ヲ要  
セス以下之レニ依テ)

大阪府知事宛

市區村長奥印

(第二號様式)

登録事項訂正願

肩書第一號様式ニ同シ

右今般何郡市何町村番地ニ轉住(總シテ登録事項ニ異動ナ)致候ニ付産婆名簿訂正相成度  
此段相願候也

年 月 日

氏

名 印

大阪府知事宛

市區町村長奥印

(第三號様式)

産婆名簿取消願

肩書第一號様式ニ同シ

右今般道府縣何郡市町村番地ニ轉住又ハ何年何日廢業「失踪」死亡「致候ニ付名簿取消  
ノ義登録相成度此段相願候也

年 月 日

氏

名 印

(失踪死亡ニ付テハ戸籍法  
ニ依リ届出義務者氏名)

大阪府知事宛

(第四號様式)

收入  
印紙

登録事項謄本下附願

自分ニ對スル産婆名簿登録事項ノ謄本御下附相成度此段相願候也

年 月 日

郡市區町村番地士族平民

産婆 氏

名 印

大阪府知事宛

大阪府訓令第六十八號(明治三十二年九月三十日)

郡役所市役所

本月二十一日大阪府令第八十八號産婆規則施行細則第三條産婆組合規約ハ左ノ標準ニヨリ締結セシムヘシ

- 一 組合ノ主旨目的
- 二 組合ノ區域事務所ノ位置
- 三 役員ノ名稱權限及撰舉ノ方法
- 四 會議ノ種別及議事ノ規程
- 五 同業者業務上ノ盟約
- 六 會費ノ收支會計整理

七 講習所ノ設置方法目的及ヒ講習ノ度數

八 入退者ノ手續

九 違約者處分

十 其他必要ノ事項

大阪府令第八十九號(明治三十二年九月二十二日)

産婆試験規則施行細則左ノ通定ム

産婆試験規則施行細則

- 第一條 産婆試験ハ毎年二回之ヲ舉行シ其期日及場所ハ一箇月前之ヲ告示ス
- 第二條 産婆試験ヲ受ケントスルモノハ毎年四月十月中別記様式ニ依リ市區町村長ノ奥印ヲ受ケ郡市區役所ヲ經由シ當廳ニ願出ヘシ
- 第三條 産婆試験願書ハ本人之ヲ自書スヘシ
- 第四條 試験中一科以上欠席ノ者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

(様式)

産婆試験願

何郡市何町村番地(寄留ナレハ本籍)

士族平民(外國人ナレハ國籍)

氏

名

何年何月日

自分儀何年何月産婆(實地)試験相受度別紙規定ノ書類相添へ此段相願候也

年月日

右

氏名

(外國人ナレハ捺印ヲ要セス)

大阪府知事殿

市區町村長奥印

大阪府訓令第六十五號(明治三十二年九月二十六日)

郡	市	區
役	役	役
所	所	所

産婆試験及登録願書通達方左ノ通相定候條右ニ據リ取扱フヘシ

- 一 産婆試験及産婆名簿登録ノ願書ヲ受ケタルトキハ墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルコトナキモノナルヤ否ヲ調査シ其ノ旨ヲ具シテ進達スヘシ
- 二 産婆名簿登録願書ニ添付スヘキ試験合格證書寫及實地試験願書ニ添付スヘキ試験合格證明書ハ本書ト照合シ相違ナキヲ證スル爲メ其欄外ニ捺印シテ進達スヘシ
- 三 産婆規則第十九條ニ依ル産婆業ノ出願ニ對シテハ左ノ事項ヲ審査シ意見ヲ具シ進達スヘシ

- 一 其町村内及隣接町村一里以内ニアル産婆ノ氏名
  - 二 開業限地境界ヨリ前項各産婆ノ居住所ニ至ル里程並ニ道路ノ險易
  - 三 前項ニ關スル詳細ノ圖面
  - 四 其ノ町村内ノ廣狹戸數人口及開業限地ノ廣狹戸數人口
  - 五 出願者ノ履歷及素行
- 四 産婆試験願書及登録事項謄本下附願書ニ貼付シタル收入印紙ハ書類審査ノ上進達ノ際黒肉ヲ以テ消印ヲ爲スヘシ

### 第四節 療風

茲に療風と稱するは鍼灸術、入齒齒抜、口中療治、接骨及び水蛭吸血施術者等を總稱する者とす。而して是等營業に對しては從來何等の取締法なかりしが、鍼灸術營業に就きては一九〇七年六月第九十二號を以つて鍼灸營業をなさんとする者は出願許可を受くべき旨を達し、後同十一年二月に至り、自今醫業者の外新規開業及び復業共之れを許さざる旨を達せり。蓋し一般衛生思想に乏しく罹病あるに際し醫藥を服用せず偏に鍼灸治に委し爲に非命の死を遂ぐる者あり、是れ多少の効なきにあらざれども漸次是等の營業者を廢せしむるの方針に出づる者とす。後明治十六年九月甲第七十號を以て接骨、鍼灸、水蛭吸血施術者取締規則を定めしが、依然醫師以外の者に對しては新規開業及び復業とも之れを許さざる旨を規定せり。抑、本業取締方に就きては各地方其の趣を異にし、殊に因習の久しき處に之れが廢滅を期し難かりしに折しも、明治十八年三月内務省甲第十號を以つて鍼灸營業者は從來開業の者並に新規開業せんとする者は自今出願せしめ、其の修業履歷を檢し相當と認むるときは



差許不苦旨を達せられしを以つて本府に於いては同年十月甲第九十六號により明治十六年甲第七十號布達中「鍼灸」の二字を削除し、更に鍼灸術營業取締規則を定め該業を營まんとする者は修業履歷書に同業者二名以上の保證並に其の師の授業證書を添へ出願方を規定せり。左の現行法即是れなり。

甲第九十六號(明治十八年十月廿一日)

鍼灸術營業取締規則更ニ別冊ノ通制定シ明治十六年當府甲第七十號布達中「鍼灸」ノ二字ヲ删除ス但從來該業免許狀所持ノ者ハ更ニ出願ニ及ハス

第一條 鍼灸術ハ免許狀ヲ所持スルモノニ非サレハ營業スルヲ許サス

第二條 鍼灸術ヲ開業セントスルモノハ別紙書式ニ因リ修業履歷書ニ同業者二名以上ノ保證ヲ受ケ其師ノ授業證書ヲ添へ願出免許狀ヲ受クヘシ但滿二十年以上ノ者ニアラサレハ新ニ開業スルヲ得ス

第三條 醫師治療中ノ患者ハ其醫師ノ指圖ヲ受ケスシテ施術ヲ爲スヘカラス

第四條 藥劑ヲ投シ又ハ水蛭ヲ貼シ或ハ放血スル等醫師ニ紛ハシキ所業ヲ爲スカラス

第五條 免許狀ヲ貸借又ハ讓與ス可カラス

第六條 營業者ハ左ノ門標ヲ掲ク可シ

長 壹 尺

鍼(灸)術營業

何

誰

木製

第七條 免許狀ヲ毀損亡失シ若クハ氏名ヲ改メタル等ノ節ハ其旨詳記シ書換又ハ更ニ下附ヲ願出

ツヘシ

第八條 廢業死亡又ハ他府縣へ轉籍ノ節ハ其旨ヲ記シタル届書ニ免許狀相添へ差出スヘシ

第九條 管内ノ轉籍寄留ハ其都度速ニ届出ツヘシ

第十條 營業停止ノ處分ヲ受クタルトキハ其旨詳記シタル届書ニ免許狀相添へ差出スヘシ

第十一條 總テ願書ハ二通届書ハ一通ヲ作り其町村長ノ奥印ヲ得所轄郡區役所ヲ經テ差出スヘシ

第十二條 此規則(第十一條ヲ除ク)ニ違背スル者ハ違警罪ノ刑ニ處セラルヘシ

第十三條 營業上ニ依リ違警罪以上ニ處セラレタル者ハ所犯ノ情狀ニヨリ營業ヲ停止スルコト

アルヘシ

別紙書式(用紙美濃紙)

鍼(灸)術營業願

大阪府何國郡區何町村何番地住(寄留)

族籍(寄留)ハ原籍ヲモ爰ニ記ス

氏 名

生 月 日

當府下何郡區何町村何番地ニ於テ鍼灸術營業仕度候間免許狀御下附被成下度修業履歷書相副此段奉願候也

年 月 日

右

氏

名

右願出候ニ付奥印仕候也

右何町村戸長

氏

名

大阪府知事何誰殿

其の他の療屬に就きても其の取締法區々に涉りしが本府に於いては鍼灸術營業者取締と同一の方針を取り之れが廢滅を圖りしに明治十八年三月内務省甲第七號を以つて入齒齒抜口中治療接骨等營業者は明治十六年第三十四號布告に依り醫術開業試験を経るにあらずば新たに開業すべからず從來の營業者は此の際各地方廳に於いて免許鑑札を附與し相當の取締法を設定すべきを達せられしを以つて本府に於いては水蛭吸角施術者取締に就きては明治十六年甲第七十號を以つて定めたる規則を襲用し入齒齒抜口中治療及び接骨營業者取締に就きては明治十八年甲第二十六號を以つて之れが取締規則を定めき左に掲ぐる現行法即ち是れなり。

甲第七〇號(明治十六年九月廿一日)

水蛭吸角施術取締規則別冊ノ通相定メ本年十一月ヨリ施行ス但明治十一年二月當府天第三十三號同十二年五月天第三百三號同十五年一月丙第二十四號及同年二月丙第四十號布告其他從前布告布達中此規則ニ抵觸スルモノハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

水蛭吸角施術者取締規則

第一條 醫師ニ非スシテ水蛭若クハ吸角ノ術ヲ乘人ニ施ス者ハ從前當府ヨリ下附シタル免許狀ヲ所持スルニアラサレハ之ヲ許サス但シ新規施術(他府縣免許ノ者當府へ轉送ス)并ニ復業ヲ願

出スルモ之ヲ許サハルモノトス

第二條 第一條ニ掲ケタル所ノ施術ヲナス者ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一 左ノ錐形ノ門標ヲ掲クルコト



二 管内ノ轉居ハ其都度届ルコト

三 廢業死亡又ハ他府縣下へ轉籍等ノ節ハ其旨詳記シタル届書ニ免許狀相添へ差出スコト

四 免許狀ヲ失却毀損シ又ハ氏名ヲ改メタル等ノ節ハ其旨詳記シ書換又ハ更ニ下附ヲ願出ルコト

第三條 第一條ニ掲ケタル所ノ施術ヲナス者ハ左ノ各項ヲ禁ス

一 藥劑ヲ投シ又ハ處方ヲ指示スル等總テ醫師ニ紛ハシキ所業ヲ爲スコト

二 醫師施療中ノ患者ニ對シ其醫ノ差圖ヲ受ケスシテ施術スルコト

三 食餌ノ適否等ニ付無稽ノ説ヲ唱フルコト

四 免許外ノ施術ヲ爲スコト

五 本業ノ爲メ出張所ヲ設クルコト

六 免許狀ヲ貸與又ハ讓與スルコト

第四條 總テ願書(第二條ハ正副二通届書第二條ノ二項及三項ハ一通ヲ作り其町村戸長ノ奥書ヲ

得テ所轄郡區役所ヲ經由シテ當廳ヘ差出スヘシ

第五條 此規則ニ違背シタル者及本業上ニ關シ處刑ヲ受ケタル者ハ其業ヲ停止シ又ハ禁止スルコトアルヘシ

甲第二六號(明治十七年)

入齒齒拔口中療治接骨營業者取締規則別冊之通相定メ本年六月一日ヨリ施行候條從來ノ營業者ニシテ爾後尙ホ當府下ニ於テ營業セントスルモノハ修學歷書相添ヘ五月三十一日迄ニ願出免許狀ヲ受クヘシ但接骨ハ從來ノ接骨營業者ニ限り免許狀下附可致候様其免狀書換ノ義ヲ本文期日迄ニ願出ヘシ且明治十六年九當府甲第七十號布告中(接骨)ノ二字删除ス

第一條 入齒齒拔口中療治接骨等ノ營業ハ免許狀所持スル者ニ非ラサレハ之ヲ許サス

第二條 前條ニ掲クル營業ヲナサントスル者ハ明治十六年(甲)太政官第三十四條布達ニ據リ醫術開業試験ヲ經免許狀ヲ受クヘシ

第三條 他府縣ニ於テ第一條ニ掲クル營業ノ許可ヲ得タルモノ當府下ニ營業セントスルトキハ修學歷書及其免許證寫相添ヘ願出免許狀ヲ受クヘシ

第四條 營業者ハ左ノ門標ヲ掲クヘシ

長壹尺

大阪府免許

入齒或ハ何營業

何

誰

木

製

第五條 免許狀ヲ毀損亡失シ若クハ氏名ヲ改メタル等ノ節ハ其旨詳記シ書換又ハ更ニ下附ヲ願出ヘシ

第六條 廢業死亡又ハ他府縣ヘ轉籍之節ハ其旨ヲ記シタル届書ニ免許狀相添ヘ差出スヘシ

第七條 管内ノ轉籍寄留ハ其都度速ニ届出ヘシ

第八條 營業停止又ハ禁止ノ處分ヲ受クタルトキハ其旨詳記シタル届書ニ免許狀相添ヘ差出スヘシ其停止ニ係ルモノハ幾年月日間停止ノ旨免許狀ニ裏書シ下附スヘシ

第九條 營業者ハ左ノ各項ヲ禁ス

一 免許外ノ施術ヲ爲スコト

二 出張所ヲ設クルコト

三 免許狀ヲ貸與又ハ讓與スルコト

第十條 總テ願書ハ二通届書ハ一通ヲ作り其町村戸長ノ奥印ヲ得所轄郡區役所ヲ經テ差出スヘシ

第十一條 此規則ニ違背シタル者ハ違警罪ヲ以テ罰セラル、外營業ヲ停止シ又ハ禁止スルコトアルヘシ

### 第五節 藥業及び藥品

#### 第一款 藥品營業竝ニ藥品取扱

藥品検査は密制發行の初即明治六年九月太政官に於いて之れを認許せられ同七年三月東京に可藥

場を創設するに起り、其の翌年京都大阪に又司藥場を設置し同年九月文部省より毒藥販賣に係る規則を達せられ同年二月布告第二十號を以つて更に毒藥劇藥取締規則を制定し同十三年一月布告第一號を以つて前令を廢し藥品取扱規程を制定し同二十二年三月法律第十號を以つて藥品營業並に藥品取扱規則を公布せられ、本府に於いては明治十二年六月天第百五十七號を以つて藥舖並に藥種商規則を定め、同十四年六月甲第百二十一號を以つて製藥取締規則、同十五年四月甲第三十五號を以つて藥舖並に藥種商取締規則を定めて、明治十二年天第百五十七號達を廢せしが同二十二年法律第十號藥品營業並に藥品取扱規則の公布せらるゝや翌二十三年二月府令第十號を以つて同則第四十二條但書に依り藥種商並に製藥者取締規則を定め以つて従前の令達を廢止せり而して藥品營業並に藥品取扱規則に依り明治二十二年三月内務省令第三號を以つて藥劑師試驗規則、同年八月同省令第三十四號を以つて藥劑師廢業死亡報告方同二十三年二月同省告示第七號を以つて藥劑師試驗受験人心得並に同三十一年二月同省令第三號を以つて同試驗一部の合格者に合格承認書交附の件を定められたり。

是れより先明治二十二年法律第十號藥品營業並に藥品取扱規則第三十五條により同年三月内務省令第五號を以つて毒藥劇藥の品目を定められしが同二十五年三月同省令第二號を以つて該品目を改定し其の他石炭酸等の劇藥販賣方鼠取蠅取藥販賣禁止並に繪具染料販賣方に關し亦規定せらるる所あり、又藥品検査並に藥品巡視に關しても種々の規定を設けられたり。

右の外日本藥局法は明治二十四年五月内務省令第五號、阿片法は同三十年三月法律第二十七號、同法施行規則は同年同月内務省令第四號、阿片賣下代價納附方は同三十二年勅令第六十二號、阿片の莫兒比混含量及び其の賠償金額、阿片賣下價格は同三十年内務省告示第三十號、實布揮利亞血清賣下規則

は同二十九年内務省令第七號、血清痘苗代價納附方は同年勅令第二百五十九號を以つて何れも詳細に規定せられき。

### 第二款 賣藥

賣藥は明治三年十二月初めて取締規則を定められ大學東校の所轄とせられたるを以つて同月賣藥藥方書並に功用法定價等を詳記して同校へ差出し方を達し、同五年七月第二百二號布告を以つて前令を廢し同六年十二月布告第四百二十九號を以つて更に賣藥取締規則を定め文部省の管理と爲し藥味及び分量並に用法取調製劑を添へ同省の検査を受くることゝなりしが同八年六月衛生事務を内務省に移され同十年一月布告第七號を以つて賣藥規則を定め、同年二月布告第十六號を以つて同則第三章罰則は同年六月一日より施行の旨を公布せられ、同年三月内務省乙第三十二號達を以つて賣藥規則手續書及び書式を定められ、又同十一年十一月内務省乙第七十號を以つて賣藥取扱手續同十四年四月太政官達第三十二號を以つて賣藥營業鑑札製作費用支辨方法、同年同月内務省乙第二十五號を以つて同上に關する取扱方、同十九年十一月勅令第七十二號を以つて賣藥規則中營業免許期限廢止の件、同二十一年六月内務省訓令第十三號を以つて賣藥行商鑑札の表面記載方書式、同二十六年五月内務省訓令第九號を以つて賣藥行商鑑札を紙製と爲すことを得る件等を達せられたり、又本府に於いては明治十年一月布告第七號賣藥規則に基づき賣藥營業人及び請賣行商人心得を定むるの外賣藥規則外製劑取締規則を規定し之れを施行せり。

統計

現住人口及び戸數

十二月三十一日調

年次	戸數	人口		男に女付き人	増人口の殖	平均		一人人口に對する坪數
		男	女			一戸の人口	一方里の人	
明治十五年	二七,五九六	五八,〇〇〇	五五,一八四	九四・九六	一	四・二二	九六・九二	四八・六四
同十六年	二八,四六六	五八,〇七七	五五,〇七六	九六・六〇	八,一四〇	四・二九	九七・六一	五七・九〇
同十七年	二七,四六七	六〇,〇七七	五八,一七二	九六・三二	三,六六一	四・二六	一〇,〇四七	四六・四四
同十八年	二七,九三九	六四,二三五	五九,九七九	九五・四九	三,四二六	四・三七	一〇,三三七	四五・一五
同十九年	二七,九五一	六三,九六六	六三,二二三	九五・四五	三,六八五	四・四八	一〇,六二四	四四・〇〇
同二十年	二五,七二四	六五,一八七	六二,四七五	九六・二七	二,六六四	四・八二	一〇,八三九	三〇・〇〇
同二十一年	二九,〇三二	六五,〇〇四	六五,一五三	九七・九七	三,七二五	四・五二	一一,一五四	四二・一一
同二十二年	二九,二八〇	六九,七五四	六六,七二二	九五・六五	四,八二四	四・六四	一一,五九一	四〇・三五
同二十三年	二六,九五七	六九,七五七	六七,〇四五	九六・三二	三,〇〇〇	五・〇八	一一,六八七	四〇・三五
同二十四年	二六,三三〇	七〇,二九四	六七,〇一六	九五・二九	一,二六九	五・三三	一二,二七九	三九・九二
同二十五年	二六,二八七	七〇,〇五〇	六六,七〇五	九三・〇三	四,七七一	五・二八	一二,二七九	三九・七八
同二十六年	二六,二〇二	七二,四四二	六七,九三〇	九四・八二	一,六九〇	五・二六	一二,二八四	三九・四五
同二十七年	二六,七二八	七二,九〇五	六八,九七二	九五・八六	二,四三六	五・二七	一二,九三九	三九・〇七
同二十八年	二六,九三九	七四,五七九	七〇,〇三二	九四・〇二	三,三八四	五・三六	一二,三三九	三八・八一

統計

年次	戸数		人口		増人口の殖	平均一戸の人口	平均一戸の人口	総面積	住宅地
	男	女	男	女					
同二十九年	二六,五五〇	二七,〇六六	七八,八七三	一四七,九四八	五,三四七	五,三四	二,五九九	三,七二	二,一八
同三十年	二七,三三七	二七,八〇三	七九,〇六三	一五八,六六五	四,七二	五,二八	二,三九九	三,〇二	二,一三
同三十一年	三三,八八八	三三,八八八	七九,四七	一五九,三三三	三,六六七	四,九七	二,三九九	三,〇二	二,一〇
同三十二年	三三,〇七二	三三,〇七二	七九,五五七	一六〇,一三五	四,九三	四,九七	二,三九九	三,〇二	二,一〇
同三十三年	三三,五五九	三三,五五九	八〇,九四三	一六七,四三三	三,七二	四,九二	二,三九九	三,〇二	二,一〇
同三十四年	三三,五五七	三三,五五七	八〇,七四三	一六七,四三三	三,七二	四,八八	二,三九九	三,〇二	二,一〇

現住人口及び戸数郡市別

十二月三十一日調

年次	戸数		人口		平均一戸の人口	平均一戸の人口
	大阪府	堺市	大阪府	堺市		
同二十九年	八,九七八	二,一九二	二七,〇四八	二七,一五九	三,三四	三,七二
同三十年	八,八八七	二,一九二	二六,八八七	二六,八八七	三,三四	三,七二
同三十一年	九,三三三	二,〇八三	二七,七二二	二七,八六七	三,三四	三,七二
同三十二年	九,三三三	二,〇八三	二七,七二二	二七,八六七	三,三四	三,七二
同三十三年	九,三三三	二,〇八三	二七,七二二	二七,八六七	三,三四	三,七二
同三十四年	九,三三三	二,〇八三	二七,七二二	二七,八六七	三,三四	三,七二

現住者の出生及び死亡

年次	出生		死亡		死亡に対する出生の増又は減
	男	女	男	女	
同二十三年	九,五六七	九,〇九二	四,五九二	四,八四八	四,九七
同二十四年	九,二〇二	八,八三三	四,三三〇	四,五九二	五,〇三
同二十五年	九,五五四	八,九二一	四,七九二	四,八八〇	五,一八
同二十六年	九,四三三	九,〇一〇	四,六三〇	四,七二〇	五,一三
同二十七年	九,四三三	九,〇一〇	四,六三〇	四,七二〇	五,一三
同二十八年	九,四三三	九,〇一〇	四,六三〇	四,七二〇	五,一三
同二十九年	九,五三三	九,一三三	四,七二〇	四,八〇〇	五,一八
同三十年	九,五三三	九,一三三	四,七二〇	四,八〇〇	五,一八
同三十一年	九,五三三	九,一三三	四,七二〇	四,八〇〇	五,一八
同三十二年	九,五三三	九,一三三	四,七二〇	四,八〇〇	五,一八
同三十三年	九,五三三	九,一三三	四,七二〇	四,八〇〇	五,一八
同三十四年	九,五三三	九,一三三	四,七二〇	四,八〇〇	五,一八

統計

年次	出生		計		死		計		死亡に對する出生の増(減)差	
	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
同十八年	14,996	14,384	29,380	19,631	8,643	3,277	4,366	4,633	4,633	9,311
同十九年	14,779	14,384	29,163	26,707	5,456	4,377	9,833	3,277	6,556	11,111
同二十年	17,747	16,774	34,521	14,286	20,235	2,702	24,937	3,183	27,720	13,793
同二十一年	22,338	20,771	43,109	15,757	27,350	3,900	31,250	3,091	34,341	17,090
同二十二年	20,944	20,033	40,977	18,448	22,529	3,708	26,237	2,272	28,469	7,491
同二十三年	20,957	18,875	39,832	18,842	21,000	3,708	24,708	2,272	26,980	6,272
同二十四年	16,642	16,077	32,719	17,644	15,070	3,708	18,778	2,272	21,050	2,272
同二十五年	20,668	19,875	40,543	19,357	20,200	3,708	23,908	2,272	26,180	5,272
同二十六年	19,777	18,675	38,452	17,550	20,902	3,708	24,610	2,272	27,382	6,474
同二十七年	20,347	19,275	39,622	17,988	21,634	3,708	25,342	2,272	27,614	7,272
同二十八年	22,833	22,075	44,908	19,922	24,986	3,708	28,694	2,272	31,466	11,572
同二十九年	22,826	22,075	44,901	17,866	27,035	3,708	30,743	2,272	33,015	13,113
同三十年	23,334	22,275	45,609	18,920	26,689	3,708	30,397	2,272	32,625	13,947
同三十一年	23,334	22,275	45,609	18,920	26,689	3,708	30,397	2,272	32,625	13,947
同三十二年	23,334	22,275	45,609	18,920	26,689	3,708	30,397	2,272	32,625	13,947
同三十三年	24,133	23,275	47,408	18,376	29,032	3,708	32,740	2,272	35,012	16,344
同三十四年	25,249	24,128	49,377	19,147	30,230	3,708	33,938	2,272	36,210	17,542

明治三十一年は出生者の調査を缺く

年次	出生		計		現住者百に付き出生	
	大阪市界	市各郡	計	大阪市界	市各郡	全管
明治十五年	9,020	13,266	22,286	2,531	3,033	2,827
同十六年	9,199	15,871	25,070	2,707	3,277	3,071
同十七年	8,823	14,121	22,944	2,574	3,114	2,922
同十八年	7,755	12,331	20,086	2,504	2,922	2,800
同十九年	7,399	12,110	19,509	2,521	2,922	2,800
同二十年	8,826	10,966	19,792	2,521	2,922	2,800
同二十一年	10,999	13,000	24,000	2,922	3,277	3,071
同二十二年	10,566	14,871	25,437	2,707	3,277	3,071
同二十三年	11,644	14,121	25,765	2,574	3,114	2,922
同二十四年	8,569	13,131	21,700	2,504	2,922	2,800
同二十五年	10,036	13,131	23,167	2,588	3,033	2,827
同二十六年	10,036	13,131	23,167	2,588	3,033	2,827
同二十七年	10,036	13,131	23,167	2,588	3,033	2,827
同二十八年	10,100	14,871	24,971	2,707	3,277	3,071
同二十九年	9,851	13,266	23,117	2,531	3,033	2,827
同三十年	16,794	15,544	32,338	3,211	3,800	3,594

統計

現住者出生郡市別

年次	出生			死亡			死亡に對する出生の増(×)は減(差)	現住者百に付き死亡		
	大阪府	堺市	各郡	大阪府	堺市	各郡		大阪府	堺市	各郡
同三十二年	一六四〇〇	一五九二	二七四二	四四四	二九四	一九四	二五	二二	三三	二八六
同三十三年	一七五九六	一五六六	二七七五	四八八九	二〇〇	二〇〇	二〇	二〇	三七	二七九
同三十四年	一八〇〇〇	一七七一	二九五六	四九三六	一九五	一九五	一九	一九	三九	二八五

明治三十一年は調査を缺く

現住者死亡郡市別

年次	死亡			死亡に對する出生の増(×)は減(差)	現住者百に付き死亡		
	大阪府	堺市	各郡		大阪府	堺市	各郡
明治十五年	九〇九五	一〇三三	一五九三	五	二八	六二	二五
同十六年	八七〇〇	一〇五	一五九九	四七九	四三	九七	二六
同十七年	九一七三	一三〇〇	一七七八	三六一	一八	七〇	二五
同十八年	三〇五五	一四九九	二五二九	四三〇〇	三三	四七	二五
同十九年	一七四五八	二二二	三五四四	四三三三	四三	一四	二四
同二十年	八九〇七	九二	一八二五	二七九〇	一	六	二〇
同二十一年	一〇〇八七	一〇六一	一九七八	三〇九三	九二	一〇	二〇
同二十二年	一一八七九	一七三	二二七四	三五八六	一一	一	二〇
同二十三年	一一四二二	一三三六	二四四一	三七〇三	四〇	八	二〇
同二十四年	一一三〇八	一三五四	二二一〇	三五六六	二七	三	二〇

明治三十一年出生と死亡と増減差欄内一を施せしは同年に於ける出生の調査を缺けるに由る

年次	虎列拉	腸室扶私	發扶私疹	赤痢	利質扶亞的	痘創	ペスト	猩紅熱	計
同二十五年	一八八九	一三三四	三八五四	一八二四	一〇四	三六九六	二四七	二六五	二九七
同二十六年	二三四〇	二五〇〇	四二三八	二五二一	一九七	二二〇〇	三九八	三三四	三〇三
同二十七年	二二六一	一三四八	三三六四	一六八九	四二	五五五七	二四四	二六八	二五七
同二十八年	三三五三	一四九九	四〇〇〇	三三三三	二六	七五五	二七	二二八	二六四
同二十九年	二二〇三	一〇一九	三三八九	二二五	二六	七六一	二二〇	二二〇	二四六
同三十年	一八九五	一二二	二七二五	三三三〇	二二	八五四	二五〇	二五七	二四五
同三十一年	一八三四	一三〇〇	一六二八	三三九二	一	一	二二七	二七〇	二二六
同三十二年	一九〇三	一四九九	一六九八	三三三〇	二	一	二二四	二八〇	二二八
同三十三年	一八二五〇	一三七〇	一七四八	三七〇六	二六	一〇	二〇七	二六八	二三三
同三十四年	一九〇〇〇	一四二一	一八三四	三八八五	三四〇	一一七	二〇七	二七四	二四一

傳染病患者

年次	虎列拉	腸室扶私	發扶私疹	赤痢	利質扶亞的	痘創	ペスト	猩紅熱	計
明治十五年	二二三	一三九	三	二六	三	一			三八〇
同十六年	六七	八七	三	一〇	二〇	一			九八
同十七年	六八	八八	四	二	一三	一			九九六
同十八年	二六五	一八七	一四	二二	一七	九三			五〇八

統計

11011



年次	虎列拉	腸窒扶私	窒發扶私疹	赤痢	利質扶亞的	痘	瘡	ペスト	猩紅熱	計
明治十五年	一八五	四六八	七	三	一五					二三八七
同十六年	三三	三六二	三	二	三					四四
同十七年	三	三四	五	五	七					三六七
同十八年	一七九	六九	二	二	七					二八四
同十九年	一三〇〇	二五九五	三〇五	九	七	一五九四				一八三〇
同二十年	二七	三三	五	四〇	五	六				四六
同二十一年	三三	三三	二	一五	二	四				四六
同二十二年	三	三五四	九	三九	三					四六七
同二十三年	七四七	三二八	五	二七	一〇					七五七
同二十四年	七四七	四六七	三	三三	一〇					一五二
同二十五年	六	二九五	三	一六九	一〇	六二				二八七
同二十六年	二元	三五	二	五九	一七〇	一〇三四				八五四
同二十七年	三七	四〇四	二	一六〇	一三〇	一六九				一七〇
同二十八年	五五四	二五七		三三	一〇四	四				六三〇
同二十九年	六	一七	二	三九	三三	三〇				一〇六
同三十年	四	一四		三九	二八	二九四				三七〇
同三十一年	三	一五		三〇	三三	二				八五〇
同三十二年	二五	九四		一六	二七					五七二

傳染病者の死亡

年次	虎列拉	腸窒扶私	窒發扶私疹	赤痢	利質扶亞的	痘	創	ペスト	猩紅熱	計
同十九年	六五	八六六	九五	三	九		三六九			一〇一七
同二十年	五九	一一六	二四	一六	七		〇			一四八五
同二十一年	五二	九四	六	四二	一四		八			一〇八四
同二十二年	六	一一四	一九	九	三		二			一三三
同二十三年	八〇二	六五	一七	六	三		一			九五四
同二十四年	九六	一五九	一〇九	六三	一四		七			三三〇
同二十五年	三〇	八三	三	四六	一五					七四八
同二十六年	四	二二	二七	二四	三〇					三二八
同二十七年	七二	一五〇	三	六一	二四		四七			八五〇
同二十八年	二九	八〇	二	一三	三					九六五〇
同二十九年	六	六〇	五	一〇	三					三五六
同三十年	八	四二	一	一八	六		三			九四八
同三十一年	五	四七	二	一三	九		八			二五二
同三十二年	三	三	一	六	〇		一			一九七
同三十三年	六	四〇	二	五〇	七		二			一八五
同三十四年	一	二	一	四〇	三		三			一二六

年次	虎列拉病				腸窒扶私病				發疹窒扶斯病			
	大阪市	堺市	各郡	計	大阪市	堺市	各郡	計	大阪市	堺市	各郡	計
明治十五年(患者死亡者)	一一四四三	四八	六八二	一二三三三	二五三	二二四	七三三	一三九九	一三			一三八
同十六年	一一三三三	一一	六八二	一二三三三	二五三	二二四	七三三	一三九九				一三八
同十七年	一一三三三	一一	六八二	一二三三三	二五三	二二四	七三三	一三九九				一三八
同十八年	一一三三三	一一	六八二	一二三三三	二五三	二二四	七三三	一三九九				一三八
同十九年	一一三三三	一一	六八二	一二三三三	二五三	二二四	七三三	一三九九				一三八
同二十年	一一三三三	一一	六八二	一二三三三	二五三	二二四	七三三	一三九九				一三八
同二十一年	一一三三三	一一	六八二	一二三三三	二五三	二二四	七三三	一三九九				一三八
同二十二年	一一三三三	一一	六八二	一二三三三	二五三	二二四	七三三	一三九九				一三八
同二十三年	一一三三三	一一	六八二	一二三三三	二五三	二二四	七三三	一三九九				一三八
同三十四年	一一三三三	一一	六八二	一二三三三	二五三	二二四	七三三	一三九九				一三八

傳染病患者及死亡郡市別

年次	虎列拉	腸窒扶私	發疹窒扶私	赤痢	利實扶亞的	天然痘	ペスト	猩紅熱	平均
同二十八年	七三三	三二四	四〇〇	二七五	四五一	一六六			三九九
同二十九年	五七九	二七二	四〇〇	二九五	三五三	二九五			三六二
同三十年	五二六	二六四	四〇〇	二六六	三五三	四〇〇			三五三
同三十一年	五八九	二六〇	四〇〇	二八六	三五三	二五〇			三五三
同三十二年	四七六	二六五	四〇〇	一七八	三五三	五八八			三八〇
同三十三年	八二五	三六七	四〇〇	二九九	三五三	九二二			三八三
同三十四年	一〇〇〇	三六九	四〇〇	二四三	四〇四				三四七

傳染病患者百人に対する死亡

年次	虎列拉	腸窒扶私	發疹窒扶私	赤痢	利實扶亞的	天然痘	ペスト	猩紅熱	平均
明治十五年	八〇七	三四六	三三六	四一五	四八六				四六四〇
同十六年	五三三	四二六	一〇〇〇	五〇〇	六〇〇				六二七
同十七年	五九四	三六二	三三二	三六四	五八四				四七二
同十八年	八二七	三五九	一四二	四〇六	四二七				四二六〇
同十九年	八九五	二九七	三〇六	二九〇	七七七				四七〇
同二十年	四五六	三二〇	一〇八	三六六	七二四				三五四六
同二十一年	七五四	三七八	三三三	三六六	六八七				五二四七
同二十二年	六六六	三三二	四七六	三九九	六一〇				四九三〇
同二十三年	八四九	三三〇	七二二	四九〇	五八二				五八二七
同二十四年	七九一	三〇四	三二九	三九九	七二〇				四八三
同二十五年	六五〇	三三〇	三〇七	三五二	七三三				四二七
同二十六年	六一〇	三三〇	四〇七	二四三	五八六				四二五
同二十七年	五〇六	二六七	一五三	二八三	五〇六				三五〇七

年次	同三十四年	同三十三年	同三十二年	同三十一年	同三十年	同二十九年	同二十八年	同二十七年	同二十六年	同二十五年	同二十四年	同二十三年	同二十二年	同二十一年	同二十年	同十九年	同十八年
赤痢病計	二九七	三三〇	四九七	二六二	一七〇	二五〇	四四九	二四二〇	一五〇六	八四七	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二
實扶的利亞病計	二六二	一六	三三	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
痘瘡病計	四八	八五	三三	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
總計	四〇一	五三〇	六五〇	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九

年次	同十七年	同十六年	明治十五年(患者死亡者)	同十四年	同十三年	同十二年	同十一年	同十年	同九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年	同一年
赤痢病計	二六	三八	三〇	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
實扶的利亞病計	二七	五九	四七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
痘瘡病計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
總計	二八	九八	八四	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八

年次	大阪市界		市各郡		病計	大阪市界		市各郡		病計
	ペ	ス	ト	病		紅	熱	病		
明治三十年(患者死者)										
同三十二年	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
同三十三年	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
同三十四年	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
同三十四年	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

ペスト病は明治三十一年以前猩紅熱病は同二十九年以前に於て患者なし

死亡者の病状

年次	大阪市界		市各郡		病計	大阪市界		市各郡		病計
	ペ	ス	ト	病		紅	熱	病		
明治十七年	2054	716	306	35	93	593	429	614	606	2765
同十八年	5774	902	67	0	101	649	574	856	738	600
同十九年	1835	936	105	20	147	789	542	892	600	2790
同二十年	169	652	55	2	26	519	465	554	57	2790
同二十一年	192	684	43	2	25	686	500	607	135	3100
同二十二年	234	793	59	2	26	739	544	753	126	3586
同二十三年	757	704	47	2	26	623	557	649	79	3703
同二十四年	277	677	61	2	26	687	537	649	26	3566

死亡者の年齢

年次	大阪市界		市各郡		病計	大阪市界		市各郡		病計
	ペ	ス	ト	病		紅	熱	病		
同二十五年	4061	703	69	39	208	706	589	732	1497	3011
同二十六年	866	685	65	49	195	756	678	694	1486	3377
同二十七年	3150	634	53	40	182	752	583	583	1508	3538
同二十八年	767	600	55	36	199	683	595	566	1499	3904
同二十九年	2351	595	77	44	244	730	763	585	167	3947
同三十年	474	621	70	35	246	734	751	623	166	3883
同三十一年	1760	626	65	36	200	802	784	691	156	3591
同三十二年	197	584	63	50	303	816	824	625	71	3740
同三十三年	1550	679	74	40	217	716	827	669	156	3708
同三十四年	194	567	54	42	246	834	890	733	149	3885





年 齡	死亡者年齡千分比例										
	明治二十年	二十一年	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年	二十九年	三十年
九十九歲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
九十八歲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
九十七歲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
九十六歲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
九十五歲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
九十四歲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
九十三歲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
九十二歲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
九十一歲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
九十歲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
平均年齡	33.5	33.9	34.4	34.8	35.2	35.6	36.0	36.4	36.8	37.2	37.6
合計	27,990	31,013	33,896	37,039	39,664	43,064	46,377	50,381	54,971	59,883	65,912

年 齡	死亡者年齡千分比例										
	明治三十一年	三十二年	三十三年	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年
八十一歲	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
八十歲	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
七十九歲	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
七十八歲	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
七十七歲	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
七十六歲	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
七十五歲	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
七十四歲	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
七十三歲	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
七十二歲	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
七十一歲	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
七十歲	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六十九歲	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六十八歲	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六十七歲	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六十六歲	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六十五歲	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六十四歲	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六十三歲	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六十二歲	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六十一歲	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六十歲	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
五十九歲	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

年	株毒検査		検査所數	娼妓數	受驗人員	患者	受驗者	付患者
	檢査	所數						
同 二十四年	三三,五五五	九〇〇	三三,五五五	九七,五七〇	一三,一三三	四六,八三五	五九,四三六	四〇,〇〇七
同 二十五年	三三,一八九	一,九一〇	三三,一八九	三三,六四三	七,一五九	五七,八三三	七三,一一九	四〇,四一六
同 二十六年	三二,九八三	二,八四三	三二,九八三	二七,六三三	一三,四九五	五九,八三三	八八,一一八	一四七,九五三
同 二十七年	二九,九八六	二,四四六	二九,九八六	一四,六四四	八,〇一六	四四,六三三	六七,七四〇	一三三,三三三
同 二十八年	三〇,六三三	三,八三三	三〇,六三三	一五,二二七	六,七九三	四四,八四九	五六,六〇八	一〇二,三三三
同 二十九年	四〇,六六八	七,四四三	四〇,六六八	三三,九〇一	二二,八三四	六四,五八〇	一〇五,一七七	一六九,七五七
同 三十年	三二,八三〇	三,六三三	三二,八三〇	二四,〇三三	一〇,六五九	六五,八四三	一〇三,三三三	三三,七三九
同 三十一年	三八,五七九	二,四九九	三八,五七九	三七,五〇〇	一四,〇五九	六三,八四三	一〇一,三三三	一六六,〇三三
同 三十二年	三三,六二七	一,八三四	三三,六二七	一七,一一一	八,七三三	五〇,七三九	七三,〇八八	一三三,八二六
同 三十三年	三七,六四八	一,八七六	三七,六四八	二四,六六一	一〇,八五六	六二,三〇九	八五,七六二	一四八,〇七二
同 三十四年	四〇,四八三	一,九三三	四〇,四八三	三三,〇二一	一〇,八〇五	六三,五五四	八六,九二七	一五〇,四八一
明治十五年	三三,三九九	一,〇三二	三三,三九九	六〇,一八	三三,一〇一	三九,三三七	二六,四二五	六五,七九二
同 十六年	二四,三〇七	三,三三三	二四,三〇七	七,〇三六	二七,七七一	三二,三三三	二二,二五八	五三,四九一
同 十七年	四四,三九九	四,四七七	四四,三九九	一六,一四九	三七,〇四三	六〇,五四八	三七,四九三	九八,〇四一
同 十八年	四八,一四四	四,二八三	四八,一四四	一五,三三六	三二,四四三	六三,五〇三	三七,四九三	六二,七七八
同 十九年	二〇,三三三	一,三八七	二〇,三三三	一五,一三六	八,八六一	三三,三三三	二六,〇一一	五三,三三三
同 二十年	二四,五六四	二,三三九	二四,五六四	九,三三〇	四〇,二九三	三三,八七四	四二,五三三	四四,九三三
同 二十一年	三三,〇四七	一,四八八	三三,〇四七	一四,〇九四	六,〇九七	四一,一〇二	六二,三三三	一〇七,四八六
同 二十二年	三二,一三六	七,七九	三二,一三六	九,五七七	四三,七四	四〇,七三三	四四,四八三	八五,一九六
同 二十三年	三〇,四五六	一,一一一	三〇,四五六	一〇,一八五	四七,八二〇	五八,〇五	四八,九三二	四四,四三三

年	種痘一	初種		再種		以上		合計	
		善感	不善感	善感	不善感	善感	不善感	善感	不善感
明治十五年	三三,三九九	一,〇三二	三三,三九九	六〇,一八	二五,三八四	三三,一〇一	一九,一六	三九,三三七	二六,四二五
同 十六年	二四,三〇七	三,三三三	二四,三〇七	七,〇三六	二〇,六三三	二七,七七一	二五,二八	三二,三三三	二二,二五八
同 十七年	四四,三九九	四,四七七	四四,三九九	一六,一四九	三七,〇四三	三二,四四三	三〇,三三	六〇,五四八	三七,四九三
同 十八年	四八,一四四	四,二八三	四八,一四四	一五,三三六	三二,四四三	三二,四四三	三〇,三三	六三,五〇三	三七,四九三
同 十九年	二〇,三三三	一,三八七	二〇,三三三	一五,一三六	四〇,二九三	四二,五三三	二六,〇一一	五三,三三三	二六,〇一一
同 二十年	二四,五六四	二,三三九	二四,五六四	九,三三〇	四〇,二九三	三三,八七四	一八,七七一	四二,五三三	四二,五三三
同 二十一年	三三,〇四七	一,四八八	三三,〇四七	一四,〇九四	六,〇九七	四一,一〇二	一八,七七一	六二,三三三	一〇七,四八六
同 二十二年	三二,一三六	七,七九	三二,一三六	九,五七七	四三,七四	四〇,七三三	一七,九二	四四,四八三	八五,一九六
同 二十三年	三〇,四五六	一,一一一	三〇,四五六	一〇,一八五	四七,八二〇	五八,〇五	一七,九二	四八,九三二	四四,四三三



統計

年次	全科	眼科	外科	皮膚科	狂	毒	脚	氣	傳染病	産科	種痘	計
明治十五年	八	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	三
同十六年	八	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	三
同十七年	六	六	二	二	一	一	一	一	一	一	一	二
同十八年	六	六	二	二	一	一	一	一	一	一	一	二
同十九年	六	六	二	二	一	一	一	一	一	一	一	二
同二十年	三	三	二	二	一	一	一	一	一	一	一	二
同二十一年	三	三	二	二	一	一	一	一	一	一	一	二
同二十二年	三	三	二	二	一	一	一	一	一	一	一	二
同二十三年	七	七	四	四	二	二	二	二	二	二	二	三
同二十四年	三	三	五	五	二	二	二	二	二	二	二	三
同二十五年	〇	〇	五	五	三	三	三	三	三	三	三	三
同二十六年	〇	〇	七	七	三	三	三	三	三	三	三	三
同二十七年	三	三	六	六	四	四	四	四	四	四	四	三
同二十八年	〇	〇	六	六	四	四	四	四	四	四	四	三
同二十九年	三	三	六	六	四	四	四	四	四	四	四	三
同三十年	三	三	六	六	四	四	四	四	四	四	四	三
同三十一年	三	三	六	六	四	四	四	四	四	四	四	三
同三十二年	三	三	六	六	四	四	四	四	四	四	四	三
同三十三年	三	三	六	六	四	四	四	四	四	四	四	三
同三十四年	三	三	六	六	四	四	四	四	四	四	四	三

一一一

病院

検査所数は出張所を含み娼妓数は毎年未現在とす

十一月三十一日期

年次	検査所数	娼妓数	受検人員	患者	受検人員
同二十年	三	一	二〇三	八七二〇	六八六
同二十一年	三	一	二〇八	九七四	六二二
同二十二年	三	一	二〇四	一一九〇	六二二
同二十三年	三	一	二一六	一三三〇	六三三
同二十四年	二	一	二二八	一四〇〇	六八一
同二十五年	二	一	二六七	一四〇〇	六三三
同二十六年	三	一	二七三	一四〇〇	六三三
同二十七年	三	一	二八二	一五七〇	六三三
同二十八年	三	一	二九〇	一六三九	六三三
同二十九年	三	一	二九二	一七〇八	六三三
同三十年	二	一	二九八	一七五五	六三三
同三十一年	三	一	三〇〇	一八三三	六三三
同三十二年	三	一	三二七	一九六八	六三三
同三十三年	二	一	三三三	二〇三六	六三三
同三十四年	二	一	三〇〇	二一四九	六三三

一一〇

年次	全科	眼科	皮膚科	狂	微	毒	脚	氣	傳染病	產科	種痘	計
同三十三年	四	七	四									一五七
同三十四年	四	七	四									一六三

醫師

十二月三十一日調

年次	内			外			計	專門			合計
	醫學博士	醫學士	トクトル	試驗卒業	履	歴		齒科	整骨科	計	
明治十五年							九八〇				九八〇
同十六年							九八八				九八八
同十七年							一〇〇〇				一〇〇〇
同十八年							一〇〇〇				一〇〇〇
同十九年							一〇〇〇				一〇〇〇
同二十年							一〇〇〇				一〇〇〇
同二十一年							一〇〇〇				一〇〇〇
同二十二年							一〇〇〇				一〇〇〇
同二十三年							一〇〇〇				一〇〇〇
同二十四年							一〇〇〇				一〇〇〇
同二十五年							一〇〇〇				一〇〇〇
同二十六年							一〇〇〇				一〇〇〇

年次	産	婆	鍼灸	鍼灸	灸	接骨	入齒	吸玉	吸玉	吸竹	計
同二十七年											一六八八
同二十八年											一七二二
同二十九年											一七三三
同三十年											一七七一
同三十一年											一七七一
同三十二年											一七三三
同三十三年											一七三三
同三十四年											一七三三

本表外に限地開業醫一名あり  
 明治二十二年以前は從來開業醫及び相續の區別又同二十一年以前は専門醫の區分詳ならず

産婆及び療醫

十二月三十一日調

年次	産		計	鍼灸		灸	接骨	入齒	吸玉	吸玉	吸竹	計
	内務省	大阪府		鍼灸	灸							
明治十五年			六八八									六八八
同十六年			六八八									六八八
同十七年			六八八									六八八
同十八年			六八八									六八八
同十九年			六八八									六八八

統計

一一三三

一一三三

年次	産		計	鍼灸		接骨	齒入拔	吸玉	吸玉	吸竹	計
	内務省 免許	大阪府 免許		鍼灸	灸						
同二十年	八	一三三	一三三	一三三	六六	一	一	一	一	一	一
同二十一年	六	一三〇	一三六	一三六	八三	一	一	一	一	一	一
同二十二年	九	一三五	一四四	一四四	一〇一	一	一	一	一	一	一
同二十三年	三	一三七	一四〇	一四〇	二二	一	一	一	一	一	一
同二十四年	七	一三五	一四二	一四二	三三	一	一	一	一	一	一
同二十五年	八	一〇七	一一五	一一五	三三	一	一	一	一	一	一
同二十六年	一〇〇	一〇七	二〇七	二〇七	三九	一	一	一	一	一	一
同二十七年	一〇六	九四	二〇〇	二〇〇	四〇	一	一	一	一	一	一
同二十八年	一四〇	一三七	二七七	二七七	三二	一	一	一	一	一	一
同二十九年	一四〇	一〇六	二四六	二四六	三〇	一	一	一	一	一	一
同三十年	一四〇	一〇六	二四六	二四六	三二	一	一	一	一	一	一
同三十一年	一六五	一〇六	二七一	二七一	三二	一	一	一	一	一	一
同三十二年	一三六	一〇三	二三九	二三九	三二	一	一	一	一	一	一
同三十三年	二六六	五〇	三一六	三一六	三三	一	一	一	一	一	一
同三十四年	二八五	五七	三四二	三四二	三六	一	一	一	一	一	一

表中「」は調査開始を示す

藥劑師製藥者及び賣藥者

十二月三十一日調

年次	製藥者		製藥商	計	製藥		賣藥		行商		計者	
	人員	方數			人員	方數	人員	方數	人員	方數	人員	方數
明治十五年	三	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一
同十六年	六	一	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一
同十七年	七	一	一	七	一	一	一	一	一	一	一	一
同十八年	七	一	一	七	一	一	一	一	一	一	一	一
同十九年	七	一	一	七	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十年	一四	一	一	一四	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十一年	一四	一	一	一四	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十二年	一六	一	一	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十三年	一七	一	一	一七	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十四年	一八	一	一	一八	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十五年	一九	一	一	一九	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十六年	一九	一	一	一九	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十七年	三三	一	一	三三	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十八年	三三	一	一	三三	一	一	一	一	一	一	一	一
同二十九年	三三	一	一	三三	一	一	一	一	一	一	一	一
同三十年	一八	一	一	一八	一	一	一	一	一	一	一	一

統計

一一五

一一四

年次	藥劑師 (藥舖)	製藥者	藥種商	計	製藥者				商計			
					人員	方數	人員	方數	人員	方數	人員	方數
同三十一年	一九四	二九五	二〇八三	二五七	一五三三	三〇二六	七四三六	四七三二	二二六	二八〇四	一一三五	四三六二
同三十二年	一九四	三〇四	二〇二二	二七九	一五九	三二二	七四三六	四三〇一	二二六	一四三九	一一四一	四九七五
同三十三年	一八〇	三〇七	二三四	二八二	一五三	三三〇	七三四	四七一四	二四七	一九三三	一一四八	五九七三
同三十四年	一九三	二六六	二四八	二七四	一六〇	三〇九	七九二	四七四三	七四〇	五九三〇	一七〇九	七〇九九

表中「」は調査開始を示す

## 慈善事業誌目次

第一章 維新以前..... 一

第二章 維新以後..... 八

# 慈善事業誌

大阪府編纂

慈善事業とは慈善救済の沿革にして、即、生涯不治の疾に罹れる謂はゆる廢疾老耄虚衰して事に堪へざる者年齒いまだ幼にして獨立し難き者等にして或ひは頼るべき父兄子孫なく或ひは醫餌を求むべき資力なきもの等を救済するを云ふ。然れども其の他或ひは天災地變に遭遇して一時窮厄に陥れる者を救恤し、或ひは永續事業費として棄兒院盲啞院に金圓を寄附し、或ひは教育費或ひは土功費、或ひは警察諸費或ひは傳染病豫防費等、公共事業の爲に金銀米穀等を義捐せし慈善の事業をも包括せざるに非ず、而して以下次第に記載せんとする所は既に會府廳にて調製せし明治十五年より最近年度に至る迄の統計表を根據とせるものにして、之れによりて以つて廢疾、老衰、疾病、幼弱、棄兒等無告の窮民孤獨の稚兒を救恤せし人員、并に此等に給與せし米高及び救恤代金、或ひは公共事業費に義捐せし金額及び人員之れに對する受賞者の員數并に褒賞の種類等をも示さんとす。然れども今此等を叙するに先だち聊その以前に就きて記する所あらんとす。

## 第一章 維新以前

慈善事業の淵源せる極めて遠遠にして太古既に之れ有り降りて佛教の渡來するに及びて更に盛となり殊に佛者の手によりて大いに其の途を講せられ六國史中に於いても散見せるもの尠なからず。即素盞男命の事業、崇神、垂仁、兩天皇の賑給、仁德天皇の遠慮、宣化、桓武、兩天皇の備荒貯蓄、其の他、空海、行基の徒の公共事業の如き其の一端にして、又弘仁四年六月一日下されし太政官符に「今天下之人、各有僕隸、平生之日、既役其身、病患之時、即出路邊、無人看養、遂致餓死、此之爲弊、不可勝言云々」(中略)宜早下令加禁制、如不遵改、猶致違犯者、五位以上注名申送、六位以下不論階級、決杖一百、臺及職國、知而不亂、及條令坊長郡司隣保、相隱不告、並與同罪、自今以後、永加禁斷云々とあるが如き亦然り。然れども此の官符は治く行はれず、其の習俗の漸次盛なりしは今昔物語二十六の小女與狗、昨合互に死語に、女童の重病に係りたるより主人は之れを外に出ださんとするに宿世の因果にやありけん、豫ねて此の女童を昨はんと狙ひし狗ありければ、此の狗の來たらん所に出だし玉へと云へることを載せたるを見れば、明らかなり、其の他病者は假屋を作りて之れに打臥せしめ、又その甚しきに至りては奴婢にも非ず召使にもわらず己の妹己の友達をかく無情に取扱ひたる等極めて多けれども、此等に對して亦多少救濟の方法講せられざりしに非ず。殊に鰥寡孤獨の病者又は棄兒の爲には特に施藥院、悲田院を設けられしは續紀に天平二年四月始置皇后宮職施藥院、令諸國以職封、並大臣家封戶、庸物價、買取草藥、每年進之、扶桑略記に天平二年五月置悲田施藥兩院、以養天下飢病之徒」とあるに依りて知るべく、而して悲田院は東西の左右京、即、島田、鴨河原の二箇所に設けられ、皇后職並に大臣家より其の費用を給せられしが、後、官有となし左京のみとなり、大藏宮内兩省より充つる綿及び古弊、履屨等を請け納め之れを其の病者、孤子等に頒給して疎略を致すことなからしめ、又貞觀九年三月七日の宣旨に右大臣宣、京中諸人捨男兒於道路、遂爲犬馬、見害、喫是即職吏之不治、人民之不仁、宜檢非違使、每見此事、召當條令、並町長等、重加勸當、當

俾送居施藥院、准其狀必申官者、また同書同卷延長八年二月十三日の宣旨に左大臣宣、奉救、如聞頃者京中病者、多臥路頭、無人拾養、誰救其命、宜仰左右京職官人、率坊令等、每條巡檢、所置便所、及隨檢非違使、看督等、取送同共收養者、兩職承知、依行宣之、其食法、大男大女、日各米一升、鹽一夕、滓醬一合、小男小女、日各米六合、鹽、醬、滓、五夕、但米用以義倉料、鹽、滓、醬、請大膳職、鋪設自掃部寮、衣服古幔、請自大藏省、事緣、濟民不得疎略と載せたり。而して又當時いまだ葬地の制限定かならざりしかば、貧民の骸は多く原野に棄てられ、殊に道路に斃れたる者及び悲田院の元者の如きに至りては、其の骸を取扱ふものなかりし故、續日本後紀に東西の悲田院に命じ、其の骸五千五百餘頭を焼き歛めしめ、又三代實錄に渤海使入京の路次山城近江、越前、加賀の國に令して路邊の死骸を埋瘞せしめ、其の他此等の事に關する記の史に見ゆるもの極めて多し、實に酸鼻の極なりと雖、また其の方法の毫も講せられざりしに非ざるを知るべし。斯の如く古、鰥寡孤獨の疾病にかゝり若くは棄兒の如き之れを救護するに其の途なかりしを中古朝廷は漸にして之れが法案を設けられし者以上述べたるが如しと雖、當大阪にありては業に既に之れより百三十餘年前に此の事の行はれたりしを見る。即、人皇第三十一代用明天皇の二年に當り、聖德皇太子は御年僅に十六歳の御身を以つて逆臣退治、護國安民の素願に因りて難波の玉造に皇國無二の靈場を建立し玉ひき。是れ即、佛刹の嚆矢、勅願所の濫觴にして、尋いで御年二十二歳の時、即、第三十三代推古天皇の元年之れを荒陵の東に移して同時に施藥院、療病院、悲田院、敬田院の四箇所を構へ、四方の鰥寡孤獨及び棄兒等を收容し而して施藥院は一切の芝草、藥物を植ゑ、方に隨ひて藥を合せ各願ふ所に仍りて普く施與し、療病院は一切の男女無縁の病者を寄宿せしめ、日夜養育すること父母の赤子に於けるが如く、悲田院は貧困者、孤獨者その他無頼の徒を寄宿せしめ、又日夜脊腫愛撫し而して其の内少壯者は四箇院の雜事に使役し、敬田院は一切衆生をして佛陀に歸依、渴仰せしめ、謂はゆる善に感

化する善提處にして、即慈善事業の特に吾が大阪の地に行はれたる嚆矢とす。  
 かくの如く上代に於いて既に始められし此の事業は平安朝を通じて行はれしが其の間の消息は得  
 て詳ならず、ついで鎌倉時代に入りて泰時の貸借法規定の如き時頼の巡察の如き、室町時代の末葉に  
 來たりて秀吉の賑給の如き、唯其の一端を窺ふに足るのみにして詳細は遂に知り難し。  
 近く徳川時代に來たりては幕府武官共に施行せし所決して一二にして止まらじ、又現大阪府下に屬  
 する各藩皆各自の方針によりて行ひし所多かりしは明らかなりと雖、徴すべき文書等なくして之れ  
 を明細に明記するを得ず、假令之れが爲に多日子を費すを得て調査し得とすとも、其の結果甚しき益  
 ありと考ふるものあらざるべきを以つて左に唯其の主なる條令の二三に就きて概略を示さんとす。  
 捨子の制禁は既に上古より設けられ又凶年に際し貧民救助の如き其の例尠なからざりしが、徳川の  
 代となりては殊に仁政に心を盡くされしもの多し、即元祿年中の諸國凶年に際し之れが救恤の法を  
 設け、同十五年二月二十六日を以て老中豊後守は大坂及び江戸、京、長崎等の町奉行へ通達して曰はく、  
 近年凶慌にして末々の資産なきもの勞働するに途なく往々困窮に迫り終に乞食に墮落する者ある  
 を聞く、若今後凶慌打續きなば其の極測るべからざるを以て是等の救護法につきては十分の詮議を  
 遂げ其の事實を詳にして主任丹波守に伺ふべしと降りて享保六年九月二十六日及び翌々年正月凶  
 窮者救助米下賜につき町觸して曰はく、町々に於いて年來の住居者にして疾病にかゝり持もならず  
 絶命に及ばんとする者、及び元來の困窮者の火災等に逢ひ慘憺の境遇に陥りし者あるときは名主家  
 主五人組は協議吟味を遂げ町奉行に訴へ、又被護者の遺々身上を取直し若くは他國へ移轉する者あ  
 るときも亦之れを訴へ出でしめ、若是等の救恤を等閑に附し他方より相知れなば各越度たるべしと。  
 尋いで同十八年正月に至りては各町々の困窮者にして其の日を給し兼ね飢饉に陥りしものを救護

せんとするに當り夫々の手續を經るに若干の時日を要し火急の場合に選び難きを以つて名主に救  
 助米を渡し置き、時々機に臨みて之れを救助せしめ、名主は勿論家主等の虚妄を中立て曖昧の處置あ  
 り若くは飢饉の者多くして之れを等閑に附する等の事あるときは其の所より速に申出でしめ、越  
 えて寛政元年三月十四日町奉行松平石見守貴弘及び小田切土佐守直年は幕府の下知に仍りて三郷  
 中困窮者の凶年に際し饑饉に瀕するもの、救助米貯藏場を這般公儀の費用を以つて天満川崎奉行  
 所支配勘定場空地に新たに土藏を築き同年より十箇年間米雜穀を買收し、尙一人若くは一町の團體  
 を以つて金銀錢又は米雜穀を寄納せんと欲するものは多少に拘はらず之れを許容すとなし町中末  
 々に至るまで其の仁惠の趣を申聞かしめしが、翌日より一個人若くは一町の團體にて金銀錢又は米  
 穀を寄納する者尠なからざりしを以て老中松平越中守定信は口達を以つて之れを奇特とし、以後一  
 町の團體より寄納せんとする者は年寄町人立會し帳面に之れを記入し保存せしめ惣々高を申出で  
 しめ、而して其の救助米貯藏の法たる一時の設備にあらす永久保続の目的にして殊に米價の高低に  
 關せざるを得ざるを以つて年寄町人は能く之れを點檢し、假令借家人といへども潔白の志を以てす  
 るものは之れが加入を許し、一個人よりするものは町内に關係なく之れを申出でしめ、唯寄納者にし  
 て傾城町並に茶屋、煮賣屋、風呂屋の類若くは芝居役者其の他金銀貸借上に關する相手等は一個人、團  
 體の區別なく寄納することと禁せられき、又今回一時限の寄納者の外三箇年、五箇年、十箇年の年賦に  
 て寄納せんとする者は其の出額を申出で、後日寄納者にして繰合惡しき年柄は其の出額を減じ、又年  
 柄よきときは其の出額を増すとも當人の勝手にして、又若くは身上格別難澁に趨きし者は其の理を願ひ  
 出でしめ何時にても之れを下附する等の規定ありき、又捨子の禁制に就きては元祿三年十月更に觸  
 書を出して云はく、産兒を養育し難き者は奉公人は其の主人に、御料地の者は代官の手代に、私領地及

ひ町方の者は所在の名主五人組へ申出でしめ、主人若くは名主五人組は其の所にて養育すべし。若、捨子したる者あるときは急度曲事に附すと。降りて享保十一年正月晦日町奉行の町役人に捨子取扱方を問はれしとき町役人の申立書に云はく、町中に於いて捨子ありしときは在來御番所へ訴へ置き之れを町内にて養育し賈人あるときは之れを遣はし疾病死去その他事ある毎に之れを届け出で其の手数實に煩累なるを以つて隨ひて賈人も少なく町内困却せり。今、之れを簡にせば賈人も多く棄兒も少敷となり町内の煩累を減すべしと。尋いで同十九年九月に至り捨子を賈ひ又外の者へ遣はすことを停止せられき。蓋、當時棄子に金子を添へて放棄するもの多く爲に賈人は添金に着眼して賈子を虐待若くは放棄又は殺す者等あるに仍れり。然るに若止むことなき事情ありて之を遣はすときは十歳に至るまでは賈ひ受けし所在の奉行若くは其の屋舖へ届け出で其の差圖を受けしめ、金子を添へたる捨子を賈ひて其の子を捨てし者は引廻の上獄門、又これを切殺し殺したる者は引廻の上獄の刑に處すとなし。降りて寛保二年に至り其の門前に捨子あるを密に隣町等へ捨てたる者は所拂とし、家主五人組名主も亦詮議の上全く存せざるに於いては無措なれども若、不都合の點あるときは家主五人組は過料、名主は所拂と定められき。

尙一般救助方法は三郷天満組、北組南組の町々にて有志者を募集し各應分の金穀を寄附せしめ、其の寄附額の割合は各有志者の財産に比例し、而して天災の場合を除くの外、米穀騰貴等にして自活し能はざる赤貧者を救助せんには、まづ各町々の年寄、庄屋、五人組頭等に於いて果して貧困なりや否やを調査し、協議の上愈々窮民なりと決したるものに限りて之れを救助せり。又、當時川口、西町及び東町の三奉行所に於いても其の管轄町々より調査協議の結果貧民救助の旨上申する事あらば相當に扶持救助したりき。而して其の給與米は官と民との別なく救救者一人前米二合の比にして其の日限の如

きは其の時の狀勢に依りて或ひは五十日間なるあり或ひは百日間なるものありと雖、一定の期間、日々に米券を附與し假令其の期間の百日に及ぶ事ありとも決して數日分米券を一時に給與することなく、辨方をして米券と交換に日々其の量のみを給與したりき。又給與者に於いては特に帳簿を製して之れに各被救者の名と施行米高等とを記載し日々米券を給し若くは之れと引換に現米を與へし時は直ちに渡濟の符徴を附し一定の期間は常に此の事を反覆するを常とす。然れども此の如き被給者は勿論實に自活し能はざる良民に限り、不良の徒にして此の苦境に陥りしものなりとも決して救助する事なかりき。

尙舊幕政時代郡部現今大阪府に屬する地方窮民救濟方法の一斑を示さんに、東成郡の如きは從來天領と稱する處多く、而も其の田地に對して租税の標準より上上田、上田、中田、下田、下々田等の名目を附し、其の上上田と稱する者は一反歩に付き高一石五斗以上にして（此の高は收穫高に非ずして單に租税に關する一種の標準なり。以下皆同じ）一石五斗以下一石以上を上田とし、一石以下七斗以上は中田にして下田と稱するは七斗以下五斗以上、下々田と稱するは五斗以下なり、而して是等の名目は上にも示すが如く租税に關する一種の標準高に依れるものにして、其の下下田と稱する所は官に量るところ最少なくして農民の負擔最輕く、之れに反して其の上上田と名づけらるゝは農民の負擔最重くして官に納むるところ最多し、故に僅に二畝三畝の田地にして上上田の目を附せし所あり、而して此處より上納する租税は一段歩の上上田と稱する所と更に異なること無かりしと云へり。以つて其の幕府に取りての名稱にして收穫よりのものならざるを知るべく、隨ひて農民等は其の負擔額よりして私に之れを下下田といひき、而して農民等は非常の際に當りて貧民救濟の準備に充てんが爲右に擧ぐる租税標準高一石に付き粗一石の比を以つて粗米若干を集め、之れを倉庫に貯藏して賦食と稱し、水風旱蟲の四害の際に限り之れを以つ



て窮民を救濟せり、然れども一時に悉これを出だすをなさず、必その貯藏高の五分以内として決して藏を空しうする事なかりき。

又普通米穀騰貴等に際し自活し能はざる貧民救助の方法は前に記載せる租税標準高二十石以上の田地を有せる者は同高一石に付き五升若くは一斗位とし、他は之れに準じ各救助米を出だすの定にして被救者一人に付き精米にして五合の比なりき、而して其の救濟時期は普通舊二月より四月迄の三箇月にして、舊五月より翌年一月までは決して之れをなさざりき、蓋或ひは勞働賃金の所得等、或ひは收穫上の影響を受けて多少の餘裕を有し、農家に於いては決して以上の三箇月の如くならざるべきを以つてなり、又被救者の年齢を調査し不具者疾病者を除くの外は十五歳以上五十歳以下の者は施行米を給せず、以つて其の勞働を奨励したりきといふ。

當時郡村の戸籍法には五戸を一組とし各組に一人、皆其の頭を置きて之れを五人組頭と稱せり、組頭の上には百姓代あり、即各組頭の頭にして其の上には年寄あり、庄屋あり、庄屋は即一村の長たり、而して不慮の天災若くは米穀昂騰等に際し窮民を救濟せんとするに當りては右に示せる各五人組頭相議して以つて之れが方法を講じ、百姓代其の決を年寄庄屋に具申すれば庄屋は直ちに之れを行ふ例にして、各組頭等は村の會所に集合し被救者の名及び數を掲示し、大釜にて粥を煮て被救者一人に付き五合を給與したりき。

## 第二章 維新以後

王政古に復りて明治の御代となるや元年七月十二日養老の典を擧げさせられ、八十歳以上の者に毎

年二人扶持、百歳以上に三人扶持下賜の旨を仰出されしかば之れを大阪三郷總年寄へ達せり。是れ實に維新以後に於ける慈善事業の嚆矢とす。(明治四年十月布告なり)ついで其の翌明治二年九月二十五日詔あり曰はく

朕登祚以降海内多難億兆未綏寧セヌ加之今歲淫雨農ヲ害シ民將ニ生ヲ遂ル所無シトス朕深ク救賜ス依テ躬ヲ節儉スル所アルヲ以テ救恤ニ充ントス主者施行セヨ

と。越えて同三年一月二十五日府下の人民中正道以つて其の職に従事し懈怠なくとも家内多人數若くは病人等にて飢渴に及ぶものは精しく調査せしめ、明治四年三月廿七日府下の諸皮革製造商には其の賣高三十分の一を以つて窮民救恤費に充て納税せしめ、且此の旨篤と相心得正直に納税すべき旨を達せり。(但後これ)同年五月八日府下鰥寡孤獨廢疾並に貧窮にして日々生計に苦む者は其の願出に依りて調査を遂げ大貧院へ入院撫育し、其の働き得るものには相應の産業を授け非人乞食に陥らしめざらしめんが爲大貧院設置の趣意に付き心得方を達し。(明治六年八月第三頁)同年五月廿五日溺死人又は行倒等ある時は速に最寄取締所へ訴出で其の差圖を受けて取片付け、若傍觀して等閑に附するものは咎むべく、尤同日以來取片付の義は官費たるべき旨を達せり、ついで同年六月大貧院設置に付き人々相互救護すべきは人の人たる道なれば市在一般入院の貧民に各々其の職を授け引立てべく、有志の者は其の見込の事柄を同院へ申立て其の指揮を受くべき旨を達し。(明治六年八月第三頁)同年八月廿九日貧院を立て窮民を救ひ公費を補ふは實に美舉なり、向後貧院へ金錢を寄附する者は貧院より改めて之れを大年寄中年寄へ預け、有志寄附者の奇特の名を没せざらしめんが爲大年寄中年寄に於いて其の姓名を記載し永世保存すべき旨を達し、同年十月十三日聚樂町(今の大阪市東區平野町御破筋の邊)に貧院分局を開き自今行例の病者乞食體等は四區出張所へ相届け右分局へ送らしめしが、越えて同

五年一月に至り甲第十號を以つて同院を授産所と改稱せり。十月甲第三百六十二號を以つて川に陥し者又は道路にて急病人等あるを見懸けたる時は人情として救助の手段を盡すべきは當然なれども往々他日煩あらん事を慮り之れを忌みて省みざる者あり。向後此の如き場合に於いて懇に救助の道を盡すべきは勿論人命を助くるは重大の事に付き其の事情に依り屹度褒賞すべき旨を達せり。翌明治六年四月十二日第四百四十四號を以つて本年四月四日大藏省第五十二號に基づき脱籍無産の輩にして復籍並に行旅病人共宿村送りの義は其の取計方區々に付き同一轍の處分方を達し、同年八月十二日第三百二十二號を以つて授産所を廢し從來同所にあるものの内其の宿元親類知音等のある者は悉皆歸籍せしめ、無告廢疾の者は救助場へ移すべき旨を達せり。

翌明治七年十二月八日第六百六十二號を以つて内務省の達に依り目下差置き難き無告の窮民は五十日以内左の内務省よりの規則に照し恤救の旨を達せり。(當府に内務省より恤救取計置き委員) (前同者へ何ふべき旨達せられたり)

#### 恤救規則

- 一 極貧ノ者獨身ニテ廢疾ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一箇年米一石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ  
但獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身廢疾ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
- 一 同獨身ニテ七十年以上ノ者重病或ハ老衰シテ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一箇年米一石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ  
但獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身重病或ハ老衰シテ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ

一 同獨身ニシテ病疾ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一日米男ハ三合女ハ二合ノ割ヲ以テ給與スヘシ  
但獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身病ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ

一 同獨身ニテ十三年以下ノ者ニハ一箇年米七斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ  
但獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ

一 救助米ハ該地前月ノ下米相場ヲ以テ石代下ケ渡スヘキ事  
明治八年二月八日地第六號を以つて同月七日大阪市南大組第五區第六區並に東大組第二十區第二十三區非常の火災ありしに因り火災類焼に罹りしものの中には家産貧苦の族もあるべきを以つて是等の救助として金千圓を下附すべき旨を各區長へ達し、ついで又同月十日地第十號を以つて大火に付き府下人民より救恤方出願し其の金額九百圓餘米二石餘に達したるを以つて之れが分配方法の見込を立て申し出づべき旨を同じく各區長へ達せしが、更に同日地第十一號を以つて市郡の區戸長へ今般非常の火災に付き材木其の他家作要用の諸品俄然昂騰しこの際は等の商業者にして分外の利を貪り相互救助の義務に背くものあるべきを以つて斯くの如きこと無き様當業者へ懇諭すべきを達せり。又同月十五日地第十五號を以つて屢に下附せられし救助金千圓並に府下人民より寄附の金數をも併はせて各罹災者へ下ケ渡し救恤方取計ふべき旨を各區長へ達せり。

明治九年十二月七日當府管内の者他府縣より宿村繼を以つて原薪へ遞送の節該旅費償却方本文並に父兄共極貧のものは從來其の原薪地の小區割にて償ひ來たりしが、此の日、向後大區割にして償却

いたす可き旨を達せり。

明治十一年九月二十日天第四百四十二號を以つて貧窮者の疾病に罹り醫治を受け難きがため終に非命に死するもの夥なからざるを憫み之れが濟恤として施療券を發行し藥價診察料等を要せずして救濟の法を施行すべき旨を達し、(此の救濟法は明治十三年天第四百四十二號を以つて廢止し更に都區年六月十五日甲第一〇三號)同年十月十一日天第五十五號を以つて貧民施療の義に付き施療を乞ふべき患者は土地の便利に依り該區内の施療醫に就きて診察施療を受べき旨を達し、(明治十三年天第四百四十二號)越えて明治十二年十二月廿四日號外を以つて能勢郡役所へ向け同所々轄の長谷村大垣佐治郎外十名の有志者救荒豫備金募集の義は殊勝の事たるに付き開設並に該金貸借上取締等に不行届なき様力めて注意保庇すべき旨を達し、明治十三年三月地第三十四號を以つて郡區役所へ向け今般西區京町堀三丁目八番地花淵國光東區高麗橋二丁目二十三番地池田蜀才等棄兒愛育社開設許可の旨を達せり。越えて十四年二月十二日甲第十八號を以つて本年一月一日より府下大和、河内、和泉を除き他に備荒儲蓄規則を施行し、同月更に乙第二十八號を以つて同三箇國を除き各郡區役所へ甲第十八號の備荒儲蓄規則布達に付き其の支給方心得向を達せり。ついで同年三月十四日乙第五十八號を以つて備荒儲蓄規則中公儲金徵收高書式を攝津國郡區役所並に戸長役場へ達し、同年八月廿九日甲第七十一號を以つて備荒儲蓄法區部郡部經濟分離の旨を達せり。

同年九月十日貧民施療規則を改定し、(該規則は明治二十二年府令第十六號にて消滅せり)同年十二月廿日甲第二百六十六號を以つて區部備荒儲蓄規則本年度の分區部會の議決を經内務大藏兩卿の許可を得施行の旨、同年同月廿一日甲第二百六十七號を以つて本年度に屬する郡部備荒儲蓄規則郡部會の議決を經内務大藏兩卿の許可を得施行の旨、ついで同月廿二日甲第二百六十九號を以つて區部備荒儲蓄規則

則中公儲金徵收延期の旨並に甲第二百七十號にて郡部に屬する同公儲金徵收延期の旨を達し、明治十五年八月十五日甲第八十七號にて本年度區部備荒儲蓄規則並に甲第八十八號にて同年度同規則各部會の議決を經内務大藏兩卿の許可を得施行の旨何れも之れを達せり。以後備荒貯蓄に關し發せし事十有數次、同年九月十六日示第四十六號を以つて明治十三年度後半期區部備荒儲蓄金收出精算書を調製して區部會へ報告濟に付き此の旨告示せり(前半期はなし)但儲蓄金精算帳は區役所に備へ置けり。

降りて明治十六年二月廿七日乙第三十四號を以つて各郡區役所へ達して曰はく、備荒儲蓄の規則に據り救恤するは人民が災害に罹り窮困に迫りたるものにして、殊に食料を給するは現に自存する能はざる者に惠施すべき者たるに罹災の後數箇月を経過し漸その救助方を伺出づるものあり、是れ實際取調上日子を要せし結果なるべしと雖斯く時日遷延せば曾に救助の趣意に悖るのみならず被害者をして活路を失はしむるの虞なしとせず、故に今後もし食料を給與せんとするものは成るべく速に調査稟請せよと、ついで同年六月三十日甲第四十二號を以つて郡部、甲第四十三號を以つて區部明治十六年度に屬する區郡備荒儲蓄規則中公儲金賦課率及び米穀公債證書現金等儲蓄割合を各部會の議決を經内務大藏兩卿の許可を得て定めたる旨を達せり。又、同年十月一日乙第三百三十五號を以つて郡區役所戸長役場へ拘留狀收監狀等を執行すべきもの幼兒を携帶せば家元又は親族なき時若くは假令これありとも赤貧等にて引取人なきときは明治七年十二月八日第三百六十二號救恤規則に依り救助すべきにつき事情詳記伺ひ出づべき旨を達せり。規則は前既に載せたり。

降りて二十四年四月二十三日、行旅病人死亡人等ある時は其の管内なると管外なるとを問はず救護のため要する藥餌料、醫師診察料、看護人費、食料宿泊手當、薪炭油費並に埋葬費等の額を定め郡區役所

戸長役場をして之れに據りて取扱はしめき。翌二十一年三月卅一日訓令を以つて棄兒養育補充費は地方稅教育費より支給し其の支給方法は國費養育米代金下渡手續に依らしめ、又區長郡區長戸長に於いて棄兒を養子女に遣はさんとする時は其の養家の適否を調査せしめ、國費養育米代の外養育補充費（區部は一箇年金八圓三十錢の割合を以て給與せず、且郡區長戸長等は時々養育人の居宅に充て支給するものなり。郡部は同四圓二十錢）を給與せしめ、且郡區長戸長等は時々養育人の居宅に就き其の當否を調査し、若不正當なる養育方を認めたる時は引戻し更に相當の養育人に預け入れ若くは更に養子女に遣はす事とせり。又右補充費區部金八圓三拾錢又は郡部四圓貳拾錢の制限を超過する時は其の以前に於いて理由を具申し府知事の認可を得て支給し、又區長郡區長は毎三箇月分を計算し棄兒養育補充費請求書を製して其の首月十日以内に差出ださしめ、本年四月一日より施行せり。又同日以前既に養子女に遣はしたるものも國費養育米代の外は右に掲ぐる補充費を給與せざるを定め、之れを管内に通達せり。

明治二十二年一月九日訓令第一號を以つて各郡區役所へ達し從來窮民恤救米代及び棄兒養育米代は前月下米平均相場を以つて支給せしが同月以降は前々月下米の平均相場にて支給する事に改め、又三箇月纏め毎月支給の分共に各其の支給月の二日迄に（本年一月分は同月十三日迄請求せしむ、明治二十三年一月廿五日訓令第六號を郡市區役所及び町村役場に達しもし當府下旅行中疾病又は不慮の災害に罹れる他府縣人を救護せし時は其の病狀并に病體の豫後又は罹災の狀况等を詳記し之れに費用の概算調査を添へ三日以内に原籍市區町村長へ當府下人民も同様取計通報せしめき。降りて明治三十二年六月二十九日訓令第四十號を以つて行旅病人行旅死亡人等の救護並に其の取扱に關する費用等の件を左の如く定めて同年七月一日より施行し、又従前の令達にして本令に抵觸するものは本令施行の日より廢止すべき旨を訓令せり。

明治三十二年六月二十九日訓令第四十號

第一條 行旅病人ニ係ル救護費用ハ左ノ制限ニ據ルヘシ

- 一 醫師診察料 初診金貳拾五錢以内  
後一回毎ニ金拾錢以内
  - 一 手術料 一回ニ付 金拾錢以内
  - 一 藥價 一日ニ付 金六錢以内
  - 一 診斷書料 金壹錢以内
  - 一 看護人 一 晝夜ニ付 金貳十錢以内
  - 但看護人ヲ付スルハ病氣危篤ノ場合若クハ斷ヘズ患部ノ手當ヲ要スルトキニ限ル
  - 一 食料 一度ニ付 金貳錢五厘以内
  - 一 入院料 一日ニ付 金參拾錢以内
  - 一 借家料 一日ニ付 金參錢以内
  - 一 小屋掛料 一棟人足賃共金壹圓以内
  - 但適當ノ家屋ナキ場合ニ限ル
  - 一 被服寢具料 一 晝夜ニ付 金參錢以内
  - 一 運搬人足 二人以内 一人ニ付 金貳拾五錢以内
  - 但シ行倒レ場所ヨリ救護所へ運搬ヲ要スルトキニ限ル
- 第二條 行旅死亡ニ係ル取扱費用ハ左ノ制限ニ據ルベシ
- 一 死体番人 一 晝夜一人ニ付 金貳拾五錢以内
  - 一 死体檢案料 二人以内 金參拾錢以内

維新以後

- 一 死体検案書料 金壹錢以内
- 一 棺桶擔棒繩等葬具一式 金五拾錢以内
- 一 墓標 金五錢以内
- 一 埋葬人足 大人二人 金貳拾五錢以内  
小人一人 金貳拾五錢以内
- 一 但穴掘運搬共 實費
- 一 墓地手當 實費
- 一 但共葬墓地ノ設ナキ市區町村ニ限ル
- 一 官報若クハ新聞紙ノ公告料 實費

第三條

行旅病人送還及ヒ引取ニ係ル費用ハ左ノ制限ニ據ルヘシ

- 一 附添人足賃 一日一人付 金貳拾五錢以内
- 一 晝食料 一度ニ付 金五錢以内
- 一 宿泊料 一泊ニ付 金拾五錢以内
- 一 汽車賃 三等 實費
- 一 船及舁船賃 實費
- 一 車馬賃 (病人ノ分) 實費

第四條

物價非常ニ騰貴スルカ又ハ特別ノ場合ニ於テ前各條規定ノ費額ニテ不足ヲ生スルトキハ其ノ都度事由ヲ具シ當廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第五條

行旅死亡人ノ住所居所若クハ氏名知レサルモノ、公告ハ特別ノ場合ヲ除クノ外一回ト

ス

第六條

行旅死亡人ノ遺留ニ係ル有價證券及見積價額拾圓未満ノ物件ニシテ規定ノ期間ヲ經タルモノヲ費用轉償ノ爲メ市區町村長ニ於テ賣却スルトキハ隨意契約ヲ以テスルコトヲ得

第七條

市區町村長ニ於テ行旅病人ノ救護又ハ行旅死亡人ノ取扱ヲ爲シ扶養義務者相續人家族若ハ公共團體ニ對シ通知又ハ費用辨償ノ請求ヲ爲ストキハ救護取扱ノ顛末ヲ詳具シ其ノ救護ニ關シテハ第一號乃至第五號ノ書類ヲ添付シ取扱ニ關シテハ第一號第二號及第四號乃至第六號ノ書類ヲ添付スヘシ但計算書ハ費用辨償ノ請求ヲ爲ス場合ノ外之カ添付ヲ要セス

一 救護取扱費計算書(第四樣式)

二 行旅病人行旅死亡人調書(第一樣式)

三 醫師診斷書(第二樣式)

四 行旅病人所持行旅死亡人遺留金品仕譯書(第三樣式)

五 救護又ハ取扱ニ係ル費用辨償方ニ關シ交渉シタル書類ノ原本若ハ謄本

六 醫師檢案書ノ原本若シハ謄本

(第一樣式)

行旅病人行旅死亡人調書

住所及居所(外國人ナルトキハ其ノ國籍ヲモ列記スヘシ)

職業 氏 名

出生年月日若クハ年齡

一 本籍地及族稱

- 二 他ヨリ轉住轉居若ハ轉籍セシコトアレハ其ノ年月日舊ノ住所居所本籍地
  - 三 氏名ヲ改稱セシコトアレハ其ノ舊ノ氏名
  - 四 氏神檀那寺ノ名稱及其ノ所在地
  - 五 直系血族兄弟姉妹其ノ他ノ扶養義務者及家族ノ氏名住所居所其他要領
  - 六 住所出立ノ原由年月日經過地及旅行中ノ生計
  - 七 住所出立後第五項ニ掲ケル親屬其他ノ者ト通信往復シタル狀況
  - 八 相貌及特徴
  - 九 着衣
  - 十 所持遺留物件等ノ種類數量形狀其他要領
- (右ノ外氏名住所等ノ認識上必要ト認ムル事項ヲ列記スベシ)
- 右之通候也

(第二様式)

年 月 日

市區町村長 氏 名 印

住所及居所

氏 名

出生年月日若シハ年齢

一 體質

二 病名

診 斷 書

- 三 原因
- 四 症候
- 五 經過
- 六 治方
- 七 豫後

右何年月日午(前後)時分何地ニ於テ診斷候也

年 月 日

住所

醫師 名 印

(第三様式)

行旅病人行旅死亡人何某所持遺留金品仕譯書

一金何程

内譯

- 銀貨 何程
  - 銅貨 何程
  - 何々 何程
  - 一何品 何程
  - 一何々 何程
- 右ノ通候也
- 年 月 日

市區町村長 氏

名 印

維新以後

(第四様式)

行旅病人(行旅死亡人)救護取扱費計算書

住所及居所

族稱 戸主又ハ戸主ヨリノ続柄

氏名

出生年月日若ハ年齢

救護取扱費總額

一金何程  
内譯

費目	數	單價	金額
醫師診察料	何年月日初診一回 何年月日ヨリ何年月日迄ノ内何回 何年月日ヨリ何年月日迄何回分	初診一回何程 次診一回何程 一日何程	何
藥價	何年月日ヨリ何年月日迄何晝夜分 何年月日晝食ヨリ何年月日夕食迄何度分	一晝夜何程 一度何程	何
看護人賃	何年月日ヨリ何年月日迄何晝夜分 何年月日晝食ヨリ何年月日夕食迄何度分	一度何程	何
棺桶料	一箇	何	何
擔棒	一本	何	何
細標	何程	何	何
埋葬人足賃	一人	何程	何

公 告 料

何年月日第何號官報(何新聞紙)ニ掲載一日何行分

一行何程

何程

金何程

不用品賣却代及所持遺留財産

内

金何程

所持遺留金

金何程

所持(遺留)品賣却代

金何程

掛小屋賣却代

差引

金何程

請求高

右之通候也

年 月 日

市區町村長 氏

名 印

(注意 同伴者等ヲ救護シタルトキハ計算書ハ各別ニ之ヲ調製スルヲ要ス)

同年九月十九日告示第百九十號を以つて救助を受けんとするものは罹災後七日以内に所轄郡市長は出願すべき旨を告示し、同月また府令第五十六號を以つて窮民救済のため教育所、施療病院若しくは慈善會の類を設立せんとする者は其の目的名稱、位置、敷地及び建物に關する事項、管理、維持の方法、事務員社員資格其の他の事項を具し、當廳へ其の認可を申請すべき旨等を達し、尙本年七月一日以降備荒儲蓄金を改めて罹災救助金となせり。今明治十三年度より同三十三年度に至る市郡部備荒儲蓄金精算表并に罹災救助基金歳入歳出決算を示すこと左の如し。

維新以後





維新以後

現金	殘高之部 其一										支出之部 其二
	明治三十三年度	同三十四年度	同三十五年度	同三十六年度	同三十七年度	同三十八年度	同三十九年度	同四十年度	同四十一年度	同四十二年度	
計	2,485,533	3,525,397	2,523,267	3,231,000	3,759,236	3,275,425	4,929,861	4,835,331	3,586,000	2,885,847	
救助費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
儲蓄庫費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
倉庫費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
運送費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
米穀買入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
米穀賣却及交換損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
米穀買入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
米穀賣却及交換損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公債買賣及交換損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公債買賣及交換損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公債買賣及交換損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
土地費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
土木費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雜費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

現金	支出之部 其一										同公債買賣價
	明治三十三年度	同三十四年度	同三十五年度	同三十六年度	同三十七年度	同三十八年度	同三十九年度	同四十年度	同四十一年度	同四十二年度	
計	1,318,312	1,615,100	1,331,000	1,010,000	1,120,000	1,560,000	1,470,000	1,210,000	1,010,000	1,120,000	367,470
救助費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
儲蓄庫費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倉庫費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運送費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀買入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀賣却及交換損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀買入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀賣却及交換損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債買賣及交換損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債買賣及交換損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債買賣及交換損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雜費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

殘高之部 其二		明治十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度	同二十年度	同廿一年度	同廿二年度
米穀賣買價	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債賣買價	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木費貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

收入之部 其一		明治十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度	同二十年度	同廿一年度	同廿二年度
現穀賣買金	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000
米穀賣買價	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債賣買價	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木費貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000	5,110,000

自明治十二年度 郡部備荒儲蓄金精算表

收入之部 其一		明治十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度	同二十年度	同廿一年度	同廿二年度
前年度より繰越高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現穀賣買金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀賣買價	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債賣買價	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地租貸與	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木費貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

收入之部 其二		明治十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度	同二十年度	同廿一年度	同廿二年度
公債	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000
前年度欠額公債金補充	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀交換受	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀交換及交換益金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債證券購入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債證券交換受	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債證券交換及	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
常備並交換益金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
益金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本年度回收金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地租貸與	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地租貸與返納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木費貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木費貸出金返納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雜收入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000	3,211,000

前年度より繰越高		明治十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度	同二十年度	同廿一年度	同廿二年度
現穀賣買金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀賣買價	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債賣買價	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

維新以後

支出之部 其二

款助費	支 出 之 部 其 一									
	明治十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月
儲蓄金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倉庫費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運送費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀買入代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀賣却代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀交換代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀交換及賣却損金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀買入減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債證券買入代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債證券賣却代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債證券買入及交換補	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債證券賣却損金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地租貸與	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地租貸與返納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
欠損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木費貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木費貸出金返納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治十九年度 中央補助金返納金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雜出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

款助費	支 出 之 部 其 一									
	明治十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月
地租貸與	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木費貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度欠額公債金補充	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀買入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀交換	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀賣却及交換益金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債證券買入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債證券賣却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債證券買入及交換益金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本年度回收金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地租貸與	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地租貸與返納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木費貸出金返納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雜收入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

支出之部 其一

款助費	支 出 之 部 其 一									
	明治十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月	同十四年度 同六月
儲蓄金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倉庫費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運送費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀買入代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀賣却代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀交換代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀交換及賣却損金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米穀買入減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債證券買入代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債證券賣却代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債證券買入及交換補	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債證券賣却損金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地租貸與	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地租貸與返納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
欠損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木費貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木費貸出金返納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治十九年度 中央補助金返納金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雜出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

明治十四年度  
同六月

明治十四年度  
同六月

明治十四年度  
同六月

明治十四年度  
同六月

明治十四年度  
同六月

明治十四年度  
同六月

明治十四年度  
同六月

明治十四年度  
同六月

明治十四年度  
同六月

明治十四年度  
同六月

明治十四年度  
同六月

明治十四年度  
同六月

會計	民國十二年														
	同自十二年四月	同自二十一年三月	同自二十一年四月	同自二十二年三月	同自二十二年四月	同自二十二年五月	同自二十二年六月	同自二十二年七月	同自二十二年八月	同自二十二年九月	同自二十二年十月	同自二十二年十一月	同自二十二年十二月	同自二十二年一月	同自二十二年二月
收助費	九,三三三.四〇	四,四六三.三〇	四,八三六.一〇	六,三二二.五〇	三,三二二.五〇	六,四七六.八〇	六,四七六.八〇	六,四七六.八〇	六,四七六.八〇	六,四七六.八〇	六,四七六.八〇	六,四七六.八〇	六,四七六.八〇	六,四七六.八〇	六,四七六.八〇
儲蓄金	五〇,九九一.〇〇	四,三二二.一〇	四,三二二.一〇	四,三二二.一〇	四,三二二.一〇	四,三二二.一〇	四,三二二.一〇	四,三二二.一〇	四,三二二.一〇	四,三二二.一〇	四,三二二.一〇	四,三二二.一〇	四,三二二.一〇	四,三二二.一〇	四,三二二.一〇
倉庫費	三,一〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇
運送費	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
米穀買入代	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
米穀賣却代	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
米穀交換代	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
米穀交換及賣却損金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
米穀欠減	一,七二七.九八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
公債證券買入代	三,三三三.三三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
公債證券賣却代	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
公債證券買賣及交換損金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
公債證券買入代	一,〇〇〇.〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
公債證券賣却代	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
公債證券買賣及交換損金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
地租貸與返金	一七,九六〇.七五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
欠損	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
土地費貸出金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
土地費貸出金返納	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
明治廿九年年度中央補助金過剩返納金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
雜出	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	一四〇,九六〇.七五	一四〇,九六〇.七五	一四〇,九六〇.七五	一四〇,九六〇.七五	一四〇,九六〇.七五	一四〇,九六〇.七五	一四〇,九六〇.七五	一四〇,九六〇.七五	一四〇,九六〇.七五	一四〇,九六〇.七五	一四〇,九六〇.七五	一四〇,九六〇.七五	一四〇,九六〇.七五	一四〇,九六〇.七五	一四〇,九六〇.七五

殘高之部 其一

會計	民國十二年											
	同自十二年四月	同自二十一年三月	同自二十一年四月	同自二十二年三月	同自二十二年四月	同自二十二年五月	同自二十二年六月	同自二十二年七月	同自二十二年八月	同自二十二年九月	同自二十二年十月	同自二十二年十一月
現銀實價	二,〇七三.〇〇	二,〇七三.〇〇	二,〇七三.〇〇	二,〇七三.〇〇	二,〇七三.〇〇	二,〇七三.〇〇	二,〇七三.〇〇	二,〇七三.〇〇	二,〇七三.〇〇	二,〇七三.〇〇	二,〇七三.〇〇	二,〇七三.〇〇
米穀實價	一六,五八一.二九	一六,五八一.二九	一六,五八一.二九	一六,五八一.二九	一六,五八一.二九	一六,五八一.二九	一六,五八一.二九	一六,五八一.二九	一六,五八一.二九	一六,五八一.二九	一六,五八一.二九	一六,五八一.二九
公債證券實價	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇
地租貸與	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
土地費貸出金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	四二,〇五〇.二九	四二,〇五〇.二九	四二,〇五〇.二九	四二,〇五〇.二九	四二,〇五〇.二九	四二,〇五〇.二九	四二,〇五〇.二九	四二,〇五〇.二九	四二,〇五〇.二九	四二,〇五〇.二九	四二,〇五〇.二九	四二,〇五〇.二九

殘高之部 其二

會計	民國十二年											
	同自十二年四月	同自二十一年三月	同自二十一年四月	同自二十二年三月	同自二十二年四月	同自二十二年五月	同自二十二年六月	同自二十二年七月	同自二十二年八月	同自二十二年九月	同自二十二年十月	同自二十二年十一月
現銀實價	四,七三三.九四	四,七三三.九四	四,七三三.九四	四,七三三.九四	四,七三三.九四	四,七三三.九四	四,七三三.九四	四,七三三.九四	四,七三三.九四	四,七三三.九四	四,七三三.九四	四,七三三.九四
米穀實價	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
公債證券實價	三三,〇〇〇.〇〇	三三,〇〇〇.〇〇	三三,〇〇〇.〇〇	三三,〇〇〇.〇〇	三三,〇〇〇.〇〇	三三,〇〇〇.〇〇	三三,〇〇〇.〇〇	三三,〇〇〇.〇〇	三三,〇〇〇.〇〇	三三,〇〇〇.〇〇	三三,〇〇〇.〇〇	三三,〇〇〇.〇〇
地租貸與	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
土地費貸出金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	三七,七三三.九四	三七,七三三.九四	三七,七三三.九四	三七,七三三.九四	三七,七三三.九四	三七,七三三.九四	三七,七三三.九四	三七,七三三.九四	三七,七三三.九四	三七,七三三.九四	三七,七三三.九四	三七,七三三.九四

府下慈惠救濟基金歲出入決算表

年次	入部					出部		
	基金收入	基金利子	歲入金權入	越金	基金支出	公債證券買入代	公債證券買入代	公債證券買入代
明治三十三年	八,二五七.九〇	一,六七八.四〇	六五,〇〇〇.〇〇	七,三三〇.〇〇	八〇,六三五.〇五	八〇,六三五.〇五	八〇,六三五.〇五	八〇,六三五.〇五
明治三十四年	八,五七四.六五〇	二,〇六八.三六〇	六五,〇〇〇.〇〇	六,二二〇.〇〇	八五,三〇〇.〇五	八五,三〇〇.〇五	八五,三〇〇.〇五	八五,三〇〇.〇五

府下罹災救助基金歲出入決算表

維新以後

年次	歳入			歳出		
	基金收入	繰越金	益金	基金支出	福災救助費	公債証券買入代
明治三十三年	六九三九一五九六	六六二六三四八二	三三七七二二五	五二四四四九〇	一〇、一六七〇〇	四二、三九九九〇
明治三十四年	五二四二九二五三	二五九五五	五二、四〇三、〇〇八			

更に國費恤救人員、國費恤救米代金及び其の他諸種の成績等を表示する事左の如し

國費恤救人員

年次	癩疾		老衰		疾病		幼弱		棄兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
明治十五年	一五	一二	一〇	一三	一八	一八	一六	一一	一一三	一一二	一八一	一六九
明治十六年	一二	一二	一〇	一四	一八	一八	二〇	二〇	一一二	一一〇	一八二	一八四
明治十七年	一六	一〇	九	一六	二四	二一	二六	二五	一二四	一一〇	一九九	一九二
明治十八年	一五	八	六	一五	三一	二七	三六	二八	一四五	一三八	二三三	二〇六
明治十九年	一四	一二	七	一七	二七	二〇	七四	五七	一七五	一三六	二九七	二四二
明治二十年	一三	一一	三	一七	一九	一四	四八	四八	一六三	一四八	二五二	二三八
明治二十一年	一三	一一	三	一七	一八	一〇	五〇	四四	一五一	一二九	二三五	二二三
明治二十二年	一三	一一	三	一七	一五	一一	三九	三五	一三七	一一六	二〇七	一九一
明治二十三年	二七	二八	〇	二九	一五	二一	五九	四八	一一二	一一八	二二三	二六四
明治二十四年	三三	二八	一	四四	三三	四三	八一	八〇	二六五	二三八	一六三	一九五
明治二十五年	三三	三九	二	四六	三四	四五	八五	八〇	三三九	二八九	一七三	二二八
明治二十六年	三六	四一	二	五二	三〇	四五	七四	八〇	三三二	二八〇	一六五	二二八
明治二十七年	三五	三九	二	五〇	三五	四五	六一	七九	三三六	二八〇	一五五	二二五
明治二十八年	三三	四〇	二	四八	三五	四七	六八	七九	三三三	二八〇	一四七	二〇一
明治二十九年	三〇	四〇	二	五一	三七	四八	五七	六一	二〇二	一九七	一五〇	二〇〇
明治三十年	二五	三六	二〇	四五	五〇	四九	四三	五〇	九〇	八五	二〇六	一八〇
明治三十一年	二二	四一	一六	四一	四一	四四	三七	四二	八三	八〇	二〇一	二五八
明治三十二年	二二	四一	一六	四一	四一	四四	三七	四二	八三	八〇	二〇一	二五八
明治三十三年	三〇	四一	二二	三七	三七	三六	三五	三五	七五	六五	一九八	二二九

備考

- 一、明治二十四年より明治三十年に至るまで棄兒男女調査別なきが爲に區別するを得ず。
- 一、明治二十六年には本表の外私費にて養育せし棄兒十三人あり。
- 一、明治二十七年には同じく棄兒十人あり。
- 一、明治二十八年には同じく棄兒十人あり。
- 一、明治二十九年には同じく十二人あり。
- 一、明治三十年には同じく十人あり。
- 一、明治三十一年には同じく八人あり。
- 一、明治三十二年には同じく八人あり。
- 一、明治三十三年には同じく七人あり。

國費恤救米代金

年次	癩疾	老衰	疾病	幼弱	棄兒	計
明治十五年	三、八三〇、二二	三、〇二六、二六	二、四四四、二二	一、八四三、二二	一、八四三、二二	二、五五九、六六
明治十六年	三、〇二六、二六	三、〇二六、二六	二、四四四、二二	一、八四三、二二	一、八四三、二二	二、五五九、六六

維新以後



年次	火災のため		水災のため		風災のため		濟貧のため		赤兒院育嬰院へ		教育のため	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
明治卅二年	五	5000	100	5000			八八	60000				
明治卅三年							四九	60000				

其の二

年次	土功費のため		警察費のため		傳染病豫防費のため		蠶絲検査費のため		其の他		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
明治十五年	六	107589							133	90500	187	221105
明治十六年	138	178000							1187	361919	1325	985338
明治十七年	204	196753							611	985853	815	306538
明治十八年	1538	228323							7230	848799	8763	4363296
明治十九年									704	428090	704	2529
明治二十年									704	160170	704	2529
明治廿一年									10084	400000	10084	761926
明治廿二年									1336	306058	1336	165906
明治廿三年									10084	400000	10084	761926
明治廿四年									704	160170	704	2529
明治廿五年									10084	400000	10084	761926
明治廿六年									704	160170	704	2529

年次	土功費に捐せしもの	警察費に捐せしもの	教育費に捐せしもの	警察費に捐せしもの	傳染病豫防費に捐せしもの	蠶絲検査に捐せしもの	金銀を寄附せしもの	其の他	計
明治廿七年							5119		5119
明治廿八年							14268		14268
明治廿九年							9057		9057
明治三十年							14268		14268
明治卅一年							9057		9057
明治卅二年							14268		14268
明治卅三年							9057		9057

受賞者 其の一

年次	土功費に捐せしもの	警察費に捐せしもの	教育費に捐せしもの	警察費に捐せしもの	傳染病豫防費に捐せしもの	蠶絲検査に捐せしもの	金銀を寄附せしもの	其の他	計
明治十五年	二						5119		5119
明治十六年	138						14268		14268
明治十七年	204						9057		9057
明治十八年	1538						14268		14268
明治十九年							9057		9057
明治二十年							14268		14268
明治廿一年							9057		9057
明治廿二年							14268		14268
明治廿三年							9057		9057

維新以後

職	業	府下十三歳以上棄兒迷兒孤兒貧兒成績表																
		明 治 三 十 三 年	明 治 三 十 二 年	明 治 三 十 一 年	明 治 三 十 年	明 治 二 十 九 年	明 治 二 十 八 年	明 治 二 十 七 年	明 治 二 十 六 年	明 治 二 十 五 年	明 治 二 十 四 年	明 治 二 十 三 年	明 治 二 十 二 年	明 治 二 十 一 年	明 治 二 十 年	明 治 十 九 年	計	
人力車夫	一	二、四五五	四、九四九	四、六五四	三、五三二	三、四二四	五、四四九	一、七六五	一、四三三	二、一六三	四、二七七	二、〇八六	一、七八三	三、四二二	二、九七三	一四、七七七	五五、六六六	
大阪市																		
堺市																		
東成郡																		
四成郡																		
豊能郡																		
三島郡																		
泉北郡																		
泉南郡																		
内郡																		
河内郡																		
河内郡																		
河内郡																		
河内郡																		
計																		

府下十三歳以上棄兒迷兒孤兒貧兒成績表

明治三十五年二月現在

維新以後

三九

年次	受 賞 品 種 類										其 の 他	計
	褒 状 金 員 褒 章 褒 詞 銀 杯 木 杯 金 杯	褒 状 金 員 褒 章 褒 詞 銀 杯 木 杯 金 杯	褒 状 金 員 褒 章 褒 詞 銀 杯 木 杯 金 杯	褒 状 金 員 褒 章 褒 詞 銀 杯 木 杯 金 杯	褒 状 金 員 褒 章 褒 詞 銀 杯 木 杯 金 杯	褒 状 金 員 褒 章 褒 詞 銀 杯 木 杯 金 杯	褒 状 金 員 褒 章 褒 詞 銀 杯 木 杯 金 杯	褒 状 金 員 褒 章 褒 詞 銀 杯 木 杯 金 杯	褒 状 金 員 褒 章 褒 詞 銀 杯 木 杯 金 杯	褒 状 金 員 褒 章 褒 詞 銀 杯 木 杯 金 杯		
明治十八年	一〇、〇三七	二、〇〇〇	二	二	二	二	二	二	二	二	五、六二七	五、六二七
明治十七年	四、七三六	九、〇〇〇	二	二	二	二	二	二	二	二	一〇、七三六	一〇、七三六
明治十六年	一、〇二三	六、〇〇〇										
明治十五年	一九二											
明治廿三年												
明治廿二年												
明治廿一年												
明治三十年												
明治廿九年												
明治廿八年												
明治廿七年												
明治廿六年												
明治廿五年												
明治廿四年												
計												

其の二



他家に養子となり  
て自活せる者

活版業	商業	硝子職	會社員	左官職	鍛冶職	酌婦	理髮業	大阪控訴院給仕	奉公中	大工職	被雇業	農業	合計	鍛冶職	段通職	仕立物職	農業	商業	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	130	1	1	1	1	1	1
													3						
													1						
													1						
													2						
													1						
													3						
													2						
													2	3	3	7			
													3						
													1						
													9	4	5	4	2	5	9

獨立一家を構へ自  
活せる者

職業	大阪市	堺市	東成郡	四成郡	豐能郡	三島郡	泉北郡	泉南郡	内南郡河	内中郡河	内北郡河	計
無職業	4											
商業見習	10											
人力車夫	1	1										
紡績職工	5											
合計	1											
學校生徒												
口入業												
稻搗製造職工												
段通職工									4	6	5	
紡績職工												
妻楊子製造									1	2		
鑄物職												
農業者												
布業												
木綿職												
商業										1		
被雇業												
職業												
計	4	0	4	5	3	1	1	1	4	6	5	1
									2	1	1	2
									2	5		5

自活し能はざる者

大阪市西區十三歳以上棄兒迷兒遺兒孤兒貧兒成績表

明治三十五年二月現在

職業	自活し能はざる者											
	總計	被合	鍛治	理髮	農業	段通	無職	合計	機織	米搗	笄細工	理髮
推草職工												
桶工												
理髮工												
笄細工												
米搗												
機織業												
無職業												
段通業												
農業												
理髮業												
鍛冶業												
被合業												
總計	六九二						三三六					
計		一七〇	二	二	四	一	四					
棄兒		六	一				三					
迷兒							二					
遺兒		五					三					
孤兒		三					一〇					
貧兒		七三	一				四八	三	一	一	一	一
計	四二二	四	二	一		一	二	三	一	一	一	一
計	四二二	一八	一	二	一	三	四	七	二	六	三	一

他人の住居に寄寓し自活せる者

職業	他人の住居に寄寓し自活せる者																		
	妻楊子製造	ラソア	僧侶	女髪結	然糸工	被雇業	活版職	流家被雇	銃砲職	紙漉職	帶帶製造職	鋳公中	奉公	無職	仕丁	學生	シヤン	燐寸職	
職業																			
大阪												一	五	一	一	一	一	一	二
堺																			
東成																			
四成																			
豐能																			
三島																			
泉北																			
泉南																			
内南													一	三					四
内中																			
内北																			
計													二	〇					
計													二	〇					
計													一	八	一	一	一	二	七

職	他家の養子となり自活せる者			他人の住居に寄寓し自活せる者				自活し能はざる者
	無	商	商	紡	紳	洋	奉	
職業	無職	商家奉公	商業見習	紡績職工	紳服環縫	洋服環縫	奉公	合計
棄兒	—	—	—	—	—	—	—	(同) 七
迷兒	—	—	—	—	—	—	—	(同)
遺兒	—	—	—	—	—	—	—	(同)
孤兒	—	—	—	—	—	—	—	(同)
貧兒	—	—	—	—	—	—	—	(同)
計	—	—	—	—	—	—	—	(同) 七

備考

- 一、自活者中配偶者あるものなし。
- 一、自活者中所得高の最少なきものは一月に金貳圓にして最多きものは同金八圓とす。
- 一、自活し能はざるもの不詳。

大阪市南區十三歳以上棄兒迷兒遺兒孤兒貧兒成績表

明治三十五年二月現在

一、自活者の男女別は男九人、女八人、合計十七人なりとす。

職	他家へ養子となりて自活せる者			他人の住居に寄寓し自活せる者				自活し能はざる者
	無	商	商	紡	紳	洋	奉	
職業	無職	商家見習	商業見習	紡績職工	紳服環縫	洋服環縫	奉公	合計
棄兒	—	—	—	—	—	—	—	二〇
迷兒	—	—	—	—	—	—	—	—
遺兒	—	—	—	—	—	—	—	—
孤兒	—	—	—	—	—	—	—	—
貧兒	—	—	—	—	—	—	—	二
計	—	—	—	—	—	—	—	二〇

備考

維新以後

一、自活者中配偶者あるもの男一名とす。  
一、自活者中一箇月所得高の最多きものは金五拾錢(一分)、最少なきものは金八錢(一分)とす。  
一、自活者中男女別は男十八人、女十五人とす。

大阪市北區十三歲以上棄兒迷兒孤兒貧兒成績表

明治三十五年二月現在

職	業	棄兒	迷兒	遺兒	孤兒	貧兒	計
會社員	左官職見習						
商業見習	鍛冶職見習						
酌婦	理髮業見習						
大阪控訴院給仕	紡績職工						
奉公中	合計	一〇					一〇
鍛冶職	段通職						

他人の住居に寄寓し自活せる者  
他家の養子となり自活せる者

他人の住居に寄寓し自活せる者	自活し能はざる者	計
仕立物職	(白痴)	
農業	合計	三
商業見習		二六
		三
		二七

備考

- 一、自活者中配偶者あるものなし。
- 一、自活者中所得高最多きものは一箇月に五圓四拾錢最少なきものは同金壹圓貳拾錢とす。
- 一、自活し能はざるもの男二人あり  
但、貳人とも白痴なるが故に産業を營む能はず。目今救助米代及び市費補助費支給の者とす。
- 一、自活者の男女別は男九人、女八人、合計十七人なり。
- 一、右に記載するもの、外他へ轉籍せしもの男二人、女一人、家許の判明せしに困り引渡せしもの男四人、女二人、無届轉住又は失踪等にて所在不明のもの男三人、女二人、又死亡せしもの男十二人、女十三人あり。

堺市十三歲以上棄兒迷兒孤兒貧兒成績表

明治三十五年二月現在

職	業	棄兒	迷兒	遺兒	孤兒	貧兒	計
獨立一家を構へ自活せる者							

維新以後

職	他家の養子となり自活せる者		他人の住居に寄寓し自活せる者		自活し能はざる者	
	被	大	活	銃砲	全	無
職	人力車夫	大工	活版職工	銃砲彈藥商家被雇	全上	無職
業	職	職	職	職	職	業
計	計	計	計	計	計	計
被雇	一	一	一	一	一	一
大工	一	一	一	一	一	一
活版職工	一	一	一	一	一	一
銃砲彈藥商家被雇	一	一	一	一	一	一
全上	一	一	一	一	一	一
無職	一	一	一	一	一	一
計	三	三	三	三	三	三
段通職工(在社愛)	二	二	二	二	二	二
全上	二	二	二	二	二	二
農夫(在社愛)	二	二	二	二	二	二
無職	一	一	一	一	一	一
理髮業	一	一	一	一	一	一
鍛冶職	一	一	一	一	一	一
合計	七	七	七	七	七	七
被雇	一	一	一	一	一	一
大工	一	一	一	一	一	一
活版職工	一	一	一	一	一	一
銃砲彈藥商家被雇	一	一	一	一	一	一
全上	一	一	一	一	一	一
無職	一	一	一	一	一	一
計	三	三	三	三	三	三
段通職工(在社愛)	二	二	二	二	二	二
全上	二	二	二	二	二	二
農夫(在社愛)	二	二	二	二	二	二
無職	一	一	一	一	一	一
理髮業	一	一	一	一	一	一
鍛冶職	一	一	一	一	一	一
合計	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

備考

一、自活者中配偶者あるもの登人。

一、自活者中一箇月の所得高最多きは金拾四五圓、最少なきは金四圓内外とす。  
 一、自活し能はざるもの男四人、女六人あり。右は幼弱等にして他家又は私立愛育社にて相當の職業修業中のものとす。  
 一、本表記載の外所、在不明の棄兒男一人、女一人、貧兒男一人あり。  
 一、本表は明治十七年以降の調査に係るものにして同年以前に屬するものは材料之れなきに因り、遡りて調査するを得ず。  
 一、自活するものは男五人、女二人、合計七人なり。

東成郡十三歳以上棄兒迷兒遺兒孤兒貧兒成績表

明治三十五年二月現在

職	獨立一家を構へ自活せる者		他家の養子となり自活せる者		他人の住居に寄寓し自活せる者		自活し能はざる者	
	被	同	被	同	被	同	無	
職	被雇	同上	被雇	同上	被雇	同上	無職	
業	業	業	業	業	業	業	業	
計	計	計	計	計	計	計	計	
被雇	一	一	一	一	一	一	一	
同上	一	一	一	一	一	一	一	
被雇	一	一	一	一	一	一	一	
同上	一	一	一	一	一	一	一	
無職	一	一	一	一	一	一	一	
計	三	三	三	三	三	三	三	

備考

維新以後

- 一、自活者中配偶者あるものなし。
- 一、自活者中所得高最多きものは一箇月に金五圓五拾錢最少なきものは同金貳圓とす。
- 一、自活し能はざるもの女一人。
- 一、自活者は男二人、女三人合計五人なり。
- 一、本表の外棄兒其の他の者ありしが、孰れも行衛不明にして其の成績を詳にする能はず。

西成郡十三歳以上棄兒迷兒遺兒孤兒貧兒成績表

明治三十五年二月現在

職 業	獨立一家を構へ 自活せる者 他家の養子とな り自活せる者		他人の住居に寄 寓し自活せる者		自活し能はざる 者
	商 業	農 業	同 職 工	紡 績 工	
職 業	二	一	一	一	二
棄 兒					
迷 兒					
遺 兒					
孤 兒					
貧 兒					
計	二	一	一	一	二

備 考

- 一、自活者中配偶者あるもの二人。
- 一、自活者中一箇月の所得高最多きもの金拾五圓最少なきもの金貳圓七拾五錢。
- 一、自活せるもの男女別人員男二人、女三人とす。

豊能郡十三歳以上棄兒迷兒遺兒孤兒貧兒成績表

明治三十五年二月現在

職 業	獨立一家を構へ 自活せる者 他家の養子とな り自活せる者		他人の住居に寄 寓し自活せる者		自活し能はざる 者
	車 夫	日 雇	農 業	合 計	
職 業	一				
棄 兒					
迷 兒					
遺 兒					
孤 兒					
貧 兒					
計	一		二	三	一

備 考

- 一、自活者中配偶者あるものなし。
- 一、自活者中所得高最多きものは一箇月に金拾圓最少なきものは同金參圓とす。
- 一、自活し能はざるもの女一人にして他家の手助けを爲し寄食せり。
- 一、自活者の男女別は男二人、女二人合計四人とす。

三島郡十三歳以上棄兒迷兒遺兒孤兒貧兒成績表

明治三十五年二月現在

職 業	獨立一家を構へ 自活せる者		自活し能はざる 者
	棄 兒	迷 兒	
職 業			
棄 兒			
迷 兒			
遺 兒			
孤 兒			
貧 兒			
計			

他家の養子となり自活せる者 他人の住居に寄寓し自活せる者 自活し能はざる者	職業	棄兒	迷兒	遺兒	孤兒	貧兒	計
	寄寓家の助手及日雇	一					一

備考

一本表に示す外記載すべき事項なし。

泉北郡十三歳以上棄兒迷兒遺兒孤兒貧兒成績表

明治三十五年二月現在

独立一家を構へ自活せる者 他家の養子となり自活せる者 他人の住居に寄寓し自活せる者 自活し能はざる者	職業	棄兒	迷兒	遺兒	孤兒	貧兒	計
	農業						三

備考

一、自活者中配偶者あるものなし。

一、自活者中所得高の最多きものは一箇月金參圓最少なきものは同金壹圓とす。

一、自活者中男女の別は男二人女一人とす。

泉南郡十三歳以上棄兒迷兒遺兒孤兒貧兒成績表

明治三十五年二月現在

独立一家を構へ自活せる者 他家に養子となり自活せる者	木綿職	農	女	日	合	計	棄兒	迷兒	遺兒	孤兒	貧兒	計
							一					一

備考

一、自活者中配偶者ある者なし。

一、自活者中一人一箇月所得高の最多きものは金四圓五拾錢、最少なきものは金參圓五拾錢とす。

一、自活せるもの、男女別人員は男四人女七人、都べて十一人とす。

南河内郡十三歳以上棄兒迷兒遺兒孤兒貧兒成績表

明治三十五年二月現在

職業	棄兒	迷兒	遺兒	孤兒	貧兒	計	農
							一

維新以後

職 業	獨立一家を構へ 自活せる者										他家の養子とな り自活せる者		計
	鑄物職	妻楊子製造	紡績職	緞通職	緞製造職	口入業	學校生徒	合 計	農 業	人 力 車 夫	合 計	農 業	
乘 兒													
迷 兒													
孤 兒													
遺 兒													
貧 兒													
計	1	5	6	4	1	1	1	1	2	2	2	1	1

職 業	他人の住居に寄 寓し自活せる者							計
	理 髮 工	米 搗 搗 工	家 婢	家 守	兒 守	機 織 業	合 計	
乘 兒								
迷 兒								
孤 兒								
遺 兒								
貧 兒								
計	1	1	1	4	1	3	2	1

備 考

- 一、自活者中配偶者あるもの貳人なり。
- 一、自活者中所得高の最多きものは一箇月に金九圓最少なきものは金七拾五錢とす。
- 一、自活者中の男女別は男二十八人、女四十一人、合計六十九人なり。
- 一、但第一項記載の二人及び第三項記載の一人の外とす。
- 一、本表の外救助廢止後失踪等のため所在不分明の者男二人、内孤兒一人、女九人、内貧兒七人、總べて十一人あり。

中河内郡十二歳以上乘兒迷兒遺兒孤兒貧兒成績表

明治三十五年二月現在





名 稱	設 立 年 月	目 的	位 置	資 産	管 理 及 び 維 持 方 法	收 容 人 員	代 表 者 氏 名
小林授産場	明治十八年十一月	貧民に各種の業を授け業務の餘暇を以つて簡易なる學術を授く	北區北野牛丸町四十二番地	三万五千四十圓	場主之れを管理す。維持は各自就業賃金の内十分の九を以つて其の費に充て不足額は場主之れを自辨す。	四〇男 三四女	場主 小林佐兵衛
大阪慈惠會	明治二十一年二月	病院を設立し當府管内赤貧の疾病者を施療し、天災事變のため負傷したるものを救療するを目的とす。	東區粉川町三番地	四千四百十六圓	理事長之れを管理す。維持は會の義捐金及び慈善家の寄付金に依る。	五二男 二七女	理事長 平瀬龜之輔
大阪救兒院	明治二十二年十一月	慈善救濟の主意に基づき無告の孤兒及び貧兒を救濟保育し、後年自活の民たらしむるを以つて目的とす。	東區道修町一丁目四十五番	七千六百九十四圓	理事、保母、補助、顧問、各一名を置き之れを管理す。維持は賛成員百五十名其の他内外慈善家の寄付金品及び宗教書籍販賣収益金等に依る。	二二男 一四女	理事 梅田フミ
大阪孤兒院	明治二十四年七月	孤兒及び父兄おれどし自活の途に苦み放棄の途を失ひたる可憐の幼者五歳以上十歳以下の男兒を救養し相當の學術を授け、丁年を達すれば相當の資産を貸與し自立自治の道を立しむるを以つて主眼とす。	南區天王寺逢坂上之町千三百番	四百圓	管理者之れを管理す。維持は公衆、協賛に依り金品の扶助を仰ぎ、又臨時寄贈の金品を以つてし、且委託品販賣の益金を以つて其の不足を補充す。	一七男 一七女	幹事 中村彌吉
大阪府私立愛育社	明治二十六年七月	貧兒貧兒迷兒等を養成し長ずるに隨ひて學術技能を授け、獨立自營の途を得しむるを以つて目的とす。	堺市車之町東三丁目一番地事務所及假養所南區新瓦屋敷五、六、番尾敷	壹萬六千圓	理事之れを管理す。維持は國庫下付金及び郡市の補助金並に慈善家會員の義捐金に依る。	二二男 一七女	主任 井上三登治
大阪慈惠院	明治二十六年十一月	博愛共濟の旨趣に基づき貧困無告の子女を救養して自營の途を以つて目的とす。又厄難に罹り救濟を失ひたる孤兒を以つて救濟するを以つて目的とす。	東區神崎町五十二番地	六千四百七十七圓	主任の管理にして大事は相談役に諮詢の上施行す。維持は慈善家の寄付金品に依る。	五二男 一五女	主任 谷頭辰兒

名 稱	設 立 年 月	目 的	位 置	資 産	管 理 及 び 維 持 方 法	收 容 人 員	代 表 者 氏 名
大阪博愛社	明治二十七年三月	慈善救濟の旨趣に基づき孤兒貧民學校を設けて貧民の子弟を教育し且將來社會事業を起さんことを期す。	西成郡神津村大字三津屋十一番地	三千九百十七圓	理事之れを管理す。維持は労働社員の協賛并に内外慈善家の寄付金品に依る。	五一男 一三女	理事 小橋實之助
慈善新報社	明治二十七年八月	極貧者、病者、貧兒、孤兒、不具者等の不幸者と闘むる者は其の種類の何たるを問はず之れを救濟するを目的とす。	北區玉江町一丁目百二十一番邸	—	維持は新報販賣益金及び慈善家の寄付金品に依る。	—	場主社長 石西尙一
大阪愛隣館	明治二十九年一月	貧兒及び孤兒を養育して普通教育を施し國家の一助と爲さんとする。	南區難波新川三丁目	—	館主之れを管理す。維持は慈善家の寄付金品に依る。	六一男 二八女	代表者 中西良藏
汎愛扶植會	明治廿九年五月	孤獨不幸の徒を教育せんため之れを在學生徒と通學生徒の二種に分ち又之れを育院幼稚園、小學校、授産場の四部に區分し教授して獨立自營の途を得しめ又一般窮民の子弟を教育して慈善の道に導くを以つて目的とす。	南區下寺町三丁目千四百五番屋敷	千四百六十六圓	理事之れを管理す。維持は會員、掛帳金、篤志家の寄贈金、四區役所の貧兒養育補助金、基本金の利子、産業部及新報部の収入、雜收入に依る。	二五男 一三女	理事 加島敏郎
大阪教育所	明治三十四年六月	老幼痲疾獨立自治すること能はざる無告の窮民を教育救濟するを以つて目的とす。	東區唐居町百六十七番地	貳百七拾圓	維持は慈善家の寄付金に依る。	二二男 一三女	代表者 植村彌七

備考  
大阪慈惠會、大阪博愛社は法人組織とす。

愛育社

年次	被救		計人	經費	
	男	女		入	出
明治十三年	八	六	一四	三八一、〇九七	三九七、二九五
同十四年	八	〇	一八	六五四、三九九	八二八、九二六
同十五年	九	一三	二二	一、〇〇三、七五七	九九二、六一七
同十六年	九	〇	一九	八〇二、七七九	九三〇、二〇九
同十七年	五	八	一三	五三四、四四一	六六五、五六二
同十八年	三	八	一一	六〇〇、四二七	六六三、五七五
同十九年	二	〇	一二	五三三、二五九	七〇九、七二五
同二十年	一	九	一〇	四七三、一六六	四六九、〇三七

# 警察史目次

## 第一章 維新前

第一節 城代

第二節 奉行

第一款 大阪町奉行 附船奉行并に代官

第二款 堺奉行

第三節 與力并に同心 附總年寄

第四節 法度

第五節 刑律及び刑の執行法

第六節 牢屋敷并に刑場

## 第二章 維新後

第一節 警察署設置以前

第二節 警察署 附監獄署并に裁判所

第三節 警察法

七 七 一五 一五 二七 二九 三三 三四 五一 七九 八三 八三 八七 一〇六

第四節 古今刑の比較

警察史

大阪府編纂

我が國上古に在りては人民みな淳朴質素にして妄に人を害せず又敢て己を飾るをなさず國家を経營する亦此の如くにして誓契を用ひず只習慣に憑りて之れを辨じ、謂はゆる無爲にして治まるの世なりしかば詔勅の如き亦甚簡易なりき而して上古は殊に敬神の風盛なりしを以つて、若己れに罪科ありと思ふ時は水邊に出で、其の身を清め神に向かひて之れを懺悔せり。是れ即神代よりの穢穢にして上下固く守りて妄に之れを破る事なく、殆法の何たるを知らざりき。後、漸、人智の進むに隨ひ不良の民を生じ、訴訟の困難なるものあるに至りても尙いまだ準據とすべき成文の法律なかりしかば、依然神慮に依りて之れが判決をなせり。應神天皇の九年武内宿禰の弟の讒に遇ひて罪せられんとするや神祇に請ひ湯を採りて其の無實なるを證し、允恭天皇の御宇姓名を詐る者ありて之れが裁判に苦むや大釜に熱湯を沸かし訴人をして手を浸さしめ其の爛否を以つて之れが眞偽を定められき。是れ即盟神探湯と稱する一種の裁判法にして、其の他神慮を伺ひて判決せしこと一二にして止まらず。爾來動もすれば國家を危うし又無辜の民を殺害する者なきにあらざりしが、是等は或ひは私地を獻せしめ或ひは子女を采女に奉らしめ或ひは使役せられて其の罪を贖はしむる等、臨機應變、一に當路者の任意に出で、而して是等の事を掌握せしものは物部、大伴部、久米部、佐伯部の武士にして子孫みな

世襲して其の家職を移すことなく其の職掌は即その氏姓となれり。而して是等は常に朝家内外の警衛をなし、のみならず、地方を巡回して犯罪人の捜査逮捕若くは裁判の任に當り若くは刑を行ひ、又戦時に臨みては出で、干戈に従事せり。故に是等の事務を管する官署なく又規定なく、渾沌としていまだ一般の國政と區分あらざりき。以上を是れ警察制度の初期とす。

尋いで孝徳天皇の御宇に至りては以上の四氏これに關與せず、更に唐制に倣ひて八省百官を設け大別して大臣は文官、大連は武官とし、衛士府、衛門府、兵衛府を置き、兵衛府に於ける兵衛督、兵衛佐、兵衛尉は府中の事務を掌り、其の下級たる兵衛は專、皇居御親近の警衛に當り、其の數左右總べて八百人ありて六位以下八位以上の嫡子及び諸國の郡司の子弟より採用し、權威頗高かりき。衛士府亦左右に分かれ、督、佐、尉及び衛士ありて諸國の軍團の兵士一年宛の交代より成り以つて皇居の外廓を警衛し、衛門府亦督、佐、尉及び衛士ありて其の成立は衛士府と同じくして十二の宮門を警衛せり。以上は即、五衛府にして、後種々の變遷を経て兵衛は一變して近衛府となり、大、中、少の三將及び將監、將曹等の武官あり、其の下には又近衛ありて警察の任に當れり。而してのち衛士府の廢せらるると同時に兵衛府復興して衛士府に代り、後また近衛、兵衛、衛門の三府共に左右ありてこれを六衛府といひ、之れに附屬せる衛士は皇居又は大藏省の倉庫寮の武庫等を護衛し、其の他東西の兩京を巡檢して警察の任に當れり。孝徳天皇以來唐制に倣ひて彈正臺を設け之れをして親王以下百官を糾し、若、彈正臺の官人にして不當の處置をなす者あらば大臣は此の官人を糾問し、又別に巡察彈正と稱するものありて東西兩京を巡行し、官人の下には囚獄司と稱する獄舎を掌る物部ありて常に囚人を警守し、兼ねて市に於いて斬絞の刑を行ひき。又、京中の政事を掌る左右京職の下に東京司、西京司あり、前者は左京に後者は右京に屬し、而して當時商人屋は東西の市に限られ、上十五日は東、下十五日は西に集まりて半月交代に市を開き

しが、許多の人民雜關して時に衝突を生じ、又商人の賈物絹布の寸尺不足のもの、其の他不正品を賣却するものあるを以つて此の市司をして之れを取締らしめ、其の下には物部と稱するものを設けて警事と刑事とを兼行せしめき。後世モノ、武の稱實に此の物部より出でたり。降りて文武天皇の大寶年中に至りて律令は發布せられき。現今の謂はゆる刑法にして、是等また唐の永徽開元の律令に依り其の主眼とせし所は道德に在りき。尋いで聖武天皇の天平三年諸道に鎮撫使を置き、常に諸國の兇徒を逮捕し、盜賊妖言を斷じ、又、狼に弓矢甲冑を帶するもの等を咎め、若くは國司郡司の政事の善惡をも調査せしめしが、同十六年に至りて之れを廢せり。又、按察使、巡察使等を設けて臨時に國司郡司の善惡を檢査せしめ、而して是等の國司郡司は方今の知事郡長の如き職權を以つて其の國を治め、年齢二十歳以上六十歳迄の國民は之れを壯丁と名づけ、此の内官吏及び廢疾者等を除きて他を更に三分し、其の一を軍團に入れ、一ヶ年交替に上京し、衛門府、衛士府の衛士たらしめ、以つて之れが任に當て、又是等軍團の兵士は三年交替を以つて之れを筑紫の邊要地、即、壹岐、對馬、五島、平戸の戍衛、其の他各國の警察事業の任に當てき。斯の如く當時に於ける警察權は專、武士の任務に屬したりしが、奈良朝の末に至り綱紀漸弛み、諸國軍團の兵士は其の長官及び國司等の爲に使役せられ、其の苦役に堪へずして終に逐電するに至りき。是に於いて桓武天皇の御宇延暦十一年、筑紫、佐渡、出羽、奥州を除くの外は終に軍團を廢し、國に仍りては健兒コノイと稱するものを設けて警察の任に當てしが、其の効なかりき。夫より延喜以降に至りては綱紀更に紊亂し、警察權は殆有名無實となり、隨ひて諸國に不逞の徒輩出せしより、押領使、追捕使等を置き、臨時之れを派遣し、是等及び盜賊等を鎮撫せられしが、後、また終に各所の長となるに至れり。殊に京都衛府の官人の如きに至りては益々柔弱に流れ、身は武衛の職に在りながら雲上人と相伍して詩歌管絃を弄し、警衛の事の如き毫も心を用ひざるに至れり。是れ畢竟此等の武官は世々貴

顯より採用し來たりしより醸成せし宿弊にして、一朝一夕に來たりしものに非ず。是に於いて嵯峨天皇の御宇弘仁年中、初めて檢非違使と云へる警察官を置き以つて之れが警衛に充て、爾來その權力頗強きに至り終に衛府の追捕、彈正の糾彈、刑部の判斷、京職の訴訟等みな此の檢非違使廳に歸し、而して長官を別當と云ひ衛門兵衛の督を兼務せしめ、以下の佐尉志は衛門府の官人の兼務となし以つて管内を巡檢したりき。然るに諸國の檢非違使多く文弱の人より任せられ、職務の如きは之れを放棄して顧みるものなく徒に虎威を振ひて人民を惱まし、其の甚しきに至りては賄賂を取りて罪人を見逃す等のことありて遂に虐民の種となり、殊に冷泉天皇の御宇に至りては京中に盜賊横行し人民大いに困苦に陥りき。蓋當時文武權衡を失し徒に文を尊びて武を卑み、官人登府の如きも専門閥に依りしを以つてなり。降りて源賴朝の平家を亡ぼして後行家義經等横行して天下いまだ全く治まらざるを以つて朝廷に請ひ全國六十六箇國に追捕使を置き、身づから其の長となりて之れを統御したりしを以つて日本追捕使の稱あり。後諸國の追捕使は守護と改まり主として謀叛人、盜賊、殺害人等を搜索するを職となし、が漸次國政に關與することゝなり、且鎌倉幕府の勢力盛なるに赴き國司を壓倒し遂に一變して守護職の管轄は領地となりて次第に檢非違使も不用に屬し、又京都も武家の世となり守護職を置きて洛中の警衛をなすに至りき。以上は王政より武家に移る迄の時代に於ける警察制度第二期の概況にして此の時に於いてはいまだ軍務と警衛事務との區別なかりしなり。

治承四年源賴朝の鎌倉に覇府を開きてより侍所を置き、又政所シヤクシヨと稱する政廳及び問注所を置き以つて獄訟を聞かしめ、侍所は賴朝の家人の總取締をなし兼ねて柳營守備、市中警察、罪人決罰、即財貨の貸借領地の評論、賊難の失財等の訴訟を專斷せしめ、又軍議に預らしめ、而して之れが長官を別當といひ其の威權實に強く、次官を所司と云ひ、又其の次を開闔と云ひ主として罪人を調べ又拷問等を施行

し、又別に寄人、次に小舍人等ありしが寄人は罪人取調の記録を、小舍人は主として侍所の獄屋を掌りき。又、非檢違使の頃より此の時に至る迄放免と呼べるものあり、是れ即罪過のある者を放免し之れをして探偵をなさしめしものにして世に之れをハナナメシウ放囚人と云ひき。以上は即鎌倉の警察守衛制度の概況なり。

尋いで足利氏の世となりては總べて鎌倉の制度に倣ひ、侍所の長官たる別當を廢したるのみにして所司を以つて之れに充てき。此の所司は赤松、一色、山名、京極等の諸家交代を以つて任せしが是等はみな國主なるが故に各その家老をして之れに充てき。是れ即所司代なり。所司代の名後に至りては代理者にあらずして主任者の名目となれり。當時取扱ひたる罪名は謀叛人、強盜、夜打、山賊、海賊、殺害人、及傷放火人、打擲、遺落、刈田、刈島、路次、狼藉、路次捕女、其の他數種にして、是等刑事的裁判は侍所に於いてし民事的裁判は問注所に於いてし、罪名定まりてのち侍所に送りまた禁囚拷問等に至るまで此處に之れを施行したりき。以上は是れ足利の世の警察の概況にして、鎌倉時代より應仁時代の前までは刑を施行するに管杖、徒、流、死の五刑なりしが、應仁の戰國時代より更に磔、火焚、鋸引等の苛刑を用ひ、延いて徳川の世に至る迄之れを行ひき。

應仁以後戰國の世となりては謂はゆる割據の世にして、各大名の家々に仕へる家老用人等の名稱の下に目附、横目附等の監察役を設け、而して目附は侍所に屬する探偵方にして、軍陣中に於ける軍士の勤怠非違を察し賞罰の當否を定め、又敵國の消息を窺ふ職たりき。

降りて徳川の世となりては鎌倉、室町時代に於ける政府役人の名稱は全然變更せられ、新たに執政、參政を設け之れを老中、若年寄と唱へ、而して別に孝徳天皇時代の彈正臺とも云ふべき目附役あり、是れ實に老中の耳目たるものにして、一萬石以上の大名を監察し總の規則を督し訴訟の枉屈を暢達し、專

老中以下の所爲に關係し、又若年寄の耳目たるものは目附にして、一萬石以下旗本等を監察し、規式を監し、又布令に關し評定所に列し、火事場へ出張し、又遠國御用、御成先御用等種々の職掌を帯び、此の目附の下に御徒目附、御小人目附等ありて主として御家人及び與力同心等の小吏までを監察したりき。斯く目附に種々の等級を設けしは、即其の被監察人の身分に依りて區別せしものにして、而して大目附は威勢凛々として立派なる供を従へしが、徒目附小人目附に至りては單獨に巡察するものなりき。其の他、市中の警邏には町奉行の下に屬する與力同心の中に廻方ありて盜賊其の他を取締り、また火附盜賊改等の役ありて亦市中一般を巡行せり。是れ謂はゆる火役なり、又各大名に郡奉行及び代官あり、之れが監察には皆幕府の町奉行より探偵、即俗に云ふ手先キ、又キカツヒキなる者を以つてしたりき。而して當時に於ける警察は其の規律以前に比し較整頓したりきと雖、市中に喧嘩口論若くは其の他驅り等の者ありても廻方の巡行に際會せざるときは彼等惡漢の意を逞うするに任せざるを得ざる等のこと多かりき。此の故に往々にして此の惡漢を召連れ奉行所に訴ふることもありしが、當時、いまだ戸籍法の完全せざりしを以つて彼等一旦遁げ隠れ等をなすときは二たび之れを逮捕すると甚困難なりき。又、町々に於いては自身番等の設ありしが是等はみな家主、即今の差配人なる町人を以つて之れが任に當てしものなるが故に漸にして怪我人また棄子等のありし時及び廻方の盜賊を召捕めたりしに際し之れを吟味するに止まりき。斯く警察權の周到ならざるを以つていまだ枕を高くすること能はざりしに漸次、徳川の末葉となりては昔の檢非違使亦衛府の官人の王政の弛むに隨ひて不正の行爲をなし、と同じく其の小吏又キカツヒキ等に至りては嘗に虎威を逞うして人民を困しむるのみならず、罪人より賄賂を得て其の罪を見遁す等のこと亦尠なからざりき。以上、鎌倉、足利時代より徳川の末葉に至る警察制度は其の第三期にして、精軍務と警察事務との區分を立て且その整頓と

見るに至りしが、詳に觀察すればたゞ司法警察の整頓に務め行政警察の不整頓即兩者の權衡を失せし憾ありき。

以上は上古より徳川の末年に至るまでの警察制度の概略にして、更に進みて大阪の制度を説くに當りては其の起點は實に徳川幕政の初に在り、蓋往古難波の浦と稱せられし時代は姑らく措き、眞に我が大阪をして今日あるを致さしめたるものは石山時代以後諸般施政の宜しきを得たるに在りて存し、其の以前一般の沿革として他に種々の原因を有すれども今此の制度を説くに當りては徵すべき特別の書なく、且特に見るべきものあらざるべきを以つてなり。而して施政の方針は第一城内に城代を置き之れをして市政を總攬せしめ、町奉行、總年寄を置きて各其の局面に當らしめ、故に城代奉行年寄は其の殊に主たる機關にして他は概これに隸屬せるものなるを以つて、以下各章を設けて其の概略を記せんとす。

## 第一章 維新前。

### 第一節 城代。

後土御門天皇の明應四年僧乘壽（上人）生玉の莊石山の岡陵をトし巨利を創立し稱して石山本願寺と云ひ、後七拾餘年を経て天正の初該寺の法主光佐（上人）に至り宗教の勢力は殆諸侯に抵抗するに足るを以つて大檀越毛利元就の力を假り此處に壘壁を築き壕塹を穿ち以つて城廓となせり。是れ即石山城の權輿なり。而して光佐は織田信長と隙を生じて相戦ふこと十有餘年にして天正八年和を講じて

天満の別院に移り、尋いで紀州雜賀に遷れしが、其の子光壽なほ留りて守備を修め再舉を圖らんとせしを以つて、信長大いに怒り兵を遣はして之れを攻め、光壽終に罪を謝し城を致して去り、信長は男信孝をして之れを守らしめき。後豊臣秀吉の天下に覇たるに及び、天正十一年更に爰に築城の大工事を計畫して諸侯に巨石大木を課し工を近國十餘州に命じ、工成るに及び殿宇の壯麗、壘の堅固、天下第一と稱せられ、降りて慶長三年に至り秀吉の伏見城に薨するや嗣子秀頼城主となる。然れどもなほ幼冲なるを以つて徳川家康をして事を視せしむ。尋いで同四年前田利家は秀頼を奉じて大阪城に徙り同七年家康また大阪城に入る。當時家康は諸將の賞罰を行ひ其の威權益々熾にして城主秀頼は唯攝河泉三州六拾餘萬石を食ひのみなりしかば、同十九年に至り諸將に命じ事を圖り以つて其の業を恢復せんとし、遂に家康と釁を生じ戰端を開くに至れり。即謂はゆる大阪の冬陣夏陣是れなり。然るに事利あらずして秀頼自及し、城また遂に陥る。實に元和元年五月なり。

是に於いて家康城墟を修理し同年六月松平下總守忠明を此れに封じ、同五年七月忠明を大和國郡山に徙すや大阪城を以つて鎮府となし内藤紀伊守信正、松平勝政を遣はして攝津以西を鎮せしむ。之れ即城代の嚆矢なり。又、京橋口、玉造口に二藩鎮を置き城代に副せしめて定番と稱し、世に之れを三城代といふ。同六年衛騎二隊を置き一隊は五十騎にして、世に百騎と稱せられ其の將は旗下にして之れを在番また一に大番頭といひ、別に若干の旗本をして援護たらしめ之れを加番と曰ふ。加番は山里、青屋口、中小屋、雁木阪(以上みな城内)の四箇所に在りて山里と青屋口との加番は東大番頭に屬し、他の二加番は西大番頭に屬し、以つて全城の警衛を分掌し、在番と共に毎歲八箇月交替を以つて交互衛戍せしむ。而して城代は拾萬石以下幕府譜代の大名より任せられ、役知壹萬石にして京都所司代の格式なり。又、定番は一二萬石の大名より任せられ、役料三千俵にして在番加番と共に老中の支配に屬し、又、兩定番

の隸屬に與力三十騎同心百人施あり、以つて常に城の内外を警戒せり。

此の歳、秀忠西國の諸侯に課して大いに修繕の役を起し、八箇年を経て寛永四年に至り竣功せり。元來、城代は大阪全般を支配するものなりと雖、其の市政に至りては兩町奉行船奉行又其の在々所々に至りては、代官等の主管に屬し、只、幕府の法令、自己の命令、町奉行等の行政司法等に關する指令を下し、其の他、主として城廓兵事を主管したりき。是れに仍りて定番付の與力同心の如き亦決して町民の民刑事等に關することなく、只、城廓の内外を警衛するの外道頓堀の芝居、其の他、市民の群集する所に於いて城代附の衛士等の非行を取締るに過ぎざりき。

此の如くにして慶應三年に至る二百五十八年間、徳川氏は累代其の制を革めざりしが、慶喜の大政を奉還し退いて此の城に在り、明治元年伏見の役に戦利あらずして江戸に逃れんとするや火を放ちしかば、殿閣倉庫みな烏有に歸し、昔日のものにして現存せるは僅に四門と數個の櫓樓とのみ。夫れより同二年に至り兵部省出張所を置き、同四年には大阪鎮臺を置き、第四軍管を統轄し、後、第四師團本營と改められ、越えて同十八年紀州舊藩の政廳を和歌山城城より移し、之れを増築して以つて今日の觀をなせり。今、城代及び定番の氏名勤務年月を擧ぐれば左の如し。

城代

○は假役

勤務年代	勤務年數	祿高	氏名
自寛永五年七月	七	五 <small>番</small> 九	内藤紀伊守信政
自寛永二年三月	二三	一〇、〇	阿部備中守正次
自正保四年十一月	二	三、〇	○稻垣攝津守重次
自同安元十二月	二	三、〇	



至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自  
安明 同明 明寶 同寶 同寶 同寶 寶延 同延 同延 延元 元享 同享 同享 同享 同享 同享 同享  
永和 和和 和和 十歷 八歷 六歷 二歷 四歷 四歷 二元 元五 文十 年十 十十 十十 三三 八八 七七  
西五 丑申 巳巳 巳巳 辰辰 寅寅 子申 申卯 卯丑 丑子 子申 五九 九 九 五 四 四 三 申 卯 寅 辰 戌  
九六 九六 六六 十八 十七 十五 四十四 四十一 十五 五五 申寅 九寅 寅戌 戌酉 酉申 七七 正正 六六 五五  
月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月

九 六 四 二 三 三 五 六 三 二 五 七 五 二 二 六 二 五

五八 六〇 一〇〇 六〇 五〇 六〇 八二 一一三 一〇〇 一一〇 一五〇 五〇 二二 五三 七〇 一一〇 一二三 六〇 五〇

安藤對馬守重行  
松平左近將監乘邑  
酒井談岐守忠音  
堀田伊豆守正虎  
松平伊豆守信稅  
土岐丹後守胤稔  
稻葉佐渡守正親  
太田備中守資晴  
酒井雅樂頭忠知  
堀田相摸守正亮  
阿部伊勢守正興  
酒井談岐守忠用  
松平右京大夫輝高  
井上河內守正賢  
青山因幡守忠朝  
松平周防守康福  
阿部飛彈守正允  
松平和泉守乘佑  
久世出雲守廣明

勤務年數 高 氏名

至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自  
正元 元貞 同貞 同貞 同貞 延寬 延寬 同寬 寬萬 同萬 同萬 萬明 明永 同永 永慶 慶同 慶同  
保德 德祿 祿享 享二 享享 享寶 寶文 文文 文治 治治 治治 治歷 歷歷 應安 安安 安  
三三 二四 三四 四二 元年 元元 元元 二元 三元 三三 二元 二元 二元 三元 四元 四三 三三  
戌辰 辰末 午卯 卯丑 丑子 子子 丑寅 寅寅 丑子 子亥 亥戌 戌申 申午 午辰 辰卯 卯寅 寅丑  
八四 二正 十一 十九 九七 七四 四六 六三 九 九 三 九 十二 十月  
月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月 月月

七 三 四 三 二 二 三 二 二 二 三 三 三 二 二

五〇 三五 八二 三〇 九五 六〇 五三 五〇 三〇 六〇 七〇 三〇 六〇 七〇 三〇 三〇 三〇 五九 三六

永井日向守直清  
內藤豐前守信照  
稻垣攝津守重次  
水野出羽守忠胤  
內藤帶刀忠興  
松平丹波守光重  
水野出羽守忠胤  
內藤帶刀忠興  
松平丹波守光重  
水野出羽守忠胤  
青田因幡守宗俊  
太田攝津守資次  
水野右衛門大夫忠春  
土屋相摸守政道  
內藤大和守重賴  
松平因幡守信興  
土岐伊豫守賴隆  
內藤豐前守式信



勤務年代	同年數	氏名	勤務年代	同年數	氏名
自慶安元子六月 至同三寅十月	三	内藤石見守信廣	自慶安元子六月 至同三寅十月	一三	保科彈正忠正員
自慶安三寅十一月 至同三寅十一月	一	安部攝津守信盛	自萬治三子十一月 至同三寅十一月	二	石川播磨守綱長
自萬治三子十一月 至同三寅十一月	一	板倉内膳正重矩	自寛文元子五月 至同三寅十一月	七	渡邊丹後守吉綱
自寛文元子五月 至同三寅十一月	六	米津出羽守田將	自寛文八申九月 至同三寅十一月	一〇	安部丹波守信友
自寛文六午二月 至同三寅十一月	一	松平縫殿頭乘次	自寛文八申九月 至同三寅十一月	一〇	安部攝津守信之
自寛文六午二月 至同三寅十一月	四	松平縫殿頭政亮	自寛文八申九月 至同三寅十一月	一〇	保科彈正忠正景
自寛文六午二月 至同三寅十一月	七	遠山主殿頭乘次	自寛文八申九月 至同三寅十一月	一六	安部攝津守信之
自寛文六午二月 至同三寅十一月	二	内藤上野介正勝	自寛文八申九月 至同三寅十一月	二八	渡邊越中守基綱
自寛文六午二月 至同三寅十一月	〇	松平縫殿頭乘重	自寛文八申九月 至同三寅十一月	二	植村土佐守正朝
自寛文六午二月 至同三寅十一月	九	内藤式部少輔正友	自寛文八申九月 至同三寅十一月	七	米津出羽守正恒
自寛文六午二月 至同三寅十一月	三	水野肥前守忠位	自寛文八申九月 至同三寅十一月	五	丹羽和泉守董民
自寛文六午二月 至同三寅十一月	八	松平大藏少輔勝次	自寛文八申九月 至同三寅十一月	一六	森川兵部少輔俊尹
自寛文六午二月 至同三寅十一月	三	永井播磨守直亮	自寛文八申九月 至同三寅十一月	一	米津越中守政崇
自寛文六午二月 至同三寅十一月	六	保科彈正忠正昭	自寛文八申九月 至同三寅十一月	八	戸田大炊頭忠言
自寛文六午二月 至同三寅十一月	四	山口修理亮弘長	自寛文八申九月 至同三寅十一月	二	丹羽式部少輔氏榮
自寛文六午二月 至同三寅十一月	六	植村土佐守恒朝	自寛文八申九月 至同三寅十一月	二	安部攝津守信允
自寛文六午二月 至同三寅十一月	三		自寛文八申九月 至同三寅十一月	二	稻垣長門守定計

勤務年代	同年數	氏名	勤務年代	同年數	氏名
自延享四卯六月 至同三寅十月	五	酒井下野守忠告	自寛政三寅十月 至同三寅十月	二	保科越前守正率
自延享四卯六月 至同三寅十月	一七	遠藤備前守胤將	自寛政三寅十月 至同三寅十月	六	松平日向守直紹
自延享四卯六月 至同三寅十月	二	井上筑後守正國	自寛政三寅十月 至同三寅十月	三	木庄河内守道昌
自延享四卯六月 至同三寅十月	八	永井信濃守直温	自寛政三寅十月 至同三寅十月	一	山口周防守弘致
自延享四卯六月 至同三寅十月	〇	安部攝津守	自寛政三寅十月 至同三寅十月	六	酒井飛彈守忠蓋
自延享四卯六月 至同三寅十月	四	堀近江守直記	自寛政三寅十月 至同三寅十月	九	遠藤但馬守胤統
自延享四卯六月 至同三寅十月	四	稻垣安藝守定淳	自寛政三寅十月 至同三寅十月	三	酒井右京亮忠毗
自延享四卯六月 至同三寅十月	一六	大久保出雲守教孝	自寛政三寅十月 至同三寅十月	一	米津越中守政懿
自延享四卯六月 至同三寅十月	二	米倉丹後守昌壽	自寛政三寅十月 至同三寅十月	九	田沼玄蕃頭意尊
自延享四卯六月 至同三寅十月	七	本多肥後守忠鄰	自寛政三寅十月 至同三寅十月	六	京極主膳正高富
自延享四卯六月 至同三寅十月	四	保科彈正忠正益	自寛政三寅十月 至同三寅十月	二	稻垣若狹守太清
自延享四卯六月 至同三寅十月	二	本多肥後守忠鄰	自寛政三寅十月 至同三寅十月		

備考。寛永慶安元年五月まで十八ヶ年間は廢止。

第三節 奉行。

第一款 大阪町奉行 附 船奉行 并に代官。

大阪町奉行の起原詳ならず、或ひは天正十九年徳川家康の關東に入るや北條の臣和田與兵衛と大阪

町奉行に任じ兼ねて相州小田原地奉行を勤せしめ、同時に山岡助兵衛をも奉行に任じ東西兩奉行として大阪一般の市政を主管せしめ、時としては一名乃至三名たりしが享保四年以降二人と定め、以來慶應元年十二月に及ぶと、或いはいふ町奉行所の設立年月は不詳にして神田與兵衛初めて任命せられ、尋いで山岡助兵衛一に岸助兵衛之れに代はると、又或いはいふ元和五年二月水野河内守守信初めて長崎奉行より東御番所を勤め、又同時に島田越前守直村西御番所を勤め、祿高各千五百石、役料現米六百石を給せらると、蓋、元和元年五月城陥りて徳川家康の有に歸し、内藤紀伊守信正來たり、松平忠明に代りて城代となるや、其の市政を行ふに兩奉行を以つてせしこと種々の記録に依りて明らかならば、奉行所の起源は、即、元和五年二月にして水野及び島田の二氏を以つて之れが嚆矢とするもの信に近きが如し。

當所の町奉行は老中の支配にして五百石以上の旗本を以つて任せられ、各一千五百石高にして他に御役料現米六百石宛あり、其の下に與力三十騎同心五十人宛を有せり、其の他、三郷に總年寄あり、在所に代官ありて各其の政務を執掌し、而して其の支配地は攝河泉播及び讃州の鹽飽島等にして、中に就き攝津の西ノ宮及び兵庫の二ヶ所に各勤番所を設け、西ノ宮勤番所には與力同心各一人宛一ヶ月交替及び土着の者三人を以つて勤番せしめ、兵庫勤番所は船見番所にして土着二人をして船舶を見張らしめき。

豊臣氏の大坂に市街を興すや山城國伏見和泉國堺等の町人を移住せしめ、中に就き重立たるものに命じて三郷、即、東天満、船場、西船場、町割をなさしめ、降りて慶長年中に至り長崎港貿易品の取締に付きて緋割符人數を定め、當地に於いては二十一人を撰び三郷を北組、南組、天満組と改め、以つて市政を分掌せしめ、一郷毎に元締を設け、他は稱して取締衆と云ふ、尋いで冬陣夏陣となり人民四方に離散し

て市内寂寥となりしかば、徳川氏は二たび之れを召集し、且伏見二百町餘の町民を此處に移住せしめて取締は各町より撰定することとなり、後、元締を總年寄、取締を町年寄と改稱し、爾來其の職は多くは世襲となり、みな町奉行の配下に在りて、民刑以外總ての市政に與からしめき、而して總年寄は一般の實況を知悉するに非ずば、執務上不便なるを以つて幕府は令して民事上の裁斷に限り、必これに傍聴せしめ、許すに繼上下と一刀とを以つてし、民事に關する法度は幕府よりするものと問はず、一に總年寄の手を経て一般の町民に之れを傳達せしむるを例とせり、即、其の順序は幕府よりするものと老中より城代若くは兩町奉行へ達し、城代は之れを兩町奉行へ、兩町奉行は之れを三郷惣年寄へ達し、三郷惣年寄は總會所に各町年寄を召集して其の觸書を朗讀し、終りて總會所内の揭示場に之れを揭示し、且、町年寄は町代に命じて之れを書寫せしめ、更に町會所に於いて各町人へ傳達せしが、弘化年中より傳達組と稱するものを設けて其の組の幹事及び各町年寄の各町民に傳達することとせり。

町奉行

西 役 所		東 役 所	
勤務年代	氏名	勤務年代	氏名
自 寛永七 至 元禄七 三月	一〇 島田越前守直時	自 元禄五 至 元禄五 未二月	一四 水野河内守信古
自 寛永十一 至 元禄十一 七月	二五 曾我丹波守古佑	自 寛永十四 至 元禄十四 正月	一六 久貝因幡守正俊
自 万治元 至 元禄元 三月	四 曾我丹波守近佑	自 慶安元 至 元禄元 十二月	一六 松平隼人正重綱
自 寛文元 至 元禄元 九月	一七 彦阪壹岐守重治	自 寛文三 至 元禄三 卯八月	一七 石丸石見守定次
自 寛文五 至 元禄五 十一月		自 寛文七 至 元禄七 未五月	

西	勤務年代	數同年	氏名	東	勤務年數	數同年	氏名
自	延寶五巳九月	五	島田越中守重賴	自	延寶七未六月	八	設樂肥前守貞政
自	天和元酉六月	九	藤堂伊豫守良直	自	貞享三寅七月	七	小田切土佐守直利
自	元祿元辰四月	三	能勢出雲守賴相	自	元祿五申四月	九	松平玄蕃頭忠固
自	元祿元辰五月	三	加藤大和守泰貞	自	同十三辰十月	二	太田和泉守好寬
自	同八亥十一月	五	永見甲斐守重直	自	正德元卯十月	二	桑山甲斐守一慶
自	元祿九子正月	六	松野壹岐守助義	自	同二辰六月	一	鈴木飛彈守利雄
自	同十四巳八月	四	大久保大隅守忠敬	自	享保十四酉二月	一	稻垣淡路守種信
自	寶永元申十一月	五	北條安房守氏英	自	元文五申三月	七	松浦河內守信正
自	同五子十二月	一	松平日向守勘敬	自	延享三寅四月	九	小濱周防守隆品
自	寶永六丑四月	一	佐々美濃守成意	自	延享三寅四月	四	細井安藏守勝爲
自	享保九辰三月	七	久松筑後守定郷	自	寶曆四戌正月	六	岡部對馬守元良
自	元文三午二月	七	中山遠江守時庸	自	同七丑八月	七	鶴殿出雲守長達
自	延享元子九月	三	櫻井丹後守政市	自	寶曆七丑九月	一	室賀山城守正之
自	寬延二年三月	六	興津能登守忠通	自	同和五子三月	五	土屋駿河守守正
自	寬延二年三月	九	曲淵甲斐守景衡	自	安永八亥正月	一	小田切土佐守直年
自	寶曆七丑九月	七	神谷大和守清俊	自	天明三卯四月	〇	阪部能登守廣吉
自	同七丑八月	五		自	天明三卯四月	四	
自	明和二酉十一月	七		自	天明三卯四月	〇	
自	同六丑八月			自	天明三卯四月	〇	
自	同六丑八月			自	天明三卯四月	〇	

自	安永四未三月	七	京極伊豫守高主	自	同七卯七月	四	山口丹波守直清
自	天明元丑五月	七	佐野備後守政親	自	寬政十午三月	九	水野若狹守忠道
自	同七未十月	一	松平石見守貴弘	自	文化三寅八月	一	平賀信濃守貞愛
自	天明七未十月	五	成瀬因幡守正存	自	文化三寅八月	一	彦坂和泉守紹芳
自	寬政九巳三月	八	佐久間備後守信近	自	文政十三子五月	三	高井山城守實徳
自	享和元酉四月	六	齋藤伯耆守利通	自	文政三辰十月	三	會根日向守次孝
自	享和元酉四月	三	水野因幡守忠篤	自	天保元寅十一月	三	戸塚備前守忠榮
自	文化五辰八月	六	荒尾但馬守成章	自	天保三辰六月	三	大久保讃岐守忠實
自	同十四十二月	三	内藤隼人正矩佳	自	同七申三月	四	跡部山城守良彌
自	文政十二丑四月	三	新見伊賀守正路	自	天保七申四月	四	徳山石見守秀起
自	天保二卯九月	三	久世伊豫守廣正	自	同十亥九月	六	水野若狹守道一
自	同四巳六月	四	矢部駿河守定謙	自	弘化四未九月	五	柴田日向守康直
自	天保四巳七月	六	堀伊賀守利堅	自	嘉永四亥五月	二	川路左右衛門聖談
自	同七申九月	三	阿部遠江守正藏	自	同五子九月	六	佐々木信濃守顯發
自	天保七申十一月	二	久須美佐渡守祐明	自	嘉永五子十月	二	戸田伊豆守氏榮
自	同十二丑六月	六	永井能登守尙徳	自	安政四巳二月	四	一色山城守直温
自	嘉永二酉十二月	二	中野石見守長胤	自	同五午八月	四	川村壹岐守修就
自	同三戌五月	三	本多加賀守安英	自	文久元酉正月	二	有馬出雲守則篤
自	嘉永三戌八月	三	石谷因幡守稷清	自	文久三亥五月	二	堀伊賀守利孟
自	同五子四月			自	元治元子六月		
自	安政元寅五月			自	同元治元子六月		

西 役 所		東 役 所	
勤務年代	氏名	勤務年代	氏名
自安政元寅五月 至同二卯五月	川村對馬守修就	自元治元子八月 至同年同月	竹内下野守保徳
自安政二卯五月 至文久元酉十二月	久須美佐渡守祐徳	自元治元子八月 至同年九月	古賀謹一郎
自文久元酉十二月 至同三亥五月	鳥居越前守忠善	自元治元子七月 至同元丑七月	松平駿河守乘樸
自文久三亥五月 至慶應三卯正月	松平大隅守信敏	自慶應元丑七月 至同二寅四月	井上備後守義斐
自慶應三卯正月 至同年同月	平岡越中守	自慶應二寅四月 至同三卯六月	中川備中守忠道
自慶應三卯正月 至明治元辰二月	小笠原伊勢守	自同三卯六月 至同三卯十二月	竹内大隅守
自慶應三卯正月 至明治元辰二月	貝塚彦之進	自明治元辰二月 至同治元辰正月	松平壽太夫
自明治元辰二月		至同治元辰正月	松平大隅守信敏
數同年		數同年	
二		二	
七		二	
三		二	
五		二	
二		二	
二		二	
氏名		氏名	
川村對馬守修就		竹内下野守保徳	
久須美佐渡守祐徳		古賀謹一郎	
鳥居越前守忠善		松平駿河守乘樸	
松平大隅守信敏		井上備後守義斐	
平岡越中守		中川備中守忠道	
小笠原伊勢守		竹内大隅守	
貝塚彦之進		松平壽太夫	
		松平大隅守信敏	
四拾六人		四拾七人	
五年半弱		五年強	

船奉行。又別に船奉行あり、一に御船手と稱し老中の支配にして五千石以下の旗下より成り、御役料百人扶持を給與せらる、其の隸屬に與力十騎、水主五十人あり、役宅は木津川口にして、木津川口及び安治川口の兩所に船番所を設け諸船舶の保護制裁また處罰等の全般を主管し、與力又は水主として常に諸川路を警戒せしめ、與力は百六十石なれども水主には一定の報酬なかりき。

以上の二者は大阪に於いて奉行と稱せられしものにして他に之れなしと雖尙附記せんと欲するも

の一あり、即代官是れなり。

代官。幕府は地方官吏勤方條目を設け寶永二十年三月を以つて代官の職權を定めき、即代官は幕府の直轄地を主管するものにして數名の手代を隸屬し専ら農業を奨励し租税を徴收し又その民治を統轄し、其の支配地の各部落に庄屋また名主を置き時に是等に諸法度を申聞かせて其の部内に科人なからざらしめんことに力め、若科人あるときは其の多くは過怠として堤川除又は竹木を植ゑ立てしめ、若くは共有地の普請等に使役し事の他支配に亘り又支配地といへども重罪人なるときは之れを奉行所に訴へ出で其の差圖を俟ちて處刑すべく、又その職務の適否を知らんがため幕府は目附をして巡察せしめ、若不正の所爲を發見するときは嚴科に處せらるゝを以つて代官は勿論手代といへども之れを辨ふべしと、降りて天明八年手代の控書を定め被服は袴に至るまで木綿を用ひ、五十歳以上病人の褌衣に限り紬を用ふることを得しむ、家財家具道具腰物は總べて上木又金銀を用ひず、百姓郷宿より音物を受けず、又立出の際には病氣を除くの外駕籠を用ふべからずとせり、而して庄屋は其の部落の長にして、專ら民治の局面に當り、名主は百姓の總代にして事あるに際し之れに立會す、又判頭と稱するものあり、五家組合中の長にして代官より觸知せられし諸法度を帳面に記し組合の印形を取りて代官所に差出だす、之れを五人組帳といふ。

抑代官は犯罪者の探偵また逮捕等を主とするにわらず、一の司農官たるを以つて其の職制の如き其の條令の如き多くは農に關し刑罰等に屬するもの甚尠なし、是に於いて幕府は延寶八年百姓取扱上につき代官に令して曰はく、民は國家の大本なれば代官たるもの常に民の辛苦を察し飢寒の愁なからしめ、又諸民の奢侈を禁ずるため自身質素儉約にして民の模範となり、民に接するに諸事手代に任せず身づから之れをなして上下の懸隔なく、堤防河川道路橋梁等の大破に先だちて之れを修理し、

専民の費用を省くべしと是等は代官の職權の主なるものにして司法刑律等に關しては法令中殆曉星の如し今その職權中にあるものを抄出すれば慶安五年正月四日達せられし末文に郷中に徒なる百姓ありて名主等の申付を用ひず村々を騒かす者あるときは鑿索を遂げて急度曲事を申付け若その命を用ひざるときは一書を以つて公儀の下知を得べしと云へり。

又菅年月關代官所より勘定奉行へ伺ひしもの、問答書を抄出すれば他支配より出作の百姓その年貢未進の者の他代官所の者は其の代官へ掛合ひて取斗らはすべく、私領の分は領主地頭を竣たず私代官所のものと同様取計らひ又、寺社といへども之れと同じく手領等申付べきかとの間に奉行は答へて曰はく私領の者といへども代官と同じく一應領主若くは地頭へ掛合ふべしと。(私領は領主の領地を以てし、地頭に代官を置き、其の役所)又代官より問ひて曰はく手代の民に接し其の處置の非分私曲あることを訴へ出でし時は手代を取糺し其の答書を取りて上進すべく、若手代の取斗方吟味すべきことあらば之れを問はず直ちに奉行所へ差出だすべしや、答へて曰はく然りと。又人殺火付盜賊其の外逆罪に相決候もの申陳候は、痛候而相考可申哉、然り、又村内に於いて行倒れ死去人あるときは近村に至る迄之れを糺し、怪しき風聞なければ向寄寺院へ假埋し其の往還端に建札をなし人相書を認め半箇年許を経て猶申出づる者なき時は其の儘土葬し其の所持品等は相伺ふべく、若尋ね來たる者あらば十分吟味をなし異變なきに於いては伺ふに及ばず所持品と共に之れを下げ、後之れを届出づべしや、然りと。以上は備中國代官某の伺書にして、之れを以つて一般に應用したりしが如し、斯の如く幕府の代官に對する法令中刑事に關するもの尠なきを以つて代官中これが處置に徂ひ其の處置を伺ひ出でしもの尠なからず、而して當所に於ける代官所は東區の鈴木町(今の内久寶寺町)及び谷町の二箇所にありて、當所管地中の在所に於ける御料地を分管すること以上職制の如くにして、且當所は諸船舶の會集若くは

寄航地にして江戸御城米として諸國より航行する者の難風その他につきて穿鑿する等の事を帯び、其の他敢て他に異なることなきを以つて爰に記さす。

### 第二款 堺奉行。

泉州堺は往古の外國貿易場にして、市街端正人家櫛比し其の繁盛なりしこと他國に冠たり。殊に慶長十九年糸割符の特典を得し以來生糸貿易と共に一般の商勢また大いに盛大を極め、是れより先天正十四年秀吉は此に奉行一人を置き以つて其の市政を主管せしめ、而して其の市政を施行し刑罰を宣告するに當り其の慣例なく若くは容易に判決し能はざる等のことある時は之れを大阪町奉行に問合すを以つて常例とし、役高は千五百俵にして其の隸屬に與力十人役祿現米五十石、十人扶持、同心五十人役祿十石、三人扶持を有し、是等を吟味方、訴訟吟味等を掌る、盜賊方、犯罪者の捕縛、拷問、刑の執行また、常に市街巡邏の任に當り、其の手先に垣下及び長吏と名づくる罪人の搜索及び捕縛方あり、地方(營業)諸興行、船舶等の取締、租税の徵收及び港灣通路の修築等其の他會計、貧民救助等をなす、川方、大和川、石川等總べて幕府の支辨に係る修繕及び土木の事務を掌る、寺社方、寺院神社に關する事務を掌る等の役目を分かち以つて其の局面に當りき。

以上は警察制度に關する概略にして中に就き最主なるものは金錢の貸借上に於ける訴訟事件及び盜賊方等とす、即、地方の習慣として債務者の返濟期限に至りても猶返却せざるときは債務者訴訟前に先だち町ならば自己の管内の町年寄、又村方ならば庄屋等に依りて債務者の町年寄、又庄屋等より債務者へ説諭せられんことを申請し之れを引合と稱せり、此の時債務者方の年寄若くは庄屋は双方に交渉し之れが融和を圖るは其の職務の一にして調はざるときは爰に初めて訴訟を提起するもの

なり。今其の訴狀文例を示せば左の如し。

乍恐御訴

何國何郡何町村

願人 何之某

何國何郡何町村

相手方 何之某

右相手方之者へ去ル何之何月銀子何貫何百何預ケ渡候處切月ニ至リテモ元利相滞候ニ付度々催  
促仕候得共埒明吳不申難澁仕候ニ付何卒右相手之者御召出之上右銀返濟致吳候様被仰付候バ、  
廣大之御慈悲難有仕合奉存候以上

年號月日

右願人

何之某

前書之通願出候ニ付奥印仕候以上

右何町村庄屋又ハ年寄

何之某

堺御奉行様

債權者は此の訴狀を携へ奉行所に出頭して受付、即日安方に差出だし、目安方は追つて沙汰に及ぶと  
の一言を云ひ置き之れを吟味方に廻はし、吟味方は取調期日(御用日)といひ毎月五六回なりに至り原  
告を召喚し事實を取調べたる後、訴狀受理と被告召喚とを兼ね訴狀に裏書をなして與ふ、之れを御裏

書と稱す其文左の如し。

表面之通り願人より訴出候に付來る何月何日何之刻相手方對決申付候間其町役人附添ひ可罷出  
候若し不參候に於ては曲事たるべき者也

山城

此の時原告は此の裏書を得て被告地の年寄又は庄屋に渡し、年寄又は庄屋は更に之れを被告に渡し、對  
決に際しては被告の年寄又庄屋は被告に附添ひ、對審は概一回にして判決す。是れ貸借上に於ける訴  
訟及び裁判の梗概なり。  
當所の盜賊方の手先に使はるゝ垣下は三十五人ありて、是等の下働には又若干名の長吏と稱するも  
のあり。長吏は救助せられたる乞食等の堺に接近せる悲田院、湊十萬、千日の四ヶ所に置かれし者より  
出で、四ヶ所は罪人の留置所に利用せられて長吏は其の番人となり、又常に犯罪者の搜索及び逮捕に  
從ひき。刑場は北端、即今の並松町南端より二十間と北ノ西側及び一里塚、即今の湊村を南へ離るゝと  
四五十行の小栗街道東側との二ヶ所にして、半屋敷は今の樂兒愛育社所在地なる車ノ町東三丁にあ  
りき。而して當所に於ける裁判法又刑の執行法の如きは大阪と同一なるを以つて今爰に贅せず。

堺町奉行

勤務年代	同年數	氏名
自天正十四子 至天正十七丑	三	石田治部少輔
自天正十八巳 至天文二	四	大谷刑部 柴田清右衛門



至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
同文	同文	同文	文寬	同寬	同寬	寬天	同天	天安	安明	明寶	同寶	同寶	同寶	寶延	延寬	寬享	享正	正寶	
化	化	化	化	政	政	政	政	政	政	政	政	政	政	政	政	政	政	政	政
十八	八	六	四	十二	十九	八	七	四	元	六	六	六	十	十	十	十	十	十	十
年	未	巳	卯	申	未	巳	辰	七	四	元	六	六	十	十	十	十	十	十	十
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

三三三八三二二三四五四二二三三一〇六一三一九六

依田豐前守 黒川伊賀守 土屋紀伊守 矢部駿河守 仙石淡路守 成瀬因幡守 磐安藝守 山崎大隅守 佐野備後守 石野筑前守 阪部土佐守 小笠原伊豆守 池田筑後守 岡部久太郎守 稻生安房守 山田肥後守 水谷信濃守 淺野壹岐守 桑山甲斐守 一慶

勤務年代

同年數

氏名

至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	寬	至自	至自	慶	慶	至自	慶	慶	至自	慶	慶
寶元	同元	元元	貞延	延寬	寬承	慶寬	同寬			永	寬元	同元	長	長	同慶	長	長	慶文	慶文	慶文
永	十	十	十	寶	寶	寶	安	永	永	永	和	和	十	十	十	十	十	長	長	長
二	六	九	九	四	四	四	十	六	五	五	二	元	九	八	七	五	子	子	子	子
西	未	未	子	辰	四	九	辰	辰	卯	酉	巳	辰	辰	卯	寅	丑	子	子	子	子

三八九七八三一九四 三二一 一三 六

大野傳四郎富重 大阪町奉行兼務 佐久馬丹後守 稻垣淡路守 水野伊豫守 石河土佐守利政 石河土佐守利勝 水野河內守 島田越前守 喜多見若狹守 長谷川左兵衛 芝山小兵衛 朝倉藤十郎 成瀬準人正 細井喜三郎 米津清右衛門 石田木工介

勤務年代	同年數	氏名
至自 同文 十化 二十 亥西 二十 月	三	松平伊勢守
至自 同同 十三年 子六 十月	二	小管備後守
至自 文同 文政 三十四 辰丑 二月	四	三宅長門守
至自 文同 文政 六年 未六 七月	四	松平石見守
至自 文同 文政 十六 未七 七月	七	水野遠江守
至自 同天 保元 二年 寅二 九月	二	久世伊勢守
至自 同天 保元 二年 寅二 九月	三	矢部伊勢守
至自 同天 保元 二年 寅二 九月	三	跡部駿河守
至自 同天 保元 二年 寅二 九月	四	廻淵甲斐守
至自 同天 保元 二年 寅二 九月	五	水野若狹守
至自 同天 保元 二年 寅二 九月	三	伊奈遠江守
至自 同天 保元 二年 寅二 九月	二	永井能登守
至自 同天 保元 二年 寅二 九月	二	柴田日向守
至自 同天 保元 二年 寅二 九月	三	中野石見守
至自 同天 保元 二年 寅二 九月	四	石谷因幡守
至自 同天 保元 二年 寅二 九月	三	川村對馬守
至自 同天 保元 二年 寅二 九月	五	關出雲守

至自 同安 政年 五午 正十 月	一	一色山城守
至自 文萬 文久 亥申 四月	四	駒井相模守
至自 文文 文三 亥申 四月	二	鳥井越前守
至自 元文 治元 子亥 六月	二	瀧川讚岐守
至自 慶元 治元 子亥 六月	一	長井筑前守
至自 同慶 應元 丑子 二月	一	池野山城守
至自 同慶 應元 丑子 二月	三	大阪町奉行兼務

第三節 與力并に同心附、總年寄。

與力及び同心は共に町奉行に隸屬し、市政の局面に當り殊に民刑事に屬する一切の司法權を行ふ。今之れが分業を示せば左の如し。  
 目付。與力中の重立たる者を以つて之れに任じ、他の與力並に同心の職務取扱向き、及び之れが動作を監督す。

遠國役。西三十三ヶ國民の民事的訴訟に係ることを取扱ふ、而して一國中に於ける人民の訴訟は其の國主の裁判に屬すれども、各領地内外の人民間に起りし訴訟は當所奉行の裁斷に歸せしを以つて特に此の役を設けて其の管内を巡回せしめき。三十三箇國とは日本六十六國の二分の一にして、東三十三箇國は江戸町奉行之れを管し、西三十三箇國は大阪町奉行之を管せり。  
 寺社役。神社寺院及び神主僧侶にかゝる事務を取扱ひ、又これが事件を裁斷す。

吟味役、騙局口論其の他の事を裁許論罪す。  
盜賊役、若干名ありて晝夜定限なく市内及び各支配地方面を巡回し、攝河泉及び讃州鹽飽島播州等の各在所には番人を設けて四箇所の配下に属せしめ、事ある毎に長吏若くは盜賊方に通知するを以つて例とす。

目安證文役、民事上にかゝる訴訟一切を取扱ふ。

火事場改役、三郷出火の際現場の取調をなす。

缺所、各役に於いて官設公賣の裁判をなしたるとき之れが付け立を掌る。

流人役、吟味役盜賊役の裁斷を経て流罪にすべきものを引繼ぎ及び乗船迄を取扱ふ。

鐵砲役、町人の所持する銃砲、彈藥を取締る。

牢扶持、牢中食用品取締を掌る。

定町廻、東西役所の與力一人、同心一人づゝ一箇月交替に之れを勤め、小頭一人、若き者四人を従へ市内を四區に分ちて日夜巡回す、而して巡回は先たち晝間は終日、夜間は時を期して巡回すべきを奉行に報告し、其の時間は概半夜以内とし、今日晝間巡回せし所は明日は夜間となり、今日夜間巡回せし所は明日は晝間となるなり。

以上は與力同心共に掌る職なれ、共同心は此の以外に尙數多の職掌を有せり、即左に列記するが如し、

組頭、同心の頭立ちたるものに命じ、同心全體の指揮をなさしむるものなり。

筆頭、同心の老若にして毫も事務を取扱はず、名目のみなり。

物書役、常番所にて取扱ふ一切の事を筆記す。

半屋敷取締、半屋敷に於いて百般の事を主管す、現今の看守長の如し。

半屋敷詰合役、半屋敷取締の指揮に従ひ半屋敷詰をなす、今の看守の如し。

高原溜取締役、高原溜は罪人の病人を集容せんがため高原に設けられたる半屋敷にして又時として

は輕罪の者をも集容することあり、東西の同心各二人、小頭四五人これに任じ常溜所の取締をなす。

町目附、町奉行に属する監察役なり。

盜賊方御役所定詰役。

盜賊捕方。

又、市政の事務官を大別して地方、寺社方、目安方、盜賊方の四となし、刑事に關するを盜賊方といひ、金錢米穀の貸借上に於ける民事に關するを目安方といひ、神社寺院に關するを寺社方といひ、其の他總ての行政に關するを地方といふ、而して與力同心の採用は其の初は身分の正格なる者を精撰して之れを任用せしが、是等の任免を司る目附の或ひは最負により或ひは金錢を貪りて資格なき者を採用し延いて不慮の弊害を生ずることありしを以つて、正徳年中幕府より終に舉人式を示され、與力同心若くは手代等の採用に當りては本人の履歴に父の勤書附を添附し、若、父にして一生勤なきに於いては祖父の勤書を添附することゝなせり、然るに幾干ならずし自然に與力の如きは純然たる世襲相續となり、同心また殆、世襲と異なることなく、前者は祿高二百石、後者は十石三人扶持にして共に西の宮等へ勤番するものは別に一箇月與力は十人扶持、同心は三人扶持を給せられ、其の權威強く殊に與力の如きは騎馬の格式あるを以つて往々自費を以つて騎馬を飼ひし者ありて其の勢また格別なりき、而して直接警察に關する事項を司り市中を巡回し以つて盜賊放火の警戒をなせり。

斯の如く與力同心は主として警察事務を管掌したりと雖、その細事及び探偵捕縛等に就きては巧に穢多非人等を手先に使用し、江戸にては之れを岡引また目明といひ當地にては之れを四箇所と稱せ

り、即、天満天王寺、齋田千日の四箇所に居住したる乞食の類にして、各取締一人を設け、其の他小頭五六人、若キ者若干名あり、陰に陽に市内に出没して罪科を探り以つて犯罪者を擧げき。

抑四箇所と稱するものは其の初推古天皇の御宇聖徳太子の佛教振興及び貧民救護を目的とし難波の地に於いて敬田院、療病院、施薬院、悲田院の四院を建立せしに始まる者なれども、幾多時勢の變遷を経て終に悲田院一院となりて專非人乞食の巢窟となるに至り、而して是等乞食の重立たるものは此の探偵刑事に充てられて世に猿とも又犬とも賤まれ、其の住家は千日悲田院の趾にして板塀を以つて圍まれたる一廓、これを千日の塀の内と稱し、南北に兩門を設け三十六戸の長家ありて此の内に棲み、後に至るまで之れを四箇所と稱せり。此の界限維新後に至り千日前溝の側西へ入る南側の最熱鬧なる中心となりたり、是等刑事は此の如く世に排斥せられきと雖も、た良く世の惡漢の所在若くは群居を知り探訪上に至りては實に缺くべからざる者なれども、與力同心等の其の職務を執行するに際し陰に十手と一刀を内許したりしかば其の職務を施すに當りて往々弊害を生じ當に暴威を逞うするのみならず、或ひは惡漢より賄賂を取り、或ひは其の甚しきに至りては惡漢の依頼に仍りて良民を害することなきにあらざる、故に市民は是等と口を交ふることも避け、市民の是等を認むる時は互に目指して言語を斷ち大いに之れを蛇蝎視したりき。而して與力同心の如きは反りて此等を使役せしを以つて其の權威の強かりし事譬ふるに物なく、局外者をして之れを觀せしむれば與力同心の手中殆生殺與奪の權を握りたるかの感あらしめき、是に於いて幕府は時々隱目付と稱し、門先に立つ落座家、又行商人と化して奉行以下の役人の行爲を密偵し之れを老中に注進せしむるとありき、猶幕府は四箇所の行爲の暴惡なるを惡み、曾、一般に令して言はく罪人の搜索及び逮捕は組附與力同心の自身に爲すべきものなるにも拘はらず、近來、乞食の徒を手先に使ひ爲に此の手先等の罪人を捕縛するに

際し虎威を振ひ又諸惡人より種々の依頼を受け、終に他に下引と稱するものを使ひ其數益々多く市中を煩はすに至れり、爾來、是等の弊害を革め市内の取締一層嚴肅なるべしと、然れども市中一般の警戒に當り當所の如き大都にありては到底所定の人員を以つて其の周到を期し難きを以つて、當所町奉行の如きは陰かに之れを默許したりしが如し、即、文化六年七月町奉行は總年寄に令達して云はく、從來町廻り組の與力同心等は怪しき風體の者を搜索若くは捕縛するに際し其の人員の不足なるがため止むことを得ず種々の小人共を手先に使用したりしが、近來この手先の者ども大いに心得違をなし與力同心等の立會をも俟たず獨斷を以つて彼等怪しき者の懐中物を檢するものあるを聞く斯くの如きは萬々有るべからざることなれば爾來此の手先等にして獨斷の所爲あるときは速に訴へ出で、又直ちに之れを捕送するも差間なしと、かく四箇所は上下官民より擯斥又蛇蝎視せらるると雖、敢て之れを介意するなく、寧得々として彼等社會に諉稱せしなり。

又町々に於いては一の小屋を設け納屋下と稱するものを置きて其の町の夜番并に夜中横死を遂げしものを取片付けしめき、即、在所に於ける宮ノ下また宮番と稱するものなり、彼等は一定の給料なく、其の町にあるものは各町家に就きて毎秋冬に至り米を集め、又、年末に至り節季候大黒舞鳥追と書したる板行を持ち廻はりて金を集め以つて糊口を資け、又、其の在方にあるものは盆正月節季及び五節句等に際し各戸より種々の物品を貰ひ、其の他、一の内職をなし以つて活路を立てしが、平素賈物の多き家に於いては出火等に際しては殆身を犠牲に供して働く、雖、賈物の少なき家にありては敢て之れを知らざるもの、如くなりきといふ、又、町々の商工業家にして夜番を要するもの、如きも常に出入する乞食より正直なるものを撰び小屋を建て家族あるものは共に之れに寢食せしめ、以つて工場其の他の夜番及び邸内の掃除をなさしめき、而して彼等を使用するに當りては幾分の金子を恵みて

酒肴等を買はしめ、乞食の重立たるものを振舞ひ以つて其の仲間を脱せしむ。之れを足洗といふ。故に乞食仲間の門口に於いて彼に顔を見合す事ありとも決して言葉を交ふる等のことなし。然るに彼にして若未足洗をなさざるときは相會する毎に口を交へ幾日を經とも仲間と心得るなり。以上は皆納屋下の一種にして町内の納屋下の如きは四箇所の手先に遣使はるゝことあり。元來、四箇所等の捕縛し來たる罪人は其の町々に設けられたる會所に於いて罪科を詮議し、後、奉行所等に送致するものなるを以つて此の際折檻の任に當るものは多く此の納屋頭を用ひき。

其の他、同心の手先に遣使はるゝものに木戸方あり、年番あり。木戸方は道頓堀芝居茶屋の木戸方にして、常に雜鬧の地、即、芝居茶屋等にありて觀客の金錢の費消等に注目、その他、胡亂なる者等を見出だし同心の指揮を受けて之れを捕縛す。又、年番と稱するものは長町宿屋俗に一夜泊りと稱する安宿屋の群りたる處、即、其盜賊その他無職のもの、安泊りをなす所に於いて此の宿屋の中より一年交替を以つて之れに任じ、以つて胡亂者あるとき同心に密告するものなり。又、海上に於ける探偵には勸進小舟一名ピンショ舟の舟夫を利用せしが、蓋、是等は遠方の船の入港するに際し淫賣婦を乗せて碇繋場に到るにより、よく彼等の秘密を搜索するに便なるを以つてなり。然りと雖これ亦下役の者の利用に過ぎざりき。

#### 第四節 法度

慶長以降諸國大名の當所に藏屋敷を設けし以來當所は全國商業の中心となり、商人は實に驚くべき富力を有し、遠近の侯伯にして國費融通の資を此に仰ぐもの極めて多く、且、幕府また金力の集合地と認め御用金を賦課せしこと數回にして足らず。故に幕政の當所に密接の關係を有せしは他國の比にあらざりしと共に、商估の種類また千差萬別にして市政の如き其の繁雜なりしと論を俟たず、隨ひて武家諸士をはじめ商人の訴訟その他の民刑事事件の起るもの續々相踵ぎ幕府の法令奉行の訓令等を以つて是等及び一般町民の羈絆を設けられしもの數ふるに違あらず。然るに徳川の末年至るまで其の大體に至りては家康の遺したる世の謂はゆる百箇條の趣旨を標準とし之れを補足修正せしに過ぎず。今本文を草するに當り其の全體を網羅するは管に蛇足の憾なき能はざるのみならず徒に紙數の嵩むを以つて、爰には特に其の大坂に關する主眼なる者のみを抄録して當時に於ける警察制度の一斑を窺ふに供せんとす。

武家法度の設けられし嚆矢は元和元年七月にして、爾來幕府の嗣職宣下毎に大小名を登城せしめて法令を下すを定規とせられき。二代將軍秀忠の諸國武家に下しゝもの總べて十三箇條にして、中に就き司法に關するもの亦尠からず。即、諸法度に違背する者自國の密事を他國に漏らす者若くは他國の密事を自國に告ぐる等の倭媚者は各その國に交置すべからずと。降りて寛永十二年に至りて刑罰を行ふに當りては總べて檢使の指揮に任じ當路者の外之れに關係すべからず。陪臣質人及び所獻の者を追放若くは死刑に處するに方りては奉行所に達し其の指揮を受け止むことなき場合に於いて之れを施行せしときは其の仔細を言上すべし。又、耶穌基督教の嚴禁不孝者の處分等をはじめ其の他各國に於ける法度は總べて江戸に設けられし諸法度を標準として遵行すべきこと等の令あり。夫れより寶永七年四月に至りては直に令していはく百姓の訴訟は領主之れを裁斷し事のもし他領に跨るときは兩地の領主相通じ或ひは支配人の頭人相會して議定し、若、なほ一決せざるときは評定所に就きて裁決すべしと。爾來屢發令せられきと雖、みな先規を襲用し又新たに設けられしも其の大綱に至りては大同小異なるを以つて茲に之れを贅せず。

諸士法度の標目に於いては各異あり、或ひは雜事條目とし、或ひは旗下法度とし、或ひは諸士法度とす。然れども要するに壹萬石以下麾下の士に關する法度にして、其の大綱に至りては武家の諸法度と同じく、唯その格によりて名稱を異にせしのみ。今法度中の大要を摘記すれば、寛永九年に於いては死罪に行はるゝ者ある時及び喧嘩火災等に關し、關係者の外は決して立寄るべからず。但、災者にして親類縁者なるときは此の限にわらず。物頭諸奉行人等は殊に偏頗の處置あるべからず。諸奉行人代官等は自分所用の外物品を買置き若くは商賣をなすべからずと令し、尋いで同十二年に於いては諸家中に大犯人ある時は縱令親類直參の輩なりとも之れを取持相拘はるべからず。徒黨を結び或ひは諸事を妨害し或ひは落書張紙博奕等の不行儀、其の他、武士にあるまじき所爲をなすべからず。毎月在牢の人數高を書上げ差出だすべし。若六箇月以上吟味を遂げざる者あるときは其の掛官の姓名を認め七箇月目に差出たすべし。遠島者にして牢内に拾人を嵩めば其の都度これを出船せしむべきは從來の規程なりと雖、若七箇月以上を過ぐるときは其の人員の多少に拘はらず出船せしむべし。脚夫の公狀賈手紙を以つて受信者を囁若し飛脚貨錢を騙取するものあり、之れを防遏せんがため以來公狀受信者は直接飛脚に其の貨金を拂ふことを止め、其の宿に到りて之れを仕拂ふべし。若受信の際果して賈手紙たることを判明せば其の脚夫を留置し其の筋へ訴へ出づべし。又博奕賭勝負等の嚴禁せられたるにも拘はらず、匪徒動もすれば之れを破り町人中に於いても亦隱然行はるゝに至りしを以つて、此の禁令を下し、こと亦頻々なり。然るに近來なほ一統之れを犯せり。若是等取締上に於いて匪徒の手向等をなす者あるときは討捨にし、又逃去する者ありて捕縛せられし者は重刑に處すべしと達せり。

又、慶安四年八月に至りては道中宿次の手形は老中判形の外京都よりは板倉周防守、大阪よりは兩町奉行並に定番、駿河よりは兩町奉行並に大久保玄蕃、井戸新右衛門の判形を有するものにわらず、

行せしむべからず。此の旨江戸より上方迄の宿々の問屋及び町々へ申渡すべしと、正徳二年三月に至りては道中筋に於いて近年雇人足等に總べて不堪の仕方多く殊に御用にて雇はれし人足の如きは或ひは猥りに臨時雇の人足を苦役し、或ひは自身に擔ふべき荷物迄をも臨時雇の者に負はしめ、自身は駕籠等に乗り且その賃金をも仕拂はざるものあり。是等曲事に付き向後江戸京大阪にて雇人足請負の者に申渡し是等の所爲なからしめ取締上一層嚴密なるべし。又、京大阪駿府の三度飛脚近年規定外の重荷を負ひ、且夜中通行するものあり。向後在番の者は商人荷物を混合し及び夜通しの飛脚は番頭の證書を有するに非ずば通行せしめざるべし。又、江戸京大阪其の他の國々より飛脚請負業をなし是等また規定外の重荷を負ひ且御用飛脚杯と偽り人馬の賃錢等不足に拂ふものあり。向後御用飛脚といへども規定外の重荷を負ひしものは其の宿に留め置きて繼送せず道中の奉行に訴へ出で奉行之れを詮議し荷物率領及び請負人に至るまで之れを處罰すべしと何れも町奉行に達せり。

又、金銀貨幣に關し慶長年中後藤光次に命じ之れを鑄造せしめられし以來、元祿寶永より元治慶應に至るまで鑄造の旨趣を告示し、交換の緩漫を督責し通用の澁滯を疏通し、及び價格の昇降、姦偽盜鑄の刑禁等に關して發布せられしもの總べて數十件あり。然れども今之れを列擧するは繁冗に勝へざるを以つて、左に其の一二を摘録せん』

元祿九年七月の達に云はく、江戸本郷にて金銀吹直し場の設立あり。若他所に於いて吹直すものあるとき及び隠匿者ありて後日發覺したるときは諸親類並に所在の者に至るまで重刑に處し、而して是等を訴へ出でし者は縱令同類なりとも其の罪を許し且相當の褒美を與ふと、尋いで同十四年に至り近年貨幣貯置の目的を以つて高直に賣買し相場を變動せしむるものあり。若高直に買置をなす者を訴へ出でたる者は、トト同類たりとも其の罪を免じ褒美を下賜し、若隠匿する者ありて發覺すると

きは當人は勿論名主五人組に至る迄曲事とすと、又同十五年二月に至り古金銀吹直に付き古金銀を所持する者は相當の新貨幣と引換ふと雖、いまだ古金銀を密有するものあるを聞く。速に引換へざるものは相當の重刑に處すと。後享保十一年九月、純金輕目金通用の儀に付きては滞りなく通用せしむべき旨豫て告示せしにも拘はらず幾歩の割引をなして通用せしむるを聞く、向後、其の取締を嚴にし京大阪は勿論諸國兩替屋及び武家町方百姓に至るまで洩なく此の意を守らしめ尙違反者を認めしときは吟味の上急度相當の罪科に處すと。降りて寶曆十一年七月に至り通用金銀を質物とすべからざるに江戸京大阪其の他に於いて文字金銀並に古金銀を質物とする者あり。是等は通用の差障となるを以つて自今堅く停止すと。

承應二年閏六月秤の規定を設けられ、全國六十六箇國は總べて守隨彦太郎神善四郎二人の秤目を使用し其の賣買區域東三十三箇國は守隨西三十三箇國は神の專賣となり、なほまた全國を通じて舊來の秤目の守隨秤目と異なるときは守隨之れを沒收し同等なるときは之れに刻印し、刻印貨一挺に付き壹分と定められき。夫れより明暦元年に至りいまだ古秤を濫用するものあるを以つて更に觸書を出だし町中は借屋棚借の下々に至る迄之れを犯すものは曲事申付と。

寶曆十年十二月に至り唐和明禁は從來江戸大阪會處の外京都堺に於いて一手に受負ひ製法の上賣却すべきの處近來内々にて諸國産出の明禁を買入れ商賣するものあり、向後諸國産出の明禁は右定め置きたる四箇所會社へ賣渡し狼に購置すべからず、且商人にして會社の手を経ざる品わらば更に悉皆會處に賣却すべし。若心得違のものあるときは急度曲事申付くと。

翌十一年十二月に至り大阪武家屋敷拂米に關し空米を書き加へ過米の切手差出だすことを停止せられ、又明和七年十二月に至り豫て空米過米の切手の禁せられしに拘はらず諸家藏役人に至る迄心

得違をなして尙いまだ之れを改めず、延いて米渡方に差滞り且取引上惰弱に流れ商人の賣買に際し切手の價值を損じ正米直段の差障をなすを以つて自今之れを犯す者は曲事とすと。

寛文十二年三月三日諸國商人の異國貨物を入札購賣せんがため長崎へ下るもの其の到着日限に不同わり、向後豫て定め置きしが如く七月五日迄に運參なく到着し奉行所帳簿に記入すべし。妄に手代のみを遣すべからず、而して諸商人の異國貨物を購入するに當り其の價格次第に高直に傾き延いて賣價また高價なるを以つて、向後、京都大阪長崎等の時價に比して購入すべし。若、是等の法度を違反せしものは長崎人は十里四方へ追放、他國人は長崎の商賣を停止し若くは嚴科に處す。此の旨京都大阪堺町中へ嚴達すべしと、蓋當時に於ける外國貿易は長崎の一港に限られたるを以つて、其の條令法度の如き或ひは幕府より或ひは町奉行より下りしもの其の數夥多なりと雖大阪の如きに至りては一般町民の直接に關係することなく只堺に於ける糸割符の特典を得し以來一の團體に關係ありしに過ぎず。

又、寺院の法度は古來各寺に就きて定められたりしが、寛文五年に至りて初めて汎く天台、淨土、眞言、禪、時宗、日蓮、一向の諸宗寺院に及ぼし、百殊の執行は私領及び代官より寺社奉行へ問合せ并に勘定奉行へ伺候するものにして、事項頗繁雜なり、然れども要は新規を計らず華美を禁じ、又佛祖の制義を亂さるにあり。

正徳元年五月諸國浦々に高札を立て、公私を問はず廻船の遭難に際しては之れを救助すべし。此の時に當り浮荷物は二十分一、沈荷物は十分一、川船荷物は二十分一乃至三十分一を取揚者に賞與すと。後寛政七年に至り總べて拾揚高十分一の相當代價を救護者に與ふ。若、船頭にして浦々の者と共謀し荷物を竊取せしものは長時日を経たる後と雖重刑に處すと令せり。

正徳五年令して云はく正當の訴訟をなす者といへども奉行役人又其の末々に音物を贈りしものは此の訴訟を却下し、且、重刑に處すと、享保七年江戸に於いて浪人山名左内と稱する者、葵御免縫の衣類を着用したりしを以つて死刑に處せられ、同八年一般に令して御用及び尾張紀州水戸の三家其の他御免の大名の外、後着類諸器具に至る迄一切これを用ふべからずと、貧困にして其の子を養育し難き場合には奉公人は其の主人に御料の者は代官に私領の者は名主若しくは五人組へ申出で、是等また養育するの法なき時は其の土地に於いて養育すべし、若捨子したるものは處刑すと。

延享元年令して云はく逆罪のもの、邪曲にして人を殺ししもの、火附、徒黨をなして人家へ押入りしもの、追剗并に人家へ忍び入り、窃盜をなししもの、等、總べて公儀の法度に背きて死罪以上の刑に行はるべきもの及び惡事ありて永尋申付られしもの後に至り關所を除け山越せしもの、同案内せしもの、鐵砲を隠せしもの、荷物を押領せしもの、人勾引、謀書、謀判、重き騙り、毒藥商賣をなししもの等を追加せらる。等の舊惡は一旦其の處置を伺ひ評議の上許否を決し、又、此れより以外の舊惡者悔悟の念證據分明にして十二ヶ月以上の既往に屬する者は其の罪を許し、十二ヶ月内より吟味に取り掛りしものは舊惡となさずと、窃盜は古來みな死罪に處せられしが、享保以來人家へ忍び入り若しくは土臺を破りしものは金銀雜物の多少に拘はらば死罪に處し、出來心にて窃盜せしものは入墨の上追放せらる。喧嘩また意趣討等にて人を殺し立退きたる時は其の者の代として其の者の親若しくは子に入半を命ず、然るに日數を経て逃亡者なほ知れざる時は永尋者となし親また子の入半を解くと。

又、地方に於いては大小の百姓をして五人組を設け、農民等の法度に違背せしものあるか若しくは其の兆候あるときは直ちに之れを上申また密告せしめ、若隱居、脇より上申したるときは之れを賞し、五人組及び名主は曲事申付け、又、支配所の添役衆にして名主百姓に對し偏頗若しくは無體の所爲あるとき

は上申又は之れを記して書附御筒へ投すべし、年貢米皆濟前に先だち他處に賣却せしむべからず、若良米を賣りて惡米を納めしものあるときは名主五人組に至る迄曲事申付く、年貢米の倉庫附近の火災に際しては村中男女の別なく之れを防ぎ、若、類焼に罹りしときは之れを辨米せしめ、又、惡黨及び窃盜等ありて油斷したるため脱走したるとき及び博奕其の他の勝負の法度を犯ししものは勿論名主五人組に至る迄曲事申付く、質屋古着屋に於いて質物を取るには置主及び證人を吟味し、且、其の印形を取り一人にて印形二つ持ち來たり置主若しくは證人の名前を云ふものは正當の者と認むべからず、若、吟味、龜漏にして盜物を質取り又買取りたるものあるときは五人組名主共に曲事たるべしと。

又、萬治元年十二月令して云はく勘定奉行より代官に各傳馬宿の者は公儀の御法度を背かず元費を省き勤儉にして來往者の便を圖り、參勤御番替其の他通行人の多きに際し人馬に不足を生ずるときは折々見廻はりて差間なからしめ、殊に公儀の御用に際し町人百姓の我儘なる所爲其の他法度に違反せしめざるや、管内の庄屋問屋組頭等に誓約せしむべしと。

寛永二十年三月令して云はく在々仕澄の件に付きては百姓の衣類は變に發布せられし如く庄屋は妻子共絹袖布木綿、脇百姓は布木綿を着用し、而して食物は常に雜穀を用ひ、根に米を食ふべからず、在所に於いて醸酒し若しくは他所より買入れ商賣をなすべからず、他所より無職の者來たりたるときは之れを郷中に住ましむべからず、若、隱置したるものは曲事たり、地頭代官の處置惡しくして不平なる者は年貢皆濟の上他へ居住すべし、田畑永代賣をなししものは牢舎の上追放し、本人もし死亡したるときは其の子同罪、買主は過怠牢にして本人死亡したるときは其の子同罪とす、而して其の田畑は賣主の代官又は地頭之れを沒收し、此の證人また過怠牢にして本人死亡すとも其の子に構なしと、慶長十七年八月六日、烟草禁制の件に付き喫煙又賣買を禁じ、之れを訴へ出でたる者は双方の家財を



與ふと降りて元和二年に至り煙草を造りしもの及び賣買せし者は町人は五十日間、百姓は三十日間自分賄にて籠舎若くは過料金に處すと。

又、明暦三年凶作なりしを以つて萬治元年十二月令して云はく、去年當年耕作損亡に付き江戸京大阪奈良堺をはじめ其の他名酒の所々に至るまで當年及び來年は例年の半分づゝ、釀酒し新規の酒屋は一切停止す。若し是等の違背者あるときは本人は勿論代官に至る迄追事とし之れを訴へ出でし者はたとへ下人と雖褒美を下賜すと。

代官は直接農事に關係あるを以つて寛永二十一年幕府は其の屬僚たる手代の事あるに際し百姓町人等に無益の掛り物を出ださしめ以つて奢侈を極め、又、百姓町人等と縁組をなし事に臨みて往々偏頗の處置をなすことあるを嚴禁し。

又、延寶八年、百姓取扱方に村々民は國の本なれば代官は常に民の辛苦を察し飢寒等の愁なからしむべし。國寬なれば民奢り業に懈る。又、官民間遠きに隨ひて上は下を疑ひ下又上を疑ふ。故に代官は是等の弊を斷絶せんが爲諸事之れを手代に放任せず宜しく自身に於いて之れを爲すべし。而して名主組頭等に諸法度を申開かせ此等をして違背することなからしむべし。若し犯罪の重からざるものは其の身分に應じ堤川除又竹木を植立てしむる等を以つて過怠に充て、重きものは之れを町奉行所へ訴へ或ひは死罪或ひは牢舎等一に奉行の指圖に任ずと令せしが、手代役人等の非行益々甚しく御料地の風水旱等に際し名主等と謀りて賄賂を貪りて各私利を逞うし、百姓の困難甚しきを以つて正徳三年に至り更に嚴密なる法度を設け姦邪私曲のことなからしめき。

以上を大阪に關係ある諸法度の概略とす。尙、左に大阪に關して發せられし法度の概略を抄記せん。  
萬治三年三月十三日老中稻葉美濃守、阿部豊後守、松平伊豆守、酒井雅樂頭より大阪版代、定番及び町奉

行へ鐵砲停止に付きて達して云はく、幕府は代々大阪近邊に於いて鐵砲を以つて鳥を打つべからざる事を仰出されたるに因り、其の意を了し御料私領共違背する者無からしむべしと。ついで翌寛文元年幕府は僧侶の不如法を戒め、僧侶たる者は各治法ありて道德上世人の規範となるべきものなるに近來之れに反し其の風俗宜しからず殊勝の聞えあるもの甚稀なり是れ畢竟本寺又は役寺觸頭等の示し方等閑なるを以つてならん。以來、本寺役寺觸頭等は常に油斷なく心を附け不如意の者を絶ち示教の行届くことに勉むべし。若し本寺役寺觸頭等にして不律不如法の聞えあり又利慾に耽り寺務の疎略なるか、其の他、僧侶の身に不當の輩ある時は假令大地本山の寺院たりとも用捨なく嚴科に處すべしと更に同五年七月十一日寺社の條目を定む。即、左の如し。

寺社御條目。  
定

- 一 諸宗法式不可相亂若不行跡之輩有之ハ急度可及沙汰事。
- 一 不存一宗之法式之僧侶不可爲寺院住持事。
- 一 附立新儀不可說奇怪之事。
- 一 一本末之規式不可亂之縱雖古本寺對末寺不可有理不盡之沙汰事。
- 一 檀越之輩雖爲何寺可任其心從僧侶方不可相爭事。
- 一 結徒黨企圖諱不似合事業不可仕事。
- 一 背國法輩到來之節於有其届ハ無異儀可返之事。
- 一 寺院佛閣修葺之時不可美麗事。
- 一 附佛閣無懈掃除可申付事。

一寺領一切不可賣買之并不可入于質物事。  
 一無由緒雖有弟子之望猥不可令出家若無據子細於有之、其所之領主代官ニ相斷可任其意事。  
 右條々諸宗共可堅守之此外先判之條數彌不可相背若於違犯者隨科之輕重可沙汰之猶載下知狀者也。

寛文五年七月十一日

御下知狀

條々

- 一僧侶之衣鉢應其分際可着之并佛事作善之儀式檀那雖望之相應輕可仕事。
  - 一檀方建立山緒有之寺院之儀、爲其檀那計之條從本寺遂相談可任其意事。
  - 一以金銀不可致後住之契約事。
  - 一借在家構佛檀不可求利用事。
  - 一他人者勿論親類之好雖有之寺院房舍女人不可抱置之但有來妻帶ハ可爲各別事。
- 右條々可相守之若於違犯ハ隨科之輕重可有御沙汰之旨依執達如件。

寛文五年七月十一日

大和守

美濃守

豐後守

雅樂頭

定

一諸社之稱宜神主等專學神祇道所其崇敬之神體彌可存知之有來神事祭禮可勸之向後於怠慢ハ可

取放神職事

- 一社家位階從前々以傳奏遂昇進輩ハ彌可爲其通事。
  - 一無位之社人可着白張其外之裝束ハ以吉田之許狀可着之事。
  - 一神領一切不可賣買事附不可于質物事。
  - 一神社小破之時其相應常々可加修復事附神社無怠掃除可申付事。
- 右條々可堅守之若違犯之輩於有之ハ隨科之輕重可沙汰者也。

寛文五年七月十一日

後、元祿年中に至り大阪兩替商にして幕府の貨幣改鑄により其質古小判に劣れるを以つて竊かに古小判を賣買し不實の商賣をなすものあるや、幕府の聞く所となり同九年八月十二日幕府より是等不當の値を以つて賣買することを禁じ之れを三郷町中に觸れしめられき、又金銀の貸借及び賣掛代金滯等に關しては從來奉行所の裁許を仰ぎ來たりしが、自然緩漫に流れ同一事件にても再三その手を煩はす者ありしを以つて幕府は延享三年三日町奉行所へ達して言はく、元來借金銀賣掛等は人々相對の事にして豫ねて其の裁判を一箇年に兩度となし、向後三年以前に於けるものは迄は從前の通り奉行所より毎年兩度の裁許を與へ、其の以上に跨るものは相對を以つて濟まざしむべし。若、是れに仍り奉行所より召喚せられし者にして不參し、又返濟方を申付けられし者にして之れを實行せざる如き不都合の者は武士方は奉行所より老中へ申達し、寺社及び町方は奉行所にて急度處分すべしと。

後享保八年紛失物吟味仕方に就き町中に觸れられし要旨に仍り大阪町中質屋古着屋は拾人宛組合を設け若、その町にて定員に充たざるときは隣町と通じ毎組に交代を以つて月行事一人宛を定め紛

失物を搜索するに當りては觸書に仍りて其の町の月行事及び關係あるものは其名主と共に組合各戸の帳面を吟味し紛失物を認めざる時は兩月行事の印形を捺し更に名主の方へ各帳面を集めて精密に之れを吟味し若また此の中より之れを發見せしときは速に奉行所に申出づ而して其の組合中にして之れを拒むものあるときは直ちに奉行所に召連れ又月行事共の吟味粗漏なるときは名主と共に處刑せらる又質屋古着屋の帳面は名主其の紙數を改め勿論名主は各戸の帳面を永く留め置きて商賣の妨害をなすことなからしむ又素人にして武家等出入先より質物を取ることにある時は直ちに名主へ届け置き其の他道具類古金類を商ふもの及び宿屋等も亦同法を設け紛はしき者の質買取取等をなさしめず勿論無鑑札にて是等の商買をなす者ある時は仲間の者より之れを奉行所へ訴へ若以上の犯贖明らかならば重刑に處分せらるゝ定なりき。

降りて安永五年十二月二十五日幕府は外國貿易品に附きて違するに當時の貿易品中煎海鼠鮑鱈の三品は多少に拘はらず備後町五丁目設けられたる俵物會所並に七郎右衛門町一丁目の箱屋傳兵衛兩所より買入るべく又諸國より廻着したる者は右兩所へのみ賣渡し決して其の他と賣買し又市中に於いて販賣等をなすことを得ざるは既に明和二年六月の觸書を以つてしたる所なれども近來市中の食用店に於いて販賣をなす者ありて不都合抄からず殊に煎海鼠の如きは外國貿易品中彼れの嗜好品にして其の需用多く故に長崎港よりも輸出高を増加せしめられんことを申請し來たりたれば向後これが發達を期せんがため右不都合の者あらば嚴科に處すべしと。

後天明八年七月町奉行松平石見守貴弘及び小田切土佐守直年は老中松平越中守登阪の時の口達を承け三郷總年寄へ令して曰はく豫ねて米直段の高低を取締りしが商賣人は自然これを等閑に附し動もすれば見込買をなして不正の利を貪らんとする者あり元來見込買等は商人の常にして深く咎

むべきものに非すと雖天明三年以來諸所の山燒また奥羽等の凶年且出水にし世間一體に逼迫し米價も亦古今未曾有の騰貴を來たし人民都べて慘狀を極め漸にして昨年は可也の豐作なりしが此れを以つて連年の困苦を挽回すること能はず仍りて今兩三年間は都べての物價の昂騰せざる様專世上の融通を圖ることに勉め決して思惑買又は酒造米として多額の米を買込むべからずたとへ蔵米納屋米たりとも同様に付き若心得違あるときは嚴科に處せらるべく右洩なく三郷町民へ知らしむべしと是れ安永元年江戸の大水を初として同三年には京に大風大阪に海嘯あり翌四年にはまた京に洪水あり翌五年には諸國疫癘の流行あり又翌六年には東國に洪水あり七年には京に大洪水あり後二年を経て天明元年には畿内に大風害あり翌二年には江戸に大地震等ありて天下悲惨絶ゆるなかりしに令達にいへるが如く天明三年には信州淺間山噴火して東國に砂を降らし翌年に亘る大饑饉となり以後天變地異相續ぎて天明七年の如き實に非常の米穀高價なりしを以つてなり。

越ねて翌寛政元年三月町奉行松平石見守及び小田切土佐守は町民の都べて花美の風に赴きたるを停止せり蓋大阪のみならず當時は華美豪華の風全國に普く連年凶慊の後を承けたりといへども泰平の結果は次第に此の風を馴致せしめ殊に其の最甚しかりし時なりしを以つて之れを戒められたるもの一二にして止まらざりき此の時令して曰はく町民の風儀大いに華美に流れ日用品迄も高値となりて困窮する者尠からず武家に於いては質素を守り身づから戒め居れども町民はいまだ心附かずして其の極度を知らず自今町人男女分限相應にして決して衣類又髪飾の飾品等華美を用ふべからず組附の輿力同心等見廻はりて是等の犯罪者を見出だしたるときは其の名前居所等を糺し直ちに奉行所に召し連れて嚴科に處すべしと以上は江戸より達せられし趣旨を奉行の敷行したるものにして更に左の箇條を示し借屋の者迄にも洩なく觸書を以つて知らしめき。

奢たる品拵並賣買停止

覺

- 一不益に手間掛候高直之菓子類無用可致候是迄拵來候共相止可申事。
- 一火事羽織頭巾結構之品可致無用並町方火事場まとい錫箔之外用申間敷事。
- 一能裝束結構も相見候間向後輕く可致候並女之着類も大造之織物無用に可致事。
- 一破魔弓菖蒲甲刀羽子板之類金銀金物並箔用ひ中間敷事。
- 一雛並もて遊ひ人形之類は八寸以上可爲無用候右以下之分は兪末の金入どんす類裝束は不苦事。
- 一雜道具梨子地は勿論蒔繪に候得者紋所之外無用之事。
- 一櫛かみかひ髪さし等金は決而不相成候銀べつかみは大造無之者不苦候並目立候かさり細工入組高直之品々賣買堅停止之事。

一させる其外もてあそび同前之品々金銀造ひ中間敷候蒔繪等結構に致間敷事。

尋いで同五月に至り町人男女傾城町芝居役者の衣類並に茶屋風呂屋召抱女の風儀を制して言はく町人男女の風儀取締は本年三月既に觸れ置さしが傾城其の他芝居役者の衣類は絹袖木綿にして何地にても紺屋染たるべく又芝居舞臺に於ける裝束は平絹羽二重絹袖も亦紺屋染とし都べて人形の裝束に至るまで花美を用ふべからざることは寛文八年五月以降屢告示せしが近頃等閑に打過ぎたれば今後之れを嚴守し役者共も芝居外に於いては素人同様の服裝を用ふべし又茶屋風呂屋等の召抱女の員數は茶屋女は二人髪洗女は二三人に定め置かれしに近來多人數を抱へ賣女同様の商賣をなす者多く且御城近邊にて所柄をも憚らざる者あるやに聞けり向後急度吟味を遂げ嚴科に處すべきを以つて三郷洩れなく相觸るべしと兩々相對して以つて時勢の一斑を知るべし。

同年翌六月更に町奉行より博奕其の他の賭勝負事を制せり即諸勝負事は從來嚴禁せられしが近頃に至り種々名目を變じて武士屋敷寺社茶屋並に辻等にて是等不埒の所爲をなす者あり向後は吟味のうへ一層嚴重にし掛り合の先々迄をも用捨なく處分すべし又此の犯人を訴へ出でし者は同類の者たりとも自分の舊惡を改めし者は御褒美を賜ふ町方は辻々に在方は高札場又は村役人の宅前等に其の趣を掲置し町村役人五人組共その組合限に申合はせ武家また寺社にても家來並に末々の部屋に至るまで之れを改めしむべしと。

同十二月に至り二たび服裝等に關し達して云はく女の着類は小袖表代銀三百目染摸樣百五十目を限り以上高直の物は賣買を禁ず櫛笄簪の類は金は勿論銀籠甲等にても細工入組にして高直の品を用ふべからず櫛代銀は百目を限り笄簪も亦之れに準じて下直の物を用ひ其の他破魔弓羽子板も金銀箔を用ふるを得ず雛もてあそび人形は丈八寸を限り梨子地蒔繪等ある者の賣買を禁ず若犯す者ある時は現品沒收のうへ嚴科に處せらるべしと。

又同月を以つて大阪郷宿株九人の者へ達して云はく明和九年本株を許され年々冥加銀を上納して村方の百姓共を宿らせ來たりしに村方の者は宿賃飯料等高く且不自由にても已む事を得ず此れに宿り困難せしを以つて以來右九人の宿株を差止め素人宿に宿泊すとも差支なし故に宿泊せしむる素人宿の者は其の時々届け出づべしと。

降りて文政七年八月大阪町中に關し法度の定められたるもの都べて八箇條其の概略左の如し。家屋の建築をなす者は公儀の作法に隨ひ表通りの土藏並に釣格子等は年寄並に近所の意見を伺ひたとへ表通りに拘はる修繕にても我儘にすべからず又地形は古例の通り水上新しき地形より一寸下りとし之れを定むるにも兩隣立合見分の上とすべし。

町人家守並に代判人の商賣用にて他所他國へ出づるには前以つて年寄五人組へ届け出で留守中代判人を定むべし。又借家を貸付するには是迄の居所及び商賣等を糺し年寄五人組へ届け、なほ町内一統承知のうへ家請證を取りて貸付くべし。奉公人を召抱ふるには請狀並に寺請狀等を取るべし。又京都江戸奈良堺その外何方にても他國に掛り合ひ所役人に付き添ひて他行する時はその諸費用は落着の上當人は残らず出費し、當人若不如意なるときは左の割合を以つてす。

十分の三 家主より出銀。

十分の二 五人組役割出銀。

十分の五 町人役割出銀。

但當人にして在來町人なるときは其の親類より悉皆これを辨償し親類にして資力なく之れを歎出でしときは十分の三は五人組十分の七は町人の負擔とす。

拔荷唐物賣買は法の禁する所にして之れを犯すものは借家人は一件落着する迄その家主より家を明けさせ、當人が在來の町人なるときは居宅は借家となし他所へ引越さしむ。但時宜によりては異なりたる法を行ふことあるべし。

町内に棄兒有るを見出だし、者は勿論五人組は貰主を求め其の手續をなして貰主に遣はすべし。此の費用負擔は左の如し。

十分の三 家主より出銀。

十分の二 五人組役割出銀。

十分の五 町人役割出銀。

町内にて出火並に手過有りし時其の入費は當人より出だすべきものなれども若當人不如意にて出來する能はず町内へ歎き出でし時の割方は左の如し。

十分の五 家主より出銀。

十分の二 五人組役割出銀。

十分の三 町人役割出銀。

然れども其の時の模様によつては變更することあるべし。

町内の往來先に行倒れ又は變死者ある時の出費は左の如し。

十分の三 家主より出銀。

十分の二 五人組役割出銀。

十分の五 町人役割出銀。

家屋敷の賣買は時價を以つてし町並不相應にすべからず。而して家屋敷賣買を決行せし上は銀高並に買主の名前を町内へ申達し町内一同の承知判を取るものとす。

他町に家屋敷を所有する者は家守を附し隣町村のものは格別につき之れを要せざることをあるべし。而して家守は一名前にて家二軒迄を勤め、持主違の二軒は家守一人にて勤むべからず。

### 第五節 刑律及び刑の執行法

幕府は刑の施行に關し御定書二冊と例書一冊とを江戸三奉行及び京都所司代大阪城代に領かち、其の轉任の時は之れを返還せしめて新任の者に下附し、歴世以つて恒例としたりき。而して世の變遷と共に警察制度も亦その趣を異にしたりと雖、刑の施行に至りては概して漸次輕減に傾くの外甚しき

異動あるを見ず、故に今茲に年を追ひて列擧するは徒に繁冗に渉る嫌あるを以つて、本項は隨機また律文に仍りし斷罪處刑の諸例中其の重なるものを集蒐し、且其の執行法を擧げ以つて當時刑政の一斑を窺ふに供せん」とす。

晒鋸挽

諸刑中極重なるものを晒鋸挽の刑とす。今其の方法を略記せん。まづ晒場に深三尺四方の穴晒箱を埋め、其の後に土俵三俵を積み、其の中に囚人を縛り付け、柵板目と稱する板を以つて首を箝め、首のみを出ださしめて左右に蓋をなし、更に箱の左右に土俵一俵づゝを載す。而して食事並に兩便のときは其の蓋を取り去りて穴晒箱より出だし之れを辨せしむ。元來此の刑を行ふは一日間引廻はしの後にして罪人の兩肩に刀目を入れ、其の兩側に鋸及び血を附着せしめし竹鋸を備へ、往來のものをして勝手に之れを挽かしむ。然るに慶安年中江戸にて石谷將監の掛にて妙仙といふ者、日本橋に晒されしとき往來の者真に之れを挽きしより之れを禁じ、後幾干もなくして終に之れを廢して竹鋸を備ふるのみとなし、大阪も亦この法に倣ひき。此の刑は晒鋸挽の刑を終へたるのち磔に行はるゝものにして其の晒初日の出役は東西の與力各二人、牢屋敷に出張し、囚人は青繩本繩を懸け片錠を下し、改番所に更にて之れを改め與力は晒を宣告し、東西の同心各二人、牢屋同心二人その他附添の非人穢多數名にて毎日午前七時より午後五時まで晒穴箱に晒すこと二日間、又歸牢中に手鎖を掛け三日目に至り荒繩を以つて掛替へ改番所へ呼出だし、鑑役は其の名前肩書年齢入日等を檢し與力は更に晒の上磔に施行することを宣告し、且田畑家屋敷家財共に沒收せらる。而して此の罪に恰適するものは

一、主殺以上

なれども實際多く行はれし事なし。

磔

此の刑に處せらるべきものは左に恰當する者とす。

一、關所を除け山越をなし、又は關所を忍び通りし者。

但、男に誘引せられて犯したる女は奴。

一、同案内者。

一、金子を添へたる棄子を貰ひて切殺し又は殺したる者は引廻の上本刑。

一、密夫し實の夫を殺し、女は引廻の上本刑。

一、主人又は親に悪事ありと訴へ世でし者。

但事實なるときは本人は相當より一等軽く、訴人も亦なほ軽く處刑せらる。

一、金銀を賈造せし者は引廻の上本刑。

一、主殺は二日晒、一日引廻鋸引の上本刑。

一、主人及び主人妻又は主人の悴に手負はしゝものは晒の上本刑。

但懷胎女は出産後之れを施行す。

一、古主人を殺しゝ者は晒の上本刑。

一、親殺若くは舊主人に手負はしゝ者は引廻の上本刑。

一、親に手負はせ並に打擲せし者、及び師匠を殺しゝ者。

一、既婚者へ艶書を付けし者はいまだ通せずとも本刑に處せらる。

但離婚者は構なし。

一人の娘を養女に貰ひ受け又下女に召抱へ若くは誘拐して之れを遊女に賣りし者は引廻はしの上  
本刑、證人、亦、死罪に處せらる。

以上は本刑に行はるべき罪人にして、而して其の仕方は囚人を馬に乗せて刑場へ召し連れ、下働人六  
人にて之れを下し罪木に仰向けに乗せ、足首を横木に結び付け、二人づゝ左右へ廻はり高腕を横木へ  
結び着け、囚人の衣類の左右脇下より腰の邊迄を切り破り、胸板の左右より三ヶ所繩にて結び更に胸  
繩襟繩等をなさしめ、人足十人餘にて此の罪木を建て、根を地中三尺餘埋込み土にて固め、施行者穢多  
は檢使へ伺ひ下役同心は囚人の名前を糺して穢多へ差圖をなす。此の時穢多は鍵を持ち左右に分か  
れ囚人の胸部に於いて左右より鍵を交叉し「ア」の掛聲をなす。之れを見せ鍵と稱し、之れを引く  
と同時に脇腹より肩先へ鍵の穂先一尺餘を突出だし「ッ」捨てて之れを抜き、其の後は左右より代り  
「」突くこと二十回乃至三十回にして檢使へ伺の上左右より咽喉吭に止鍵を刺す、而して被刑人の  
諸物を沒收せらる、事前に同じ。

獄門

死罪に行はるゝ者と同一の方法にして首打落すと同時に穢多は直ちに其の首を引揚げ手桶の水に  
洗ひて之れを俵に入れ獄門檢使等立會のうへへ懸引廻なき者は轢なし捨札建の後より首俵を兩人に  
て差荷ひ、檢使同心差添へ仕置場に到りて獄門に掛く、而して首晒日數は三日二夜にして穢多非人杯  
之れが番人となり、三日を過ぐれば奉行所へ伺の上これを取除く、然れども捨札は三十日間にして都  
べて沒收せらるゝもの前に同じ、尙、本刑を受くべきものを擧ぐれば左の如し。

- 一、打荷又は破船と偽り其の荷物を押領せし船頭上乘共。
- 一、金子を添へたる菓子を買ひて其の子を棄てたる者は引廻の上本刑。

一、間夫にして其の情婦に實夫を殺さしめ、又は手傳したる者。

一、密夫にして實夫に疵付けし者は引廻の上本刑。

一、主人の妻と密通したる者は引廻の上本刑。

但、女は死罪。

一、養母養娘并に娶と密通したる男女。

一、密夫の僧。

一、人を殺し、且、盜をなし、又は盜に入りて人に疵付けしものは引廻の上本刑。

一、徒黨をなして人家へ押込み盜に入りし頭。

但、同類は死罪。

一、追刺をなし、者。

一、謀書謀判をなし、者は引廻の上本刑。

但、加判人は死罪。

一、巧なる騙りの再三再四に及ぶ者。

一、毒藥を賣りし者は引廻の上本刑。

一、銀札を贋造せし者。

一、秤を贋造せし者は引廻の上本刑。

但、掛目、入目、違なきに於いては中退放。

一、地主を殺せし家守は引廻の上本刑。

一、主人の親類を殺し、者は引廻の上本刑。

一、支配を受けし名主を殺し、者は引廻の上本刑、  
一、毒殺せしもの。

但死に至らざる時は遠島。

一、主人に手向せし者は引廻の上本刑。

但女にして懐胎せし者は分婉に及ぶ迄入牢させ後施行。

一、出家の身として人を殺し、者。

但、及物にて疵付し者は死罪。

一、火災に際し老衰又は病氣の親等の焼死を拾置き自分斗り通れ出でし者は引廻の上本刑。

但、兎姉伯父伯母を此に至らしめしものは中追放。

一、官林を盗伐せしものは代官手代等の之れを事實と認めしときは死罪の上獄門に曝され其の子ま

た死罪に處せらる。

一、脚夫の其の寄託品を破解して盗みし者は引廻の上本刑。

火罪。

火罪は専ら放火犯の者に施行する刑にして、其の初は木を建て薪草を積み重ね其の上に鎖を以つて罪人を繋ぎ火刑を施行せしが、其の施行に際し苦悶見るに忍びざるを以つて、徳川の時代となりて斯の如きは刑の本意にわらずとなし更に火罪木に括り附け殆死に至らしめ以つて本刑を施行することゝなれり。其の仕方は六七寸廻の大竹を二つ割となし、ひしぎて五尺廻の輪を造り、同四つ割竹長七尺を折廻して大輪を釣り火罪木へ結び附く。而して此の輪は囚人を入るゝのみにあらず、仕懸を假ならしむるものにして、なほ此の竹は悉これに縛りて捲き其の上に土す、沙を塗り込み、且、網繩にて土留

捲にす。囚人の此の刑場に來たるや馬より下し戒の儘にて火罪木の輪の中へ入れ、兩高腕を釣り竹に、腰を細腰柱に高股を高股柱に、足首を一足に寄り柱に、何れも大繩二重懸に疵と結び付け之れを土にて塗り込み、且、小繩にて之れを捲き小男は横を踏ましめ、他は地を踏ましむ。是等の用意をなして戒の首繩を切斷し更に大繩二重懸に柱に結び附け土にて塗り、茅及び横を積み重ね風上より火を移し、囚人の果てしころ燃ゆる残りの横等を取り拂ひ更に左右より四五把の茅に火を移して一方よりは鼻、一方よりは陰囊、女子は乳を焼き以つて止とす左に列記するものは本刑に處せらるべきものにして、なほ、すべて没收せらるゝものは前者に同じ。

一、放火せしもの。

一、人を頼みて放火せしもの。

一、物取にて放火せしものは引廻しの上本刑。

死罪。

此の刑に行はるゝものを左の三十餘種とす。

一、地頭へ強訴の發起となりし者。

一、商物の代金を請取其の品を渡さずして二重賣せし者。

但、金子は拾兩以上、雜物は代金に積りてす。

一、偽證文を以つて金子を借り又之れを知りて貸し、者。

一、奉公人の請人となりて誘き出だし又は脱落せしめし者。

一、人家へ忍入り又は土藏等を破りし盗人。

一、他に商買あるに其の妻をして強ひて賣淫せしめし者。



一、密通之男女

但、其の夫密通男女を殺すとも密通の事實紛なきに於いては無構。

一、主人の妻に密通の手引をなし、者。

一、盗に入り及物にあらざるものにて人に疵付けし者。

一、人を勾引せし者。

一、遺恨を以つて放火すべき旨を張札し又は捨文せし者。

一、騙りの公儀に對するか又豫て巧みし事か又人と謀りし者。

一、似せ藥を賣りし者は引廻の上本刑。

一、人に頼まれ放火せし者。

一、放火をなして年を越え露顯せし者。

一、主人舊主人に切かゝり打かゝりし者若くは地主を殺さんとして手負はし、家守。

一、舊地主を殺し、家守は引廻の上本刑。

一、非分なき實子養子を殺し、親又弟妹甥姪を殺し、者。

但、不圖短慮にて殺し、者は遠島。

一、自分の悪事を蔽はんがため人を殺さんとして疵付け若くは詮議したる人に遺恨を含みて手負はし、者。

但、切殺し、者は獄門。

一、車を引掛け人を殺し、者。

但、其の前後に引きし車にして害せざりし者は遠島。

又荷主及び家主は共に過料。

一、辻切せし者は引廻しの上本刑。

一、家焼失に際し其の親類死せしを捨置遺出だし、者。

但、兄弟姉伯父母をして此に至らしめし者は中追放。

一、亂心にて放火せし者の亂心の證據不分明なるもの。

但、亂心の證十分なるときは親類へ預け押込。

一、放火者盜賊殺人者、徒黨をなし人家へ押入りし者、追剝等の科人を立退かせ其の住所を隠匿せし者。

一、遠島者島に於いて死罪以上の悪事をなし又島を逃げし者。

但、其の島に於いて強取また亂暴者は島替。

一、入墨後盜をなし、者。

但、盜以外の少悪事は重敲。

一、追放のもの御構場へ立歸りし者。

一、牢拔せし者。

但、牢番人は中追放。

一、船荷物を窃取し之れを賣買せしものは牢舎の上本刑。

一、既婚者と姦通せしものは男女共本刑。

一、兇徒聚嘯の造意者。

但、同意者は流刑。

一、官吏收賄。但三百兩以上。

一、官吏の自己保管の物品を盗みし者。但三百兩以上。  
 死罪の仕方は、鑑役打役一同牢屋へ出で打役は牢鞘出口に立ち、鞘内には無腰の牢番同心二三人、下男八人にして、鑑役は鞘外へ廻り、鞘内にては牢番同心錠を外し扉を開く。而して當番及び鑑役の、大牢何所無宿誰は居るか、と問ふや、牢屋名主は「居ります」と大聲に呼び、其の名差の囚人は左右より相牢囚人兩人にて手を取り、戸前より正面の羽目へ押さへ付け、牢内役人之れを取圍み、牢根太板を踏鳴らし、戸前に押し出だす。而して此の囚人は鞘内にて切繩を掛け、鞘外より鑑役牢證文を以つて肩書、年付、入日、掛り附等を改め、鞘口より打役繰出で下男は繩を取りて改番所へ引居る。鑑役は二たび名前肩書其の外形の如く改め、打役一人牢屋見廻りは詰所前へ出で、檢使へ案内す。檢使は改番所に出で、鑑役出牢證文を以つて名前其の他を改めて、檢使に渡し、檢使の更に科の次第書付を以つて讀み聞かせば、直ちに側に控へし非人大勢にて取圍み、打役附添牢前通りより切場口へ廻はし、目隠をなし、檢使其の外は埋門より出で、檢使場へ着席す。而して囚人は非人三人にて繩取引出で、當番鑑役二たび囚人の名前を聞き、直ちに切場の前の菰俵の上に於いて草履を脱ぎて座らしめ、手傳人足の腰の小刀を以つて切繩の脊結び目より襟の方へ上り、喉繩切捨て、若物を引下げ肩を露はし、手を添へて首を伸べさせ、手を引くと共に、町同心首を打ち落し、其の死骸は取捨にし、様ものに申付く。

遠島。

一、隠鐵砲を所持し又は發砲せし者。

一、姉妹伯母姪と密通したる者。

一、女犯の寺持僧。

但、所化僧は觸頭へ渡し、寺法の通とす。

一、三笠附博奕をなし若くは其の宿をなし、者。

一、人殺の手引をなし又差圖を請け人を殺し、者。

但、逃亡せしときは下手人とす。

一、相手より不法の儀を仕掛けられ是非なく及傷に及び人を殺し、者。

一、渡船乗沈め溺死者ありしときは其の船の水主。

一、車を引掛け怪我をなさしめし者。

但、其の前後に牽きし車にして害せざるものは中追放、荷主及び家主は過料。

一、子心にて辨なく人を殺し及び放火の者。

但、十五才未満の者は親類預。

一、代官の命に違背せしものは入牢申付られ、地頭の命に違背せしものは時宜に仍り追放、遠島、死罪に處せられ又は地頭に任せらる。

中追放

一、口留番所を忍び通りし者。

但、男に誘引せられし女は領主へ渡さる。

一、遺恨を以つて人の偽惡事等を張札又は捨文せし者。

一、褒美を取るべき目的を以つて偽りて訴人せし者は敲の上本刑。

一、口論にて人に疵付け不具者に至らしめし者。

但、渡世なり難き程に至らしめし者は遠島。

一、人殺ありて内證にて事を濟まし立退かしめし事を知りて訴へざる名主。

但組頭は所捕。

輕追放。

- 一、公事請願其の外請負事等に付き賄賂を差出だし、者若くは取持をなし、者。
- 一、地頭へ強訴せし村方の組頭。
- 一、捨子あるを密に他へ移し、者。
- 一、縁談極まりし娘と不義せし者。

但、女は髪を剃り親元へ渡さる。又、親にして之れを切殺すとも不義の紛れなきに於いては無構。

一、朱墨を賈造せし者は家財取上のうへ本刑。

一、放火せし者を訴へずして内證にて殺させし名主は所捕。

一、口論上取合となり偶然急所に當りて死に至らしめし者。

一、公許なくして帶刀したる百姓町人は刀脇差沒收のうへ本刑。

一、田畑永代賣買者及び加番者は入牢、且、賣主は追放買主は之れを沒收せらる。

以上の内遠島の刑に宣告せられし者は十人を嵩みて各其の島々に出帆せしめ、其の入牢の七箇月以上に亘るものは其の人員十人に充たすとも特に出帆せしむるものなり、而して其の出帆前に當り、囚人の身寄より届物の書附を町奉行へ提出し、町奉行は之れを牢屋敷に命じて其の出帆前日に於いて各其の届物を船手番所へ持ち來たらしむ、其の額は一人に付き米二十俵、麥五俵、錢二十貫文、金二十兩（金は錢に直して差出ださしむ）以下を制限し、又、物、書物、火道具等の類は總べて之れを嚴禁せられ、若くは身寄より届物なきに於いては奉行所より手當錢として一人に付き雜人は金二分、揚屋者は一兩、揚屋敷者は二兩、何れも錢に換へて下賜せらる、而して出帆の前日町奉行は人別島割帳面を御船手へ引渡す。

し出役與力双方二人、半屋見廻東西與力各一人、船手番所にて届物の品々を改め以つて御船手に渡す。夫れより半屋見廻は下男をして半屋敷詰所前へ庭を敷き遠島の囚人一同を手鎖腰繩にて召し連れ座せしめ、鑑役醫師は椽側に座を構へ半屋見廻は明日出帆並に島割帳また届品手當品等を申渡し、且、囚人の望に仍り一人四百文許の買物をなして給す。又、醫師は病人には半内にて用ひ來たりし醫藥膏藥等を渡し歸牢せしむ。出帆の當朝出役一同立會ひ、囚人は牢前に於いて侍出家は駕籠、雜人は持駕籠に乗せみな青細引にて縛り、揚屋ものは羽カイベにし、錢は吠に入れ木札を附けて銘々の前に並べ置き、鑑役は出牢證文を以つて囚人の名前、肩書、年付、入日、掛り付等を改めて出役與力に渡し下役同心若干名、囚人の多寡に仍る、附添ひ裏門より御船手番所へ出で、夫れより一同船に乗り込み其の流し場たる薩摩五島の島々、隠岐國壹岐國、肥後の天草等へ流竄せらる。但、船行中揚屋敷者並に女は別園たり。

重追放は田畑家屋敷家財を沒收せられ、其の御構場は武藏相模、上野、下野、安房、上總、常陸、山城、攝津、堺、奈良、長崎、東海道筋、木曾路筋、甲斐、駿河、尾張、紀伊等にして中追放は同じく田畑家屋敷を沒收せられ、御構場は江戸十里四方、京都、大阪、堺、伏見、奈良、長崎、東海道筋、木曾路筋、日光海道筋、甲斐、水戸、名古屋、和歌山とす。又、輕追放は其の關所中は追放と同一にして、其の御構場は江戸十里四方、京都、大阪、東海道筋、日光街道筋及び甲府等とす。

重過料。

重過料は概十貫乃至二十貫文と定められ、其の内身分の高きもの又は持主に應じて金二十兩あり三十兩あり、又、其の以上を課することあり、而して皆三日を期して納付せしめ、若くは貧困にして其の期日に至りても納付すること能はざるものは一日一貫文の比例を以つて手鎖の刑に處せらる。今、本科に處せらるべきものを擧ぐれば左の如し。

- 一、隠鐵砲を所持し若くは他所より來たりて發砲せし村方の各主組頭。
- 一、地頭へ強訴せし百姓。
- 一、田畑を永代買せし者、本人死せば其の子同罪、且田畑沒收。
- 一、廻船荷物を賣買せし質主及び賣主。
  - 但、荷物代金共に取上げられ荷物は問屋へ渡さる。
- 一、新規の神事佛事をなしたる者。
  - 但、出家社人は逼塞。

過料。

過料は三貫文と五貫文との二種にして其の期日は重過料と同じく三日限とし、又貧困にして納附すること能はざるものは手鎖の刑に處せられ之れに恰當すべき科は左に

- 一、賄賂を請けし者、之れを返したりと雖村役人は役儀取上、平百姓は過料に處せらる。
- 一、人に疵付し者は疵の多少に仍らず療治代町人百姓銀一枚。
- 一、質物は八箇月とし此の期を經過すれば流れと定められたれども、置主の利足を濟ましたるを賣り拂ひし質屋は質物請戻させ過料に附せられ、若賣先不明なるときは元金倍増として置主に渡さしむ。
- 一、隠鐵砲玉藥を賣りし者若くは隠鐵砲を打つ者と馴合ひ鳥獸を商賣する者。
- 一、御留場にて諸鳥の印を取りし者。
- 一、村内に於いて盜人の宿をなし、事を知らざる村役人。

入墨。

入墨の刑に處せらるゝ者は重敵また敵の刑を加へらる。其の仕方は囚人掛は囚人を白洲に呼び出だして入墨執行の事を申渡し、一旦歸半せしめし後半屋下男は之れに繩を掛け半屋同心一人附添へ半屋見廻詰所前砂利の上へ蕙を敷きて座せしめ、御半證文に引合ひ名前肩書等形の如く其の手續を了へ非人手傳は左の腕を脱がせ下地彫物の有無を改め肘上幅五分程墨にて二筋引廻し針にて彫り指に墨汁を附け針跡に塗り、更に兩手にて摺り込み手桶へ腕を架し水にて墨を洗ひてよく拭ひ針の行届かざる箇所あらば二たび針に墨汁を附け彫ること前の如くしまた水にて洗ひ清め半屋見廻見分のうへ更に針跡へ筆にて墨汁を濃く引廻し紙にて捲き紙燃にて結びて終り、入墨の乾かぬ間は中日間溜預けにして見分のうへ出溜を命せらる。而して堺に於いては窃盜詐偽等の初犯者は五十日乃至百日の入半を命じ放免に際し右腕は一筋の入墨をなし以つて初犯の印となし、再犯者は入半のうへ入墨を二筋となし三犯に至りて斷首としたりき。而して本刑は各藩に於いて其の印する箇所及び數等に異同あり。今、左に本刑に相當すべき罪科を示さん。

- 一、取次くべき商品を質入し又金銀を横取せし者。
  - 但、金錢は拾兩以上、商品は代金に積りてす。
- 一、打荷又は破船と偽り其の荷物を押領せし水主。
- 一、陰物買若くは之れを知りて又買の者は本刑の上敵。
  - 但、年來此の事にかゝりし者は死罪。
- 一、一時の出來心にて盗みし者。
- 一、古主人の宅に忍び入り旅人の金子を盗みしも古主人の難義を察し之れを返さんとの所爲ありて神前等に投込みし者。